

《全 文》

【文献番号】 28033107

釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求、女子勤労挺身隊従
軍慰安婦公式謝罪等請求事件

山口地裁下関支部平四(ワ)三四九号(甲事件)・同五(ワ)三七三
号(乙事件)・同六(ワ)五一号(丙事件)

平10・4・27第一部判決

判 決

甲事件原告 甲花子 ほか九名

右原告ら一〇名訴訟代理人弁護士 山崎吉男

同 李博盛

同 山本晴太

同 松本康之

同 福島武司

同 藤田正人

同 徳永亮二

同 片見富士夫

同 水野彰子

同 吉野千津子

同 李宇海

甲ないし丙事件被告 日本国

右代表者法務大臣 下稲葉耕吉

右指定代理人 長井浩一 ほか一〇名

(なお、以下当事者の記載に当たっては甲ないし丙事件を区別せず、
単に原告某、被告と表記する。)

右当事者間の釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件、
女子勤労挺身隊従軍慰安婦公式謝罪等請求事件について、当裁判所は、
平成九年九月二九日に終結した口頭弁論に基づき、次のとおり判決す
る。

主 文

- 一 被告は、原告甲花子、同乙松子、同丙竹子に対し、各金三〇万円及びこれに対する平成八年九月一日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 前項記載の原告らのその余の請求及びその余の原告らの請求を全部棄却する。
- 三 訴訟費用は、一項記載の原告らと被告との間においては、同原告らについて生じた費用を三分し、その一を同原告らの負担、その二を被告の負担とし、被告について生じた費用は全部被告の負担とし、その余の原告らと被告との間においては、全部同原告らの負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

- 1 被告は、大日本帝国の韓国併合と戦争への朝鮮人の動員により、

原告らを含む多数の朝鮮人に多大の犠牲を強い、かつ、戦後放置してきたことを、国会及び国連総会において公式に謝罪せよ。

2 被告は、原告甲花子、同乙松子、同丙竹子に対し、各金一億一〇〇〇万円、原告柳賛伊、同朴小得、同朴順福、同李英善、同姜容珠、同鄭水蓮、同梁錦徳に対し、各金三三〇〇万円並びに右各金員に対する原告甲花子、同乙松子、同柳賛伊、同朴小得については平成五年二月二三日から、原告朴順福、同李英善、同姜容珠、同鄭水蓮、同丙竹子については平成六年三月八日から、原告梁錦徳については平成六年四月一九日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。

3 (2 の予備的請求として)

被告は、原告甲花子、同乙松子、同丙竹子に対し、各金一〇〇万円及びこれに対する平成六年六月二一日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

5 2、3につき仮執行宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を全部棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 3 担保の提供を条件とする仮執行免脱宣言

第二 請求の特定と請求原因の概要

一 原告らは、被告に対し

帝国日本が旧朝鮮を植民地支配していた昭和一二年（一九三七年）ころから昭和二〇年（一九四五年）ころまでの間、現大韓民国（以下「韓国」という。）国民である原告甲花子、同乙松子、同丙竹子（以下「慰安婦原告ら」という。）を上海、台湾等の慰安所に強制連行し、いわゆる従軍慰安婦として長期間複数の軍人との性交渉を強要したこと及び現韓国国民である原告柳賛伊、同朴小得、同朴順福、同李英善、同姜容珠、同鄭水蓮、同梁錦徳（以下「挺身隊原告ら」という。）を日本に強制連行し、不二越鋼材工業株式会社富山工場等の軍需工場において、女子勤労挺身隊員として長期間の肉体労働に従事させたことに関し、

- 1 昭和一八年（一九四三年）のカイロ宣言、昭和二〇年（一九四五年）のポツダム宣言、日本国憲法前文及び九条は、被告に対し、侵略

戦争と植民地支配の被害者に対する謝罪と賠償を具体的内容とする

「道義的国家たるべき義務」を負わせていると解すべきであるとして、
国家賠償法一条一項、四条、民法七二三条の類推適用により、国会及び国連総会における公式謝罪（以下「公式謝罪」という。）及び損害賠償（慰安婦原告らにつき各金一億円、挺身隊原告らにつき各金三〇〇〇万円及び右各金員に対する訴状送達の日翌日からの遅延損害金）の支払を求めた。

2 仮に、右1の請求が認められないとしても

大日本帝国憲法（以下「明治憲法」という。）二七条においても、日本国憲法二九条と同様に、生命、身体、自由に対する損失補償が肯定されると解すべきであるとして、原告らの被った損失は、朝鮮民族である原告らが支配国である帝国日本の存亡のために被った「特別の犠牲」であり、明治憲法二七条に基づき、損失補償（金額については、右1の各損害賠償金額と同じ。）の支払を求めた。

3 仮に、右1、2の請求が認められないとしても

日本国憲法前文、九条、一四条、一七条、二九条一項及び三項、四〇条及び九八条二項の各規定を総合すれば、同憲法は、その解釈上、

被告国会議員らに対し、帝国日本による侵略戦争と植民地支配により被害を被った個人への戦後賠償ないし補償を行う立法を制定すべき義務を課していることは明らかであるにもかかわらず、被告国会議員らは戦後五〇年を経た今日に至るまでかかる立法をしないまま放置してきたものであり、少なくともこのことにつき過失があったといえる上、右立法をなすべき合理的期間も十分経過しているから、予備的に、立法不作為に基づく国家賠償請求として、国家賠償法一条一項、四条、民法七二三条の適用により、公式謝罪及び損害賠償(金額については、右1の各損害賠償金額と同じ。)の支払を求めた。

4 仮に、右1ないし3の請求が認められないとしても

挺身隊原告らと帝国日本との間には、両者の合意によって、同原告らが女子勤労挺身隊に入隊し、その隊員として帝国日本の指示に従って行動するとの非典型契約たる「挺身勤労契約」が成立しており、かかる契約の内容として、帝国日本には、同原告らに対して生け花・裁縫・ミシン等を教え、また、当然に、同原告らの就労中、工場への移動あるいは帰郷等の間の生命・身体に対する安全配慮義務があるというべきところ、帝国日本は、右の義務の履行を怠り、同原告らに対し

て生け花・裁縫・ミシン等を教えるどころか、成人男子以上の過酷な労働を強い、厳しい叱責、暴力、空襲の恐怖等の悲惨な生活を余儀なくさせ、著しい苦痛を与えたとして、同原告らは、被告に対し、予備的に、債務不履行に基づく損害賠償として、慰籍料及び逸失利益等(金額については、右1の同原告らの各損害賠償金額と同じ。)の支払を求めた。

二 また、原告らは、被告に対し

被告政府は、強制連行された朝鮮人被害者への個人的賠償ないし補償に対する法的責任につき、一貫して、日韓両国と両国民間の請求権の問題は、昭和四〇年の日韓協定により完全かつ最終的に解決済みであるとの態度を表明し、従軍慰安婦問題についても、「民間の業者がそういう方々を軍とともに連れ歩いている」ような状況であるなどとして、別紙一の「第八 不法行為による国家賠償責任」一ないし10の被告政府高官によるコメント、国会答弁等及び同11の当時の永野茂門法務大臣(以下「永野元法務大臣」という。)の発言を取り上げ

1 帝国日本による、原告らを含む朝鮮人被害者に多大の被害を被ら

せた旧朝鮮の植民地支配及び朝鮮人の強制連行や動員は、当時の国際法に照らして非人道的で極めて高度に違法なものとされていたから、前記「道義的国家たるべき義務」の具体的内容として、かかる違法行為の結果を被告の責任において積極的に負担し、被害者の救済を図るべきとの視点に立って、補償立法案を作成提出したり、同法案の前提となる日本国の法的責任を是認し、朝鮮人被害者の被害事実及びこれに対する帝国日本の加害事実を調査したりすることが憲法上要請されていたにもかかわらず、被告は、その国家責任を終始否定し、従軍慰安婦についても、調査を尽くさないまま安易に国家の関与を否定してきたとし、右1ないし11の行為が右「道義的国家たるべき義務」に違反する違憲、違法なものであるとして、国家賠償法一条一項、四条、民法七二三条の適用により、公式謝罪及び損害賠償（慰安婦原告らにつき各金一〇〇〇万円、挺身隊原告らにつき各金三〇〇万円及び右各金員に対する訴状送達の日翌日からの遅延損害金）の支払を求めた。

2 仮に、右1の請求が認められないとしても

前記一11のとおり、平成六年（一九九四年）四月二八日、当時の永野元法務大臣が、法務大臣就任当日の個別インタビューにおいて、

共同通信社所属の記者から「旧軍人として、従軍慰安婦問題を含め、日本の戦争責任をどう考えますか。」と質問されたのに対し、「二〇世紀半ばに一流国が自分の意思を周囲に押しつけるという歴史認識は間違っていた。慰安婦は程度の差はあるが、米、英軍などでも同じようなことをやっている。日本だけが悪いと取り上げるのは酷だ。慰安婦は当時の公娼であって、それを今の目から女性蔑視とか、韓国人差別とかは言えない。」との趣旨の発言をしたところ、これが同年五月四日及び五日の新聞朝刊で報道されたことに関し、同発言によって慰安婦原告らの名誉が著しく侵害されたとして、国家賠償法一条一項により、各金一〇〇万円及びこれに対する訴の追加申立書送達の日翌日からの遅延損害金の支払を求めた。

第三 当事者の主張

一 請求原因及び原告らの主張

別紙一記載のとおり

二 請求原因に対する認否及び被告の主張

別紙二記載のとおり

理 由

第一 はじめに

一 本件は、主として、いわゆる従軍慰安婦、あるいは朝鮮人女子勤労挺身隊員であった原告らが、帝国日本の侵略戦争と旧朝鮮に対する植民地支配によって被ったとする被害につき、戦後補償の一環として、被告に対し、公式謝罪及び損害賠償を求めた事案である。

二 そこで、まず、従軍慰安婦及び朝鮮人女子勤労挺身隊制度の実態と原告らの被害事実とを概観した上、原告らの法律上の主張につき検討を加えることとする。

なお、原告らは、別紙一の「第二 歴史的事実、一 日帝の韓国併合と戦争への朝鮮人の動員」において、本件の背景事実を縷々述べるけれども、当裁判所としては、右背景事実の如何にかかわらず、本件の判断は可能と考えるので、以下においては検討しない。

第二 事実問題

一 従軍慰安婦制度の実態及び慰安婦原告らの被害事実

1 従軍慰安婦制度の実態

(一) 別紙一及び二によれば

昭和七年(一九三二年)ころから終戦まで、長期に、かつ、広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したこと、慰安所は、当時の軍当局の要請により設置されたものであること、敗走という混乱した状況下で、慰安婦等の婦女子が現地に置き去りにされる事例があったこと、戦地に移送された慰安婦の出身地としては、日本を除けば、朝鮮半島出身者が多かったこと、昭和七年(一九三二年)にいわゆる上海事変が勃発したころ、同地の駐屯部隊のために慰安所が設置されたことが窺われ、そのころから終戦まで各地に慰安所が存在していたこと、慰安婦の募集については、軍当局の要請を受けた経営者の依頼により、あっせん業者らがこれに当たるが多かったが、その場合でも、業者らが甘言を弄し、あるいは、畏怖させるなどの方法で、本人たちの意思に反して募集する場合は数多く、また、官憲等が直接これに加担するなどの場合もみられたこと、業者が慰安婦等の婦女子を船舶等で輸送するに際して、旧日本軍が慰安婦を特別に軍属に準じた扱いにするなどして渡航申請に許可を与え、帝国日本

政府が身分証明書等の発給を行い、あるいは、慰安婦等の婦女子を軍の船舶や車両によって戦地に運んだ場合もあったこと、慰安所の多くは民間業者により経営されていたが、一部地域においては、旧日本軍が直接慰安所を経営していた事例が存在したこと、民間業者の経営にかかる場合においても、旧日本軍において、その開設に許可を与え、あるいは、慰安所規定を設けてその利用時間・利用料金や利用に際しての注意事項などを定めるほか、利用者に避妊具使用を義務づけ、あるいは、軍医が定期的に慰安婦の性病等の病気の検査を行うなどの措置を採り、さらには、慰安婦に対して外出の時間や場所を限定するなどしていたところもあったこと、利用者の階級等によって異なる利用時間を定めたり、軍医が定期的に慰安婦の性病等の検査をしていた慰安所があったこと

以上の各事実は当事者間に争いが無い。

(二) 右当事者間に争いが無い事実と《証拠略》によれば、以下の事実が認められる。

(1) 各地における慰安所の開設は、当時の軍当局の要請に基づくものであるが、その開設の目的は、当時、旧日本軍占領地域内において、

日本軍人による住民婦女子に対する強姦等の陵辱行為が多発したことから、これによる反日感情が醸成されることを防止する高度の必要性があったこと、性病等の蔓延による兵力低下を防止する必要性があったこと、軍の機密保持・スパイ防止の必要性があったことなどが挙げられる。

(2) 昭和七年 (一九三二年) に上海事変が勃発したときに、上海に派遣された旧日本陸海軍が当地の駐屯部隊のために慰安所を設置したのが確実な資料によって確認される最初の軍慰安所である。帝国日本が中国に対する全面的な戦争を開始した昭和一二年 (一九三七年) 以後、中国各地に多数の慰安所が設置され、その規模、地域的範囲は戦争の拡大とともに広がりを見せた。

(3) 慰安所が存在したことが確認できる国または地域は、日本、中国、フィリピン、インドネシア、マラヤ (当時)、タイ、ビルマ (当時)、ニューギニア (当時)、香港、マカオ及びインドネシア (当時) である。また、慰安婦の総数を示す資料はなく、また、これを推認させるに足る資料はないから、慰安婦総数を確定するのは困難であるが、前記のように、長期に、かつ、広範な地域にわたって慰安所が設

置されていたことから、数多くの慰安婦が存在したと考えられる。

(4) 慰安婦の出身地として資料により確認できる国または地域は、日本、朝鮮半島、中国、台湾、フィリピン、インドネシア及びオランダである。なお、戦地に移送された慰安婦の出身地としては、日本人を除けば朝鮮半島出身者が多い。

(5) 慰安所の多くは、民間業者によって経営されていたが、一部地域においては、旧日本軍が直接慰安所を運営していた事例もあった。民間業者が経営していた場合においても、旧日本軍がその開設に許可を与えたり、慰安所の施設を整備したり、慰安所の利用時間、利用料金や利用に際しての注意事項等を定めた慰安所規定を作成したりするなど、旧日本軍が慰安所の設置や管理に直接関与していた。

慰安婦の管理については、旧日本軍は、慰安婦や慰安所の衛生管理のために慰安所規定を設けて利用者に避妊具使用を義務づけたり、軍医が定期的に慰安婦の性病等の病気の検査を行う等の措置をとった。慰安婦に対して外出の時間や場所を限定するなどの慰安所規定を設けて管理していたところもあった。慰安婦たちは、戦地においては常時軍の管理下において軍とともに行動させられており、自由もない、痛

ましい生活を強いられていた。

(6) 慰安婦の募集については、軍当局の要請を受けた経営者の依頼により斡旋業者らがこれに当たるが多かったが、その場合も戦争の拡大とともに人員の確保の必要性が高まり、そのような状況の下で、業者らが甘言を弄したり、畏怖させる等の方法で本人たちの意思に反して集める事例が多く、さらに、官憲等が直接これに加担する等の事例もあった。

(7) 慰安婦の輸送に関しては、業者が慰安婦等の婦女子を船舶等で輸送するに際し、旧日本軍は彼女らを特別に軍属に準じた扱いにするなどしてその渡航申請に許可を与え、また帝国日本政府は身分証明書等の発給を行うなどした。また、軍の船舶や車輛によって戦地に運ばれた事例も少なからずあったほか、敗走という混乱した状況下で現地に置き去りにされた事例もあった。

2 慰安婦原告らの被害事実

反証はまったくないものの、高齢のためか、慰安婦原告らの陳述書やその本人尋問の結果によっても、同原告らが慰安婦とされた経緯や

慰安所の実態等については、なお明瞭かつ詳細な事実の確定が殆ど不可能な証拠状態にあるため、ここでは、ひとまず証拠の内容を摘記した上、末尾においてその証拠価値を吟味し、確実と思われる事実を認定することとする。

(一) 原告甲花子の陳述

(1) 原告甲花子は、大正七年(一九一八年)、現韓国全羅南道木浦市で生まれた。家は貧しく、藁葺き部屋二つであった。同原告は、一九歳であった昭和一二年(一九三七年)の春ころ、現韓国全羅南道光州市で呉服屋を経営していた社長宅に住み込みの家政婦として働いていたが、買い物のために外出したとき、洋服を着た日本人と韓国式の服を着た朝鮮人の二人の青年から、「金儲けができる。仕事があるからついてこないか。」と声をかけられた。同女は、当時としては婚期に遅れた年齢にあり、金儲けがしたいと思っていた矢先であったので、どんな仕事をするかわからないまま、彼らを信用してついて行くことにした。同女は、朝鮮の港から大阪に連れて行かれ、大阪で一泊した後、再び船に乗せられるなどして、上海に連れて行かれた。

(2) 同女は、上海のアメリカ人がフランス人の租界区の近くにある

「陸軍部慰安所」と書かれた看板が掲げられている長屋に連れて行かれた。同女を勧誘した日本人の男性が慰安所の主人であった。右長屋は、人が二人やっとなることができる程度の広さの、窓ない三〇室位の小部屋に区切られており、同女は、その一部屋を割り当てられた。同女は、右部屋で炊事・洗濯の仕事をさせられるものと思っていた。しかし、右長屋の一部屋を割り当てられた翌日、カーキ色をした陸軍の服を来た日本人の男が部屋に入ってきて、同女を殴って服を脱がせたため、同女は悲鳴を上げて逃げようとしたが、部屋の戸に鍵がかかっており、逃げることはできなかった。

(3) 同女は、その翌日から、右部屋において、生理のときを除いて毎日朝九時から夜二時くらいまで、軍人との性交渉を強要され続けた。慰安所の主人の妻が軍人から金をもらっていたが、同女は一度も金をもらったことはなかった。同女は、軍人の相手をしたくなかったため、炊事・洗濯などの家事をしていた「チョウさん」という中国人夫婦の手伝いに時々抜け出したり、主人に対して、炊事・洗濯だけの仕事をさせてくれるよう懇願したが、その都度、激しく殴られ、生傷が絶えなかった。同女は、ある日、どうしても耐えられず、慰安所から逃げ

出したが、主人に見つかって連れ戻され、炊事場で、主人から、長さ約五〇センチメートルの櫂の棍棒で体中を激しく殴られ、最後に頭を殴られ大出血をした。このときの頭の傷が原因で、同女は、現在も、雨降りの際に頭痛がしたり、時々頭が空白になる症状に悩まされている。

(4) 終戦後、慰安所の主人も軍人らも、同女だけを慰安所に残したままいなくなった。残された同女は、建物を壊したり放火していた中国人から危害を加えられるのではないかという恐怖の中、チョウさんの奥さんに匿われた後、上海の埠頭まで連れていってもらった。同女は、埠頭で三日間乞食のように野宿をして帰国船を待ち、ようやく帰国船に乗って釜山に帰り着き、故郷に帰ることができた。故郷では、父親は怒りや悲しみのために「火病」で亡くなっており、同女は、生きていた母親には上海に行って軍人の家で炊事などをしたと嘘を告げた。

(5) 同女は、釜山挺身隊対策協議会へ被害申告をするまで、従軍慰安婦であったことを隠し通し、本件訴訟提起後に際して初めて実名を公表した。

(二) 原告乙松子の陳述と供述

(1) 原告乙松子は、陰曆一九二四年(大正一三年)、現韓国慶尚南道三浪津郡で生まれた。同女は、七人兄弟の一番上に生まれ、弟三人と妹三人がおり、家の暮らしぶりは非常に貧しかったため、自分が働いて金を稼いで家に入れなければならないと思っていた。同女が数えで一七歳のころ、三人の男が娘たちを集めるために、同女らの家族が住んでいた村にやってきた。同女の家にも、五〇歳以上と思われる朝鮮語と日本語を話す男が訪ねてきて、同女に対し、「日本の工場になる仕事がある。」と話しかけてきた。同女は、日本の工場に行つて働き、一儲けして父母を養いながら嫁に行きたいと考え、その男の話信用して日本の工場へ働きに行くことに決めた。同女は、父母に対し、「日本で稼いで家族に仕送りがしたい。」と申し出たところ、父母はこれを疑うこともなく反対もしなかった。その後、同女を勧誘した男が、同女と一〇人くらいの村の娘らを一緒に釜山に連れて行つた。同女は、釜山から大きな船に乗せられて台湾に連れて行かれた。

(2) 船酔いがひどかった同女は、病院に入院した後、慰安所に連れて行かれた。同女を勧誘した男が慰安所の主人であつた。主人は、同

女に対し、「客をとれ。」と述べ、同女は、「それは話が違う。」と逃げようと考えたが、言葉も道も分からず、頼れる人も知っている人もいないため逃げることはできなかった。同女は、男と接したのはその時が初めてであり、乱暴な暴行を受け、軍人たちから強姦された。日本人の軍人が客の多数を占めていたので、慰安所において朝鮮語を使うことは暴力によって禁止されており、同女の呼び名も「フジコ」であった。

(3) 同女は、一日に一〇人前後の男の相手をさせられ、性交渉を強要された。休みは一か月に一日だけであり、自由な外出もできなかった。慰安所での食事は粗末であり、食べたい物を買う金もなく、あまりの空腹のため慰安所の近くのバナナ園のバナナを取って食べ、そのことでバナナ園の主からも、慰安所の主人からもひどく叩かれたことがある。同女は、台湾にいた五年間、慰安所の主人から金をもらったことはなく、位の高い軍人の客からもらうチップも、慰安婦として身綺麗にしておくための化粧品を買える程度のものだった。国民学校に通っていた弟が「文房具を買ってほしい。」と同女宛てに書いた手紙が届いた際、同女は金が一銭もなく、泣いていたため、他の慰安婦の

娘たちが同情して募金をしてくれ、その金で文房具を買って弟に送ってやったこともあった。同女は、慰安婦として長年性交渉を強いられたことにより、右の太股の下がパンパンに腫れ上がるという病気に罹り、その手術痕が現在でも遺っている。

(4) 同女は、敗戦後、慰安所の管理人であった朝鮮人の男に連れられて船で故郷に帰った。同女は、父母に対し、「台湾にある日本の工場で働いていたが給与はもらえなかった。」と虚偽の事実を述べた。その後、同女は、結婚し子供も生まれたが、台湾の慰安所での生活のことは隠し通してきた。同女は、本件訴訟提起により慰安婦であったことを実名にて初めて公表した。

(三) 原告丙竹子の陳述と供述

(1) 原告丙竹子は、陰曆一九一八年、朝鮮全羅北道裡郡慕懸で生まれた。同女は、父母が出稼ぎに出ているため、家事一切を切り回していた。同女は、昭和一二年(一九三七年)の春、満一七、一八歳のころ、夕食の準備をするため畑の畦道で蓬を摘んでいたところ、四〇歳くらいの朝鮮人の男から、「そんなことをしているよりも自分についてくれば、履き物もやるし着物もやる。腹一杯食べられるところに連

れて行ってやる。」と声をかけられた。同女は、家が貧しく満足な履き物もなく、空腹を癒すことに精一杯の生活を送っていたため、その男の誘いに応じてついて行くことに決めた。同女が「父母に挨拶してから行きたい。」と懇請したにもかかわらず、その男は、「時間がない。急ごう。」と言って、同女の手を引っ張って行った。同女は、男から手を取られて引っ張られたことに驚き、恐ろしく恥ずかしくて、そのまま泣きながら連れて行かれた。同女は、その途中、その男の前を歩かされ、約一時間後に裡里邑の旅館に連れて行かれた。同旅館の部屋は、外から鍵がかけられ、同女の同じような年齢の娘たちが一四、五人おり、いずれもどこに何のために連れて行かれるのか分からず泣いていた。翌日、カーキ色の服を着てゲートルを巻き腰にサーベルをぶら下げた旧日本軍の軍人三人が、同女らを裡里駅から列車に乗せて三日かけて上海駅まで連れて行った。上海駅に着いた後、同女らは、幌のないトラックの荷台に乗せられ、右軍人のうち一人は運転席の横に座り、残りの二人は荷台に乗った。右トラックの運転手も旧日本軍の軍人であった。同女らは、約三時間くらいトラックに乗せられ、旧日本陸軍の駐屯地に連れて行かれた。

(2) 同女らは、陸軍駐屯地の大きな軍用テントの近くに転々と置かれた小屋に一人ずつ入れられた。その小屋は、むしろの壁に萩の木で編んで作った傾斜のない屋根が葺かれ、二、三畳の広さの床は枯れ葉を敷いた上にごさを敷き、その上に国防色の毛布を敷いた粗末な造りであった。そのため、雨が降ると雨水がたくさん漏れてきた。同女は、軍服と同じ色の上着とモンペを支給され、最初の二日間に血液検査と「六〇六号」という注射を打たれた。その「六〇六号」という注射は、その後も二週間に一回の割合で打たれた。

(3) 陸軍駐屯地に入れられて四日目に、星が三個ついた軍服を着たミヤザキという年輩の将校が小屋に入ってきて、同女に対して執拗に性交を迫り、これに抵抗できなくなった同女を三日間にわたり毎晩犯した。その後、多くの軍人が小屋の前に行列をつくり、次から次へと同女を強姦し、昭和二〇年(一九四五年)八月の解放のときまで約八年間、毎日朝九時から、平日は八、九人、日曜日は一七、八人の軍人が、小屋の中で同女を強姦し続けた。

(4) 同女は、昭和二〇年(一九四五年)六、七月ころ、ある兵隊から、「自分と約束しているのになぜ他の男と寝たのか。」と責め立て

られ、軍靴で腹を蹴り上げられたり、刀で背中を切りつけられたりしたこともあった。そのときの傷痕は現在でも同女の体に遺っており、今でも痛みがあり、特に雨の降る日などは胸がうずき、めまいなどのために歩くことさえままならない症状に悩まされている。同女は、右の暴行による傷の治療を一週間受ただけで、また軍人との性交渉を強要された。

(5) 昭和二〇年 (一九四五年) の日本の敗戦後、陸軍駐屯地から日本人の軍人はいなくなり、残された同女は、「解放だ。帰ろう。」と叫びながら集ってきた朝鮮人とともに、屋根のない貨車に乗って何日もかけてようやく家に帰ることができた。同女が家に帰ると両親は既に亡くなっており、弟が叔母の家に身を寄せていた。両親は、同女を捜し回り、絶望して亡くなってしまっていた。同女は、弟にも、後に二度結婚した夫に対しても、自己の被害事実を隠し通してきた。同女は、二度の結婚生活の間、子供ができず、婦人科の診察を受けて初めて自己の子宮が変形しており、子供ができない体になっていることを知った。

(四) 慰安婦原告らの陳述や供述の信用性

(1) 前記 (一) ないし (三) のとおり、慰安婦原告らが慰安婦とされた経緯は、必ずしも判然としておらず、慰安所の主人等についても人物を特定するに足りる材料に乏しい。また、慰安所の所在地も上海近辺、台湾という以上に出ないし、慰安所の設置、管理のあり方も、肝心の旧軍隊の関わりようが明瞭でなく、部隊名すらわからない。

しかしながら、慰安婦原告らがいずれも貧困家庭に生まれ、教育も十分でなかったことに加えて、現在、同原告らがいずれも高齢に達していることをも考慮すると、その陳述や供述内容が断片的であり、視野の狭い、極く身近な事柄に限られてくるのもいたしかたないというべきであって、その具体性の乏しさのゆえに、同原告らの陳述や供述の信用性が傷つくものではない。かえって、前記 (一) ないし (三) のとおり、慰安婦原告らは、自らが慰安婦であった屈辱の過去を長く隠し続け、本訴に至って初めこれを明らかにした事実とその重みに鑑みれば、本訴における同原告らの陳述や供述は、むしろ、同原告らの打ち消し難い原体験に属するものとして、その信用性は高いと評価され、先のとおり反証のまったくない本件においては、これをすべて採用することができるというべきである。

(2) そうであれば、慰安婦原告らは、いずれも慰安婦とされることを知らないまま、だまされて慰安所に連れてこられ、暴力的に犯されて慰安婦とされたこと、右慰安所は、いずれも旧日本軍と深くかかわっており、昭和二〇年(一九四五年)八月の戦争終結まで、ほぼ連日、主として旧日本軍人との性交を強要され続けてきたこと、そして、帰国後本訴提起に至るまで、近親者にさえ慰安婦としての過去を隠し続けてきたこと、これらに関連する諸事実関係については、ほぼ間違いのない事実と認められる。

二 朝鮮人女子勤労挺身隊制度の実態及び挺身隊原告らの被害事実

1 朝鮮人女子勤労挺身隊制度の実態

(一) 別紙一及び二によれば

昭和一九年(一九四四年)八月二二日に女子挺身勤労令(勅令第五一九号)が公布(官報同月二三日)されたこと、女子挺身勤労令三条一項には「挺身勤労を為すべき者(以下隊員と称す)は国民職業能力申告令に依る国民登録者たる女子とす」と、同条二項には「前項該当者以外の女子は志願を為したる場合に限り隊員と為すことを得るもの

とす」と各規定されていたこと、女子挺身勤労令四条一項には「引続き挺身勤労を為さしむる期間は特別の事情ある場合を除くの外概ね一年とす」と、同条二項には「隊員をして引続き一年を超え挺身勤労を為さしむる場合に於ては隊員の同意あることを要す」と各規定されていたこと、軍需会社法が昭和一八年（一九四三年）一〇月三十一日に公布されたこと、昭和一九年（一九四四年）一〇月一日から昭和二〇年（一九四五年）八月三十一日までの間、不二越鋼材工業株式会社が存在したこと

以上の各事実については当事者間に争いが無い。

（二）右当事者間に争いが無い事実と《証拠略》によれば、以下の事実が認められる。ただし、甲一八の一二五頁にもあるとおり、朝鮮人（半島）女子勤労挺身隊については資料的な制約もあり、現在なおその実態が十分に解明されていない。

（一）帝国日本政府は、昭和一二年（一九三七年）の日中戦争の開始以後、戦争遂行のための軍需生産の拡大の必要に迫られ、そのなかで労働力は恒常的な不足状態に陥った。そのため、同政府は、昭和一三年（一九三八年）四月に国家総動員法を制定し、翌一四年（一九三九

年)には国民徴用令が公布されが、朝鮮については「募集」形式による労務動員計画を策定して労働力の統制と総動員体制の確立が図られ、さらに昭和一六年(一九四一年)の戦局の拡大とともに国民勤労報国協力令が施行され、翌昭和一七年(一九四二年)には国民動員計画を立てられてゆくなか、次第に女子も総動員体制に組み込まれるようになった。そして、昭和一八年(一九四三年)九月の次官会議で女子勤労働員の促進に関する件が決定され、「女子遊休労力の解消を期し、「勤労要員を確保する」ために一四歳以上の未婚の女子を動員の対象とし、行政、婦人団体等の協力で勤労挺身隊を自主的に結成させ、団体で行動させようとした。また、同月の閣議決定、国内態勢強化方策では、「女子動員の強化」がうたわれた。さらに昭和一九年(一九四四年)二月の閣議決定、決戦非常措置要綱では、「女子の女子挺身隊強制加入の途を拓」くことが決められ、翌月には女子挺身隊制度強化方策要綱が閣議決定され、国民登録者である女子を強制的に挺身隊に組織し、必要業務の協力を命令できることが可能になった。そして、同年八月には、挺身隊制度に国家総動員法に基づく法的根拠を与えるために女子挺身隊勤労令が公布施行されたが、昭和二〇年(一九四五

年)三月、総合的、計画的、機動的な動員体制確立のために国民勤労働員令が制定されるとともに、女子挺身勤労令もこれに包摂されて廃止された。

(2)ところで、女子勤労挺身令は、旧朝鮮にも同時に施行され、朝鮮人の未婚の女子も女子勤労挺身隊員として戦時下に多数動員された。その動員時期は昭和一六年(一九四一年)からであるが、戦争末期の昭和一九年(一九四四年)以降に特に多く、動員された工場は、不二越鋼材工業株式会社富山工場(以下「不二越富山工場」という。)、東京麻糸紡績株式会社沼津工場(以下「東京麻糸沼津工場」という。)、三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所道徳工場(以下「三菱名航道徳工場」という。)等の軍需工場であった。

彼女たちの大部分は、国民学校を卒業した程度で、十代半ばにあり、動員地域は、京城、仁川、光州、釜山等の旧朝鮮南部の主要都市であった。対象が学生であったため、動員に当たったのは、主として学校であった。彼女たちの多くは、国民学校の担任教師から、「挺身隊に

行けば勉強もさせてもらえるし、給料もいい。」「朝鮮からはみんな行くから。」などと言われ、それを信じて志願したが、強制的に動員された者も少なからずいた。志願の形式をとってはいたが、学校ごとに人員を割り当てた「官斡旋」であったため、志願者が不足した学校では官から割り当てられた人員をこなすために対象者をくじ引きで決めたり、教師が勝手に名簿を作成して強制的に行かせたりした例もあった。

(3) 不二越富山工場、東京麻糸沼津工場、三菱名航道徳工場に動員された朝鮮人女子勤労挺身隊員は、期数や地域別に寄宿舍に配置された。工場側は、彼女たちの逃亡を防ぎ労働能率を高めるため、寄宿舍に寮父と寮母とを置き、一つの家族のように、寮父には寄宿舍全体の統率を、寮母には彼女たちの日常生活の管理をそれぞれ担当させた。寄宿舍では、休日の外出も許可が必要で、門限を守らなければならなかった。

女子勤労挺身隊は軍隊式の組織で、小隊、中隊等に分けられ、小隊長と中隊長を彼女たちの中から選んだ。彼女たちの一日の日程も軍隊式に統率された。彼女たちは、起床すると逃亡していないか確認する

ために人員点検を受けてから工場に赴き、工場では、班長の監督の下、旋盤作業やペンキ塗りを主に行った。また、当時の食料事情は悪く、彼女たちの食事量は極めて少なく、副食もたくあん程度であり、常時空腹状態にあった。さらに戦局の悪化とともに、連日にわたって軍需工場も空襲を受けるようになり、親元を遠く隔たった彼女たちに耐え難い恐怖を味わさせた。

不二越富山工場には、推定一〇〇〇名を超える女子勤労挺身隊員が動員されたといわれる。同工場は、昭和二〇年（一九四五年）三月、軍需省と朝鮮総督府から平壤近辺の沙里院への施設移設の命令を受け、同年七月上旬、隊員約四二〇名もこれに伴って沙里院に移動したが、工場稼働に至らず、終戦、解放を迎えた。東京麻糸沼津工場には、推定約一〇〇名が動員されたいが、同工場は、同年七月一七日の空襲でほとんど全焼し、隊員たちは、富士紡績株式会社小山工場に移動して終戦、解放を迎えた。三菱名航道徳工場には、推定約三〇〇名が動員されたといわれるが、昭和一九年（一九四四年）一二月七日に発生した東南海地震により、女子挺身隊員六名が死亡した。この地震と同月一八日から始まった空襲により、同工場は、全国に分散、疎開

した。

このような苛酷な生活を強いられたにもかかわらず、女子勤労挺身隊員のうち賃金をまともに受けとった者はほとんどなく、大抵は、強制的に貯蓄させられ、戦後もその返還を受けることができなかった。

2 挺身隊原告らの被害事実

前記認定の事実と《証拠略》によれば、以下の事実が認められる。

ただし、これらはいずれも挺身隊原告らの陳述や供述によって認定したものであるが、先にも述べたとおり、女子勤労挺身隊の実態はなお解明不十分であり、また、同原告らの陳述等の間にも、若干の食い違いや整合的な理解が困難な部分があったり、逆に、過度の一致から記憶の相互干渉が疑われる部分があったりするため、必ずしも全面的に正確ということとはできない。しかし、有力な反証もなく、また、これらの陳述等が、信用性判定の重要な基準とされる事実と感情との自然な絡み、関連性を含むことからして、それらが同原告らの原体験に基づくものであることに疑いはなく、たとえ細部に記憶違いがあるとしても、大筋においては信用できると考える。

(一) 原告柳賛伊、同朴小得、同朴順福

(1) 原告柳賛伊は、昭和三年 (一九二八年) 、現韓国の馬山で出生し、父は早くに亡くなり、母と兄三人とで暮らしていた。同女は、国民学校の三年生まで通った後、同女の兄が経営する雑貨屋の手伝いをしていた。

同女が満一六歳の昭和一九年 (一九四四年) 五月ころ、朝鮮人の区長が同女の家を訪れ、日本人が持ってきたという工場の写真を同女に見せた。その写真には、日本の女学生が働いているところや、生け花をしているところが写っていた。区長は、同女にその写真を見せながら、「日本に行けば勉強もさせてくれるし、給料も高い。」、「生け花、ミシンも教えてくれる。」などと述べ、同女の女子勤労挺身隊への加入を勧誘した。同女は、習い事とか勉強ができ、お金を儲けることができるということだったので、どこの工場でどんな仕事をするのか聞かなかったが、右の勧誘に応じた。

昭和一九年 (一九四四年) 六月、馬山の府庁に一四歳から一六歳くらいまでの娘約五〇人が集まり、出身地別に数組に分けられ、日本人に引率されて汽車で釜山まで行き、釜山から船に乗って下関に渡った。下関では、後に富山で同女らの舎監になった男が迎えに来ていた。同

女らは、下関から汽車で富山に赴き、不二越富山工場に到着した。

(2) 原告朴小得は、昭和六年(一九三一年)一月五日に、韓国慶尚北道大邱市で、八人兄弟の五番目の子として農家に生まれた。

同女は、国民学校を昭和一九年(一九四四年)三月に卒業したが、同年五月、満一二歳のときに、国民学校の担任教師だった守屋に学校に呼ばれ、守屋ともう一人の男性教師から、「日本に仕事をしに行けば、生け花、裁縫が習える。学校にも行ける。」、「日本国民であれば全てがみな奉仕しなければならない立場である。どうせ行くなら早く行ったほうがずっと有利である。」、「もし日本に行って嫌だったら、いつでも帰ってきていいから。」などと女子勤労挺身隊への加入を勧誘された。同女は、信頼していた教師からの勧誘であり、自己の希望にもかなう内容だったので、右勧誘を承諾した。

出発の日、慶尚北道の道庁の広場には、国民学校の四年生から同女よりも二歳上までの娘たち四五人くらいが集っていた。同女らは、大邱駅から汽車に乗り、夕方ころ釜山に着いた。釜山で一泊し、翌朝、船で下関に渡った。そして、下関でも一泊した後、汽車で富山県に赴き、不二越富山工場に到着した。

(3) 原告朴順福は、昭和五年 (一九三〇年) 四月二三日、晋州で、三人兄弟の二番目の子として農家に生まれた。

同女が満一三歳の昭和一八年 (一九四三年) 秋か昭和一九年 (一九四四年) 春ころ、国民学校の担任教師であった影山から、「日本に行ったらもっと勉強もできるし、生け花もできるから行ったらどうか。」、「工場の設備や待遇もいいし、学校に行くこともできる。」、「生け花も習える。どうせみんな行くことになるんだから、一番先に行くのが有利である。」などと女子勤労挺身隊への加入を勧誘された。同女は、日頃から影山を信頼し、また、「天皇によくやることが愛国である。」と考えていたことから、日本のどこに行くのか分からなかったが、影山の右勧誘を承諾した。

出発の日、晋州駅に約五〇名の娘が集まり、同女らは、不二越富山工場から派遣された日本人に引率されて汽車で釜山まで行った。釜山では、大邱から来た約五〇人と馬山から来た約五〇人と合流した。すべて女性で、年齢的には、一三歳くらいから二三歳くらいまでであった。そして、釜山から船で下関に渡り、一泊後、汽車で富山県に赴き、不二越富山工場に到着した。

(4) 不二越富山工場の寄宿舍では、八畳から一〇畳の部屋に出身地別に一〇人くらいずつが入れられ、共同生活をした。外出は許可制となっており、入り口で見張っている憲兵に外出許可証を見せなければ外出することができなかった。しかし、外出許可が下りるのは、病院に行くときだけで、買い物のための外出では許可が下りなかった。また、所持金もすべて預けさせられ、一々理由を告げなければ返してもらえなかった。さらに、家に手紙を出すにも、何を書いたかあらかじめ舎監に見せてから封をさせられた。

(5) 当時の食料事情から、食事は特に貧弱で、少量のご飯と、朝は味噌汁、昼はたくあん、夜はおかず一品といった具合であり、魚肉類は一度もでたことはなかった。食事の絶対量が不足しており、隊員たちは、いつも腹を空かせていた。

原告朴小得によれば、出勤の際、昼食用の弁当として食パン三切れを渡されたものの、あまりの空腹のため、朝のうちにその食パンを食べ、昼食時は水だけを飲んで休んでいたという。また、食堂で見ると、勤労働員された日本人女学生たちのおひつにはいつも八分目のご飯が入れられていたが、朝鮮人隊員らのおひつには半分しか入っていなか

ったとのことである。

(6) 工場では、主として旋盤関係の作業に当てられた。

原告柳賛伊によると、昼夜一週間交代制のもとで、昼業のときは朝六時起床、七時就業、夕方まで就労させられ、夜業のときは夜八時から明け方まで就労させられたとのことである。

作業は、立ち仕事できつく、しかも、危険であった。そのため、足がむくんで炎症を起こしたり、バイトで手指を落としそうになったり、金属屑で指を痛めたりして、入院したり、手術を受けたりすることも多かった。

(7) そして、戦局の悪化とともに、不二越富山工場も頻繁に空襲を受けるようになり、死の恐怖に怯えつつ、防空壕や近くの神社仏閣に逃げ込むことも重なった。その後、昭和二〇年(一九四五年)七月、同工場の沙里院への移設にともない、同原告らも富山から清津に船で渡り(敵潜水艦の雷撃を避けるために迂回航路がとられたようで、長時間の航海となり、いずれも船酔いに苦しめられたようである。)、黄海道沙里院に至ったが、しばらくして自宅待機を命じられ、帰郷して終戦、解放を迎えた。

(8) 同原告らは、結局賃銀を一銭も支払ってもらっておらず、また、勉強はもとより、生け花、裁縫・ミシンなどを教えてもらってもいない。

(二) 原告李英善、同姜容珠、同鄭水蓮

(1) 原告李英善は、昭和六年 (一九三一年) 四月二日に六人兄弟の第三子として出生した。

同女は、釜山の有楽国民学校六年生であった満一三歳のとき、同校の校長と担任教師の岡秀彦から、「勤労挺身隊として日本の飛行機を作る工場に行けば、給料をたくさんもらえるし、勉強もさせてもらえる。これからは韓国の女はみんな行くことになるのだから、どうせ行くなら一番に行った方がよい。」、「二年の満期だ。」などと女子勤労挺身隊への加入を勧誘された。同女は、日本での就労先等の詳しい話は聞かなかったが、校長と担任の岡を信用していたので、女子勤労挺身隊へ入隊することを決心した。有楽国民学校からは、同女のほか、原告姜容珠、同鄭水蓮を含めて合計五名が女子勤労挺身隊に入隊した。同女は、昭和一九年 (一九四四年) 四月中旬ころ、担任の岡に引率されて旅館に集った。その旅館には、一四歳から二〇歳くらいの娘たち

が大勢集っていた。同女は、その旅館に一泊した後、船で下関に渡り、
汽車で東京麻糸沼津工場に赴いた。

(2) 原告姜容珠は、昭和五年(一九三〇年)一二月一二日に生まれ、
釜山の有楽国民学校に入学した。同女は、有楽国民学校六年生であつ
た満一三歳のとき、同じクラスの原告鄭水蓮とともに、担任教師の齊
藤シズ工から、「これからみんな順番で行くようになる。どうせ行く
なら先に行った方が給料も多いし、勉強もゆっくりできる。」、「給
料もいいし、立派な寄宿舎生活ができる。」などと女子勤労挺身隊へ
の加入を勧誘された。同女らは、いずれも齊藤シズ工を信頼していた
ので、日本のどこに行くのが聞かなかったが、女子勤労挺身隊に入る
ことを承諾した。そして、同女らは、原告李英善と同様にして東京麻
糸沼津工場に赴いた。

(3) 同女らは、工場の敷地内にある寄宿舎で生活し、毎朝五時に起
床し、朝食の後、掃除をしてから工場に出勤した。寄宿舎では、十畳
くらいの部屋に一二人くらいが入り、共同生活をおくった。寄宿舎か
らの外出は許可がないとできなかった。

(4) 食事は、主にサツマイモないしイモ飯で、量が少なく、同女ら

はいつも腹を空かせていた。

(5) 同女らによると、工場の始業時間は、午前六時か七時であり、午後六時か七時まで連日一二時間働かされたという。また、同女らの記憶によれば、同工場は、航空機の翼用の麻糸等を製造する軍需工場で、やや趣旨不明ながら、心棒に繊維を巻き付けたり、巻きとった糸を取り外したりする作業をしたとのことである。同女らは、いずれも、いつも腹を空かせながら、一二時間たちっぱなしで作業に当たり、辛くて苦しい毎日であったという。

(6) その後、戦局の悪化とともに、東京麻糸沼津工場も空襲を受けるようになり、昭和二〇年(一九四五年)七月一七日、遂に同工場は、爆撃により寄宿舍もろともほとんど全焼してしまった。その際、同女らは、爆弾の大きな音に怯え、一晩中田んぼの水に浸かって、あるいは岩場に隠れて恐怖のうちに難を避けた。

(7) 右のとおり、東京麻糸沼津工場が全焼したため、同女らは、静岡県駿東郡小山の富士紡績小山工場に移動したが、間もなく終戦、解放を迎えた。その後、原告李英善と同鄭水蓮は、新潟経由で帰郷し、同姜容珠は、一人右小山工場に取り残されたが、たまたま出会った朝

鮮人男性に連れられ、下関経由で釜山に帰ることができた。

(8) 同女らもまた賃銀を一銭ももらってはいないし、もちろん勉強等もさせてもらっていない。

(三) 原告梁錦徳

(1) 原告梁錦徳は、昭和四年 (一九二九年、ただし、戸籍上は一九三一年) 十一月三〇日、現韓国の羅州中央洞で生まれた。

同女が国民学校六年生の昭和一八年 (一九四三年) 五月ころ、憲兵二名と正木校長が教室に来て、「体格が良く頭が良い子が日本に行って働けば、金もたくさん稼げるし女学校にも入れる。帰ってくる時は、家を一軒買える金を持って帰れるようになる。行きたい者は手をあげろ。」などと話した。これを聞いた同女のクラスの者は全員手をあげた。クラスの者のうち同女を含めた九名が選ばれた。正木校長は、「行く人は父親に印鑑を押してもらわなければならない。」と説明し、担任教師のマスモトも、「両親にちゃんと言うように。」ということであったので、帰宅後、同女も両親にその旨を告げたが、強く反対された。同女は、両親の目を盗んで印鑑を持ちだし、マスモトに渡した。同女は、印鑑を無断で持ち出したことを父からきつく叱られたが、女

学校に行けるということで有頂天になって喜んでいました。

(2) 出発の日、同女は、先輩たち二三名と一緒に、憲兵や朝鮮人教師に引率されて羅州駅から汽車に乗った。同女らは、麗水で汽車を降り、麗水郡庁で軍楽隊の勸迎を受けたが、そのとき、木浦、光州、順川及び羅州から合わせて約一四〇名の一三歳から一七歳くらいまでの娘たちが集っていた。同女らは、麗水から憲兵に引率されて船に乗り、下関に渡った。下関からは、汽車で名古屋までに赴いた。

(3) 三菱名航道徳工場の寄宿舍には、五〇歳くらいの寮母、さらに年長の山添三平寮長、二五歳くらいの男性職員がいた。寄宿舍は、一部屋が六畳で、出身地ごとに七、八名が入れられた。年上の者は寝台で眠り、幼い者は畳の上で眠った。また、軍隊式に、出身地別に中隊、小隊、分隊と分けられた。毎朝、工場から日本人の班長が寄宿舍に同女らを迎えに来た。同女らは四列に整列し、「挺身隊の歌」や軍歌を歌いながら行進して工場に出勤した。工場から帰るときも同様であった。あるとき、工場からの帰りに、日本の低学年の国民学校生から、「朝鮮人のルンペン。」、「朝鮮人のばか。」などとひやかされたので、同女が走って行ってその子に手を出したところ、監督からひどい

目に遭ったことがあるという。

また、月二回の休日があったが、自由に外出することは許されず、洗濯ばかりしていたとのことである。

(4) 食事は、朝食は麦飯に梅干二個、昼食はご飯に福神漬かたくあんがついただけであり、夕食はいつもおかず一品で、味噌汁が一週間に一度つくだけであった。隊員たちは、いつも腹を空かせていた。同女は、ある日、あまりの空腹から、そっと食堂に行き、たくあんを見つけて食べたが、塩辛かったため、大量に水を飲んで下痢を起こしたという。また、ある日、バケツに残飯が捨ててあるのが目に入り、思わず手で拾って食べようとバケツに手を入れたとたん、日本人の女学生から靴でカー杯踏まれ、「この半島人。」、「このルンペン。」などと罵られたという。

(5) 工場では、陸軍用偵察機を製作していた。同女は、当初、飛行機部品についての説明やヤスリのかけ方などの講習を受けた後、アルコール(?)で部品を洗滌するなどの作業に就いた。その後、同女は、プロペラなどにペンキを塗る作業に当てられた。その作業は、大きな重い憤霧器を両手で持ち、スイッチを押さえながら一日中立ちっぱな

しで行うもので、大変な重労働であった。同女らは、毎朝六時に起床した後、八時から仕事を始め、冬は午後五時まで、それ以外の季節には午後六時まで、「神風」と書かれた鉢巻をして仕事に従事した。

(6) 昭和一九年 (一九四四年) 一二月七日、東南海地震が起こった。

同女は、地震というものを知らなかったので、空襲と勘違いし、防空頭巾を探してうろうろしていたところ、建物の天井や壁が崩れて旋盤等の機械、機具類の下に生き埋めになってしまった。しばらくして助けられたが、そのとき、機械で肩を強く打ち、脇腹にも怪我をしたため、現在でも肩の痛みは消えず、脇腹にも大きな傷痕が残っている。その後、毎晩のように空襲を受けるようになり、その度に同女らは恐怖のうちに防空壕に逃げ込んだ。また、寄宿舍から一〇〇メートルくらいの場所に焼夷弾が落ちたこともあったが、幸にも寄宿舍は燃えなかったとのことである。

(7) その後、三菱名航道徳工場は、各地に分散疎開し、同女もこれにともなって富山県の大門工場に移った。そこでも同じような仕事をさせられ、やがて終戦、解放を迎えた。同女らは、班長に汽車で下関まで引率してもらい、下関から船で釜山に渡り、釜山から汽車に乗り、

昭和二〇年（一九四五年）一〇月二二日、故郷にたどり着いた。

（８）結局、同女もまた学校に入れてもらえず、賃金ももらえなかった。

なお、当時は一八歳くらいで結婚するのが普通であったが、同女は、縁談があっても、女子勤労挺身隊に行っていたことが分かるとみな断られ、二一歳のとき、相手に女子勤労挺身隊員であったことを隠して結婚したという。

第三 法律問題

一 本件の実質的問題

１ 別紙一の「第七 原告らの請求の根拠」における原告らの主張は、いずれも必ずしも明快ではなく、その本旨とするところを正確にはとらえ難いが、ほぼ次のとおりの実質的法律問題を含むと考えられる。

（一）日本国憲法は、その制定前の過去の帝国日本の戦争と植民地支配を違法な侵害と認め、被告に対し、日本国憲法上の現在の義務として、その被害者たる個人への公式謝罪と賠償を命じているか（「道義的国家たるべき義務」に基づく請求）。

（二）日本国憲法上の義務としてではなく、右戦争と植民地支配当時

の明治憲法上の義務として、同憲法二七条の適用による損失補償は可能か（明治憲法二七条に基づく請求）。

（三）日本国憲法制定前の過去の侵害ではなく、これを長年にわたって放置した現在の不作為による侵害として、日本国憲法が被告に対し、公式謝罪と賠償を命じているか（立法不作為による請求）。

（四）挺身隊原告らについては、さらに契約責任の追及としての賠償は可能か（「挺身勤労契約」の債務不履行による請求）。

以上のおりに整理できると思われる。

2 そおで、以下右観点のもとに、原告らの主張に即し、その順序に従って検討を加えることとする。

なお、別紙一の「第八 不法行為による国家賠償責任」中、永野元法務大臣の発言に関する部分は、通常の家賠償請求として理解可能であるが、被告政府高官のコメント、国会答弁等に関する部分は、原告ら主張の「道義的国家たるべき義務」と密接不可分の関係にあり、畢竟、右（一）、（三）に解消されるものとする。

二 「道義的国家たるべき義務」に基づく公式謝罪及び損害賠償請求

について

1 原告らは、帝国日本が旧朝鮮を植民地支配していた昭和一二年(一九三七年)ころから昭和二〇年(一九四五年)ころまでの間、台湾、上海の慰安所に強制連行され、従軍慰安婦として長期間複数の軍人との性交渉を強要され、あるいは、日本国内の不二越鋼材工業株式会社富山工場等の軍需工場に連行され、女子勤労挺身隊員として長期間の肉体労働に従事させられ、前記認定のとおり過酷な肉体的、精神的苦痛を被ったことに関し、昭和一八年(一九四三年)のカイロ宣言、昭和二〇年(一九四五年)のポツダム宣言、日本国憲法前文及び九条が被告に対し、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する謝罪と賠償を具体的内容とする「道義的国家たるべき義務」を負わせているとして、国家賠償法一条一項、四条、民法七二三条の類推適用により、被告に対し、公式謝罪及び損害賠償の支払を求める権利を有すると主張する。

2 そこで、まず、「道義的国家たるべき義務」について原告らの論旨に従ってその正当性を検討することとする。

(一) 原告らの論旨は、ほぼ次のとおりと思われる。

(1) 帝国日本が受諾したポツダム宣言は、「民主主義的傾向の復活

強化に対する一切の障礙の除去、」「言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重」という理念をかかげるとともに、「日本国国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有し且つ責任ある政府」の樹立を目標とするものであり、これにより、明治憲法における天皇主権の原理はその根底から動揺をきたし、国民主権の原理に立脚する日本国憲法の制定が不可避となった。その意味で、ポツダム宣言は、日本国憲法の根本規範であり、同様にして、ポツダム宣言の引用するカイロ宣言もまた日本国憲法の根本規範である。そして、カイロ宣言は、明治以来の帝国日本の領土拡張を侵略として否定的に評価し、その結果の回復を要求している。したがって、日本国憲法の根本規範であるポツダム宣言、カイロ宣言は、明治以来の帝国日本の領土拡張と植民地支配を侵略と評価する歴史認識に立っており、右根本規範に基づく日本国憲法もこれと同一の認識に立っている。

(2) それゆえ、日本国憲法前文にいう「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」とは、単なる人道主義による戦争否定ではなく、過去の侵略戦争、植民地支配に対する反省の表明と解すべきである。そして、右の反省を踏まえ、日本国

憲法は、「恒久の平和を念願し」て九条の戦争放棄条項を設けるとともに、その前文において、いわゆる平和的生存権を「全世界の国民」の権利として確認し、単に戦争のない状態ではなく、戦争を始めとする構造的暴力の解消に積極的に努めていくことを日本国民の義務と定めたものと解される。

(3)ところで、帝国日本は、侵略戦争と植民地支配によってアジアの人々の平和的生存権を奪った。そして、これによる人権侵害によってもたらされた肉体的、精神的荒廃は、いまだに被害者を苦しめ続けている。

したがって、このような帝国日本自らの手による平和的生存権への侵害について謝罪し、その損害に対して補償を行うことは、全世界の国民に平和的生存権を保障した日本国憲法前文及び九条により義務づけられており、かかる意味で、日本国憲法前文及び九条は、被告に対し、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する謝罪と賠償とをその具体的内容とする「道義的国家たるべき義務」を負わせている。そして、日本国憲法前文によれば、「道義的国家たるべき義務」は、「国家の名誉をかけ、全力を挙げて」達成されなければならない国政上の最優

先課題であるから、国会は、侵略戦争と植民地支配の被害者に対し、謝罪と賠償のための立法を行い、その範囲や方法を特定する義務がある。しかるに、国会は、今日までかかる立法を怠っているから、同じく「道義的国家たるべき義務」を課せられた司法裁判所としては、類似法令の類推適用等を通じて謝罪と賠償の範囲、方法を特定し、司法的救済を実現すべきであるが、植民地支配の一環としての公務員の違法行為による損害が問題となっている本件においては、国家賠償法の類推適用によることが可能であり、適当でもある。

(4) もとより、右の国家行為は、日本国憲法と国家賠償法制定以前のものであるが、「道義的国家たるべき義務」の本質上、右謝罪と賠償の請求権は、除斥期間や時効による免責と相容れない。「道義的国家たるべき義務」は、日本国家を道義的国家としなければならないという被告の現在の法的義務であり、除斥期間、時効は問題とならず、また、過去の事実についての単なる不法行為責任を追及するものではないから、国家賠償法の遡及適用が問題となるものでもない。

ほぼ以上のとおりと理解される。

(二) しかし、原告らの右論旨には、次のとおりに疑問がある。

(1) まず、帝国日本のポツダム宣言受諾により、明治憲法における天皇主権の原理が根底から動揺し、国民主権の原理に基づく日本国憲法の制定が法論理的、法価値的に不可避となったことは、通説的見解でもあり、また、右ポツダム宣言中、原告ら指摘の諸条項や公知の昭和二〇年八月一日付連合国回答とに照らしても明らかである。したがって、ポツダム宣言は、連合国相互及び帝国日本を国際法的に拘束するのは勿論、同宣言が帝国日本の国内改革を強く志向し、そのための軍事的占領を目的とする限りにおいて、その当時の世界情勢上、国内法的にも直接に妥当するものであったと考えられ、その意味において、同宣言が日本国憲法の根本規範たる性質を有することも承認することができる。

しかし、カイロ宣言については、ポツダム宣言と同様に考えることは困難である。すなわち、カイロ宣言は、第二次世界大戦中に帝国日本と交戦状態にあった主要連合国であるアメリカ合衆国、イギリス、中国の三か国の首脳によるカイロ会談の結果を宣言したものであるが、これがポツダム宣言に引用されたその仕方をみると、ポツダム宣言においては、当時帝国日本が支配していた「満州」、「台湾」等の

地域の返還や「朝鮮」の独立等、主として当時帝国日本の領土とされていた地域の統治権に関する右三か国の基本方針を表明するものとしてカイロ宣言が引用されているとみるのが順当であり、それ以上に、明治以来の帝国日本の侵略戦争、植民地支配を不法なもの認め、その結果の回復を要求するものとは直ちには読み難い。また、右にみたとおり、カイロ宣言は、右三か国が現に戦闘状態にある敵国に対し、「日本国の侵略を制止し罰するため、今次の戦争を行っている」旨その戦争目的の正当性を表明した極めて政治的、軍事的色彩の強い文書であって、右文言をもって法的拘束力を認めるとすれば、逆に、帝国日本が右三か国に勝利した場合、帝国日本の戦争目的にも法的拘束力を認めなければならないことになりかねず、直ちに是認できる見方とは思われない。したがって、カイロ宣言は、ポツダム宣言の歴史的基礎となった文書ではあるけれども、ポツダム宣言と同様の意味でこれが日本国憲法の根本規範となったとは解し難い。

そうすると、日本国憲法の根本規範となったのは、ポツダム宣言中、帝国日本の国内改革を志向する部分、すなわち、「民主主義的傾向の復活強化に関する一切の障礙の除去」、「言論、宗教及び思想の自由

並びに基本的人権の尊重の確立」、「日本国国民の自由に表明せる意思に従った平和的傾向を有し、かつ、責任ある政府の樹立」等の諸条項であり、これらの条項による限り、ポツダム宣言が、帝国日本の戦争と植民地支配の被害者個々人に対し、直接の謝罪と賠償とを命じているとは解し難い。

(2) 次に、いわゆる平和的生存権に関する部分についても疑問がある。

まず、原告らの平和的生存権侵害に関する主張には、明らかな論理の飛躍があるように思われる。すなわち、平和的生存権は、日本国憲法前文に初めて規定されたこと、ところが、原告ら主張の違法な侵略戦争と植民地支配は、日本国憲法制定前の帝国日本の国家行為であること、したがって、日本国憲法制定前の過去の違法行為について直ちに平和的生存権の侵害をいうことはできないはずであること、右のとおりであり、この飛躍を回避しようとするれば、日本国憲法前文の「確認する」との言葉どおりに、帝国日本による右戦争と植民地支配の時期から平和的生存権がすでに確立されていたとされなければならないが、さすがにこれは無理と思われる。また、平和的生存権を確認する

こと自体が、過去の帝国日本の戦争と植民地支配の被害者に対する直接の謝罪と賠償とを命じているとの趣旨であれば、今度は、平和的生存権と「道義的国家たるべき義務」との関係が不明瞭となる。

加えて、平和的生存権の権利性にも問題がある。

日本国憲法前文は、平和主義の確立が憲法制定の動機の一つであることを宣言し、平和主義の理想や我が国の国際社会におけるあり方等の日本国憲法の理念を表明しているものであるが、「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」の実現には、前文自体からも明らかのように、平和な国際秩序を維持するための各国の協力が必要であり、また、そのような「国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う」我が国も、国際平和を維持するために日本国憲法九条の枠内で積極的に努力する必要があるのであって、その手段、方法は国際社会の刻々と変化と実情に応じて多岐・多様である。言い換えれば、「平和のうちに生存する権利」の「平和」とは、基本的には、理念ないし目的としての抽象的概念であって、平和的生存権は、日本国憲法の統治原理である国民主権の下に、国民の付託を受けた国会ないし内閣が、憲法前文ないし九条の理念を尊重しつつ、その政治責任において行う

諸政策によって具体的に実現されていくものである。要するに、平和的生存権は、現歴史段階においては、学説上いわゆる背景的権利のレベルにとどまっており、直ちに司法裁判所による救済を求める具体的権利性を有するとまではいえない。そうすると、過去の帝国日本の侵略戦争と植民地支配がアジアの人々に深刻な被害を与えてきたことについて、道義的には、日本国民一人一人が加害者としての責任を素直に認め、これを深く反省し、陳謝すべきであるのは当然であるとしても、日本国憲法前文及び九条が被告に対し、侵略戦争と植民地支配の被害者個々人に対する直接の謝罪と賠償を具体的内容とする法的義務を負わせていると解することはできない。

(3) さらにまた「道義的国家たるべき義務」の内容についてもやや理解困難な点がある。原告らの主張によれば、「道義的国家たるべき義務」は、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する謝罪と賠償とをその具体的内容とするとし、一方では、国会にその旨の立法義務を課しつつ、他方では、その立法が怠られているとして、司法裁判所に直接の謝罪と賠償を請求するのであるが、「道義的国家たるべき義務」が国会に立法義務を課するのであれば、右立法義務に違反する国会の不

作為が侵害行為となり、求められるべき謝罪と賠償も右侵害行為に起因するものに限られるはずである。ところが、原告らの主張は、国会が右立法義務を怠っているとの理由であたかもその立法にかわるべき直接の救済を司法裁判所に求めるとの趣旨に理解され、ここにおいては、「通義的国家たるべき義務」とは、司法裁判所に対し、右立法にかわるべき立法行為、すなわち、実質的には、原告らが被告に対して有すべき請求権そのもの、しかも、時効にも除斥期間にもかからない特別の実体法上の請求権を創出すべき行為義務を課すものとなっていて、国家賠償法の類推適用というのも、その実、単なる仮借に過ぎないこととなる。しかし、このような主張は、いかに原告らのいう救済法的措置としても、明らかに憲法の権力分立原理や司法権理解にそぐわず、裁判所の権限においてよくなしうることではない。

右に関連して付言するに、原告らは、「道義的国家たるべき義務」とは、あくまで法的義務であって道義的義務ではないとも主張するが、右「道義的国家」が、道義的義務に属するものを実現すべき国家を意味する限り、そのような国家となるべき法的義務があるといったところで道義的義務が法的義務に転化するはずはなく、その論理は言葉の

魔術に類する。事実、「道義的国家たるべき義務」の内容は甚だ多義的であるが（別紙一の「第八不法行為による国家賠償責任」においては、法案提出義務や調査義務であるともされている。）、この多義性は、根本的には、その主張における法的義務と道義的義務との区別の曖昧さに由来するようと思われる。したがって、「道義的国家たるべき義務」の論証にかかずらうことなく、端的に、法解釈として、なにが日本国憲法の法的義務かを検討すべきと思われる。

以上のとおりであり、原告らの「道義的国家たるべき義務」に関する論旨には種々の疑問があつていまだ成熟した議論には至っておらず、採用することはできない。

（三）そこで、前記一の本件の実質的問題 1 で述べた観点から、改めて日本国憲法が帝国日本の戦争と植民地支配等に関していかなる態度をとっているかを検討するに、九条を含めて憲法各本条にはこれを窺い知るに足りる規定はなく、結局、憲法前文に当たるほかはない。そして、これによれば、前文一項の「再び戦争の惨禍が起ることのないようにする」との部分、二項の平和的生存権、三項の「いずれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」との部分

が関連部分として挙げられよう。そして、右一項の「戦争の惨禍」が、自国民の惨禍だけではなく、他国民の惨禍をも含み得ること、二項の平和的生存権が、全世界の国民の有する権利とされていること、また、右三項の部分についても、ポツダム宣言中の軍国主義駆逐、除去規定、戦争犯罪人処罰規定に照らすと、帝国日本こそ「自国のことのみに専念して他国を無視し」た国家であったとの認識と反省が背景にあるように読みとれ、事実、註解日本国憲法（法学協会）上巻五五頁には、明確にその趣旨が述べられていて、それは、明治憲法から日本国憲法への転換を直接に体験した世代の法学者には自明のことであったと思われることを考え併せると、日本国憲法は、確かに、帝国日本の軍国主義とこれによる植民地、占領地支配に関して否定的な認識と反省を有し、かつ、その抜本的改革を図ろうとの意図のもとに存立していることに疑いはない。

しかし、だからといって、右軍国主義の被害者個人に対し、日本国憲法が直接の謝罪と賠償を命じ、その旨の憲法上の立法義務を直ちに被告に課しているとまでは解することはできない。

まず、日本国憲法前文の裁判規範性に問題があり、先にみたとおりに、「平和のうちに生存する権利」との明文がある平和的生存権についてさえ、いわゆる背景的権利の域にとどまっている現状にあつては、明文規定もない右過去の行為に対する謝罪と賠償について、日本国憲法が、これに違反すれば憲法上の立法不作為の違法をもたらすとするほどの強度の拘束性をもって立法義務を課していると解することはできない。次に、右前文規定にも明らかなおりに、日本国憲法は、国際協調主義、国家主権相互尊重主義のもとにあり、また、同憲法制定当時、戦争被害に対する賠償は平和条約、講和条約等の国家間条約によってなされるのが通常であり、同憲法も当然その前提に立っていたと解されることからすると、右軍国主義の被害についても、右条約等による賠償を本則としていると解されるのであって、それ以外、それ以上に、直ちに個人に対する謝罪と賠償の立法義務があるとまでは解し難い。

右のとおりであり、軍国主義の被害については、道義的にはともかく、日本国憲法前文を根拠とする限り、法的義務として、被害者個人に対する直接の謝罪と賠償とが被告に立法上義務づけられているとい

うことはできない。

(四) よって、その余の点について判断するまでもなく、「道義的国家たるべき義務」に基づく原告らの公式謝罪及び損害賠償の請求、換言すれば、前記実質的問題の1の請求には理由がない。

なお、後論との関係で述べると、従軍慰安婦制度は、日本国憲法の個人の尊重、人格の尊厳原理を根本から侵すものであるが、これがいかに非人道的行為であったにせよ、同憲法制定前の侵害行為につき、なんらの媒介を経ることなく、直ちに右原理を適用、妥当させて違法性を導くことにはどうしても論理的飛躍が残る。やはり、日本国憲法制定後の侵害行為の検討をすべきと思われる。

三 明治憲法二七条に基づく損失補償請求について

1 原告らは、帝国日本による戦争と植民地支配という国策に基づき、欺罔・甘言ないし力づくで従軍慰安婦、あるいは女子勤労挺身隊員にさせられ、奴隷的労働に従事させられたことにより、その身体・精神に生涯癒えることのない傷を負い、労働力の多くを喪失し、家族からも離れ、生活維持に困窮するなど、人格権上あるいは財産権上多大な損害を被ったのであり、帝国日本の積極的国策により原告らの人格権

あるいは財産権が「公共の用」に供されたものであり、このことは、人格権あるいは財産権の本質的内容を侵すほどの強度な損失であつて、「特別の犠牲」に当たるとしたうえで、原告らの被った右損失の原因たる行為は、明治憲法下になされたものであるから、明治憲法二七条に基づき、被告に対し、損失補償の請求ができると主張する。

2 しかし、明治憲法は、遅くとも日本国憲法の施行によって全面的に失効しており、経過規定による効力維持条項もない。

また、仮に、日本国憲法に反しない限度で明治憲法も有効であるとの立場をとったとしても（ただし、一般の法令についてはその旨の法律が制定されたが、明治憲法自体に同様の効力を認めることは不可能であろう。）、明治憲法二七条一項は、「日本臣民はその所有権を侵害されることなし。」、同二項において、「公益の為必要なる処分は法律の定むる所に依る。」と規定し、公益のためにする所有権等の財産権の制限につき、一般的に補償を認めるべきものであるかについて明文規定を欠いていたところ、損失補償請求権は法律に特別の規定が置かれている場合にのみ認められるものと一般に解されており、明治憲法下の判例も一貫してそのように解していたのであり、明治憲法下

における損失補償は、法律の明文規定があつて初めて認められる制度であつたことは明らかである。

原告らは、明治憲法についても、当時の解釈によるのではなく、現時点で正当な解釈を施した上でこれを適用すべきである旨主張するけれども、実質的には日本国憲法の遡及適用を認めるに等しく、採用できる議論ではない。

そうすると、補償立法が存在しないことを前提とし、明治憲法二七条に基づき、直接の損失補償請求権が発生すると解することは不可能である。

3 よつて、その余の点について判断するまでもなく、明治憲法二七条に基づく原告らの損失補償請求には理由がない。

四 立法不作為による国家賠償請求について

1 原告らは、日本国憲法前文、九条、一四条、一七条、二九条一項及び三項、四〇条及び九八条二項の各規定を総合すれば、憲法解釈上、被告国会議員らに対し、帝国日本による侵略戦争及び植民地支配により被害を被った個人への戦後賠償ないし補償を行う立法を制定すべき義務が課されていることは明らかであるにもかかわらず、同国会議員

らは戦後五〇年を経た今日に至るまでかかる立法をしないまま放置してきたのであるから、右の立法をなすべき合理的期間を十分徒過している上、少なくともこのことにつき過失があったといえるとして、予備的に、立法不作為に基づく国家賠償請求として、国家賠償法一条一項、四条、民法七二三条の適用により、公式謝罪及び損害賠償を求めることができることを主張する。

2 ところで、いわゆる立法不作為による国家賠償請求については、当事者双方が援用する最高裁昭和六〇年十一月二一日第一小法廷判決（民集三九卷七号一五一二頁）があり、同判決が法的判断の枠組みを規定するというべきところ

（一）同判決には

国家賠償法一条一項は、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責めに任ずることを規定するものであるから、国会議員の立法行為（立法不作為を含む。以下同じ。）が国家賠償法上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したかどうかの問題であつ

て、当該立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきであるとの前提のもとに、国会議員が立法に関し個別の国民に対する関係においていかなる義務を負うかについては、憲法の採用する議会制民主主義の下においては、国会は、国民の間に存する多元的な意見及び諸々の利益を立法過程に公正に反映させ、議員の自由な討論を通してこれらを調整し、究極的には多数決原理により統一的な国家意思を形成すべき役割を担うものであり、国会議員は、多様な国民の意向をくみつつ、国民全体の福祉の実現を目指して行動することが要請されているのであって、議会制民主主義が適正かつ効果的に機能することを期するためにも、国会議員の立法過程における行動で、立法行為の内容にわたる実体的側面に係るものは、これを政治的判断に任せ、その当否は終局的に国民の自由な言論及び選挙による政治的評価にゆだねるのを相当とすること、立法行為の規範たるべき憲法についてさえ、その解釈につき国民の間には多様な見解があり得るのであって、国会議員は、これを立法過程に反映させるべき立場にあること、憲法五一条が、国会議員の発言・表決につきその法的責任を免除しているのも、国会議員の立法過程における行動は政治的責任の対象とするのにとどめるの

が国民の代表者による政治の実現を期するという目的にかなうとの考慮によること、このように、国会議員の立法行為は、本質的に政治的なものであって、その性質上法的規制の対象になじまず、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点からあるべき立法行為を措定して具体的立法行為の適否を法的に評価するということは、原則的には許されないものといわざるを得ないと論決した上、結論として、「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」

以上のとおりの判示がある。

一般に、国家がいつ、いかなる立法をすべきか、あるいは立法をしないかの判断は、国会の広範な裁量のもとにあり、その統制も選挙を含めた政治過程においてなされるべきであることは、日本国憲法の統

治構造上明らかであるから、当裁判所もまた基本的には右最高裁判決と意見を同じくする。

(2) しかし、右結論部分における「例外的な場合」についてはやや見解を異にし、立法不作為に関する限り、これが日本国憲法秩序の根幹的価値に関わる基本的人権の侵害をもたらしている場合にも、例外的に国家賠償法上の違法をいうことができるものと解する。

まず、国会議員は、原則として、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負わないと結論づけるに当たって、同判決は、結局のところ、議会制民主主義が適正かつ効果的に機能することを期するためには、国会議員の立法過程における行動で、立法行為の内容にわたる実体的側面に係るものは、これを政治的判断に任せ、その当否は国民の自由な言論及び選挙による政治的評価にゆだねるのが相当であるとし、国会議員の立法行為は、本質的に政治的なものであって、その性質上法的規制の対象になじまないことを理由とするように思われる（なお、憲法解釈をいう部分は趣旨不明瞭であるし、いわゆる免責特権をいう部分は、違法と責任とを峻別する我が国の法制度のもとにお

いてはほとんど論拠とならず、これらの説示にさして意味があるとは思われない。)。

しかし、右のような議会制民主主義、選挙をも含めて究極的には多数決原理による議会制民主主義の政治が、その原理だけのもとでは機能不全に陥り、多数者による少数者への暴政をもたらしたことの反省に立って日本国憲法が制定されたはずである。そして、その日本国憲法の原理、議会制民主主義に立つ立法府をも拘束する原理が基本的人権の思想であり、むしろ端的に、基本的人権の尊重、確立のために議会制民主主義の政治制度が採用されたはずであって、その上に、さらにこれを十全に保障するために裁判所に法令審査権が付与されたはずである。したがって、少なくとも憲法秩序の根幹的価値に関わる人権侵害が現に個別の国民ないし個人に生じている場合に、その是正を図るのは国会議員の憲法上の義務であり、同時に裁判所の憲法上固有の権限と義務でもあって、右人権侵害が作為による違憲立法によって生じたか、違憲の立法不作為によって生じたかによってこの理が変わるものではない。ただ、立法権、司法権という統治作用ないし権限の性質上の差異や、国会、裁判所という機構ないし能力上の差異によって

自ずとその憲法上の権限の範囲やその行使のあり方が定まり、裁判所
にあつては、積極的違憲立法についての是正権限は右人権侵害以上に
広く、消極的違憲の立法不作為についての是正権限は右根幹的価値に
関わる人権侵害のごとく、より狭い範囲に限られることになることと解さ
れるのであるが、逆に、積極的違憲立法の是正については、当該法令
のその事案への適用を拒否することによって簡明に果たされるのに対
し、消極的違憲の立法不作為については、その違憲確認訴訟を認める
ことに種々の難点があることから、国家賠償法による賠償を認めるこ
とがほとんど唯一の救済方法になるともいえるのであつて、その意味
では、むしろ、立法不作為にこそ違法と認める余地を広げる必要もあ
る。

このように、立法不作為を理由とする国家賠償は、憲法上の国会と
裁判所との役割分担、憲法保障という裁判所固有の権限と義務に関す
ることがらであり、国会議員の政治的責任に解消できない領域におい
て初めて顕在化する問題というべきであつて、これが国家賠償法上違
法となるのは、単に、「立法（不作為）の内容が憲法の一義的な文言
に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行う（行わな

い)というごとき」場合に限られず、次のような場合、すなわち、前記の意味での当該人権侵害の重大性とその救済の高度の必要性が認められる場合であって(その場合に、憲法上の立法義務が生じる。)、しかも、国会が立法の必要性を十分認識し、立法可能であったにもかかわらず、一定の合理的期間を経過してもなおこれを放置したなどの状況的要件、換言すれば、立法課題としての明確性と合理的是正期間の経過とがある場合にも、立法不作為による国家賠償を認めることができるかと解するのが相当である。

3 そこで、以上の見地に立って本件につき検討を加える。

(一) 従軍慰安婦について

(1) 慰安婦原告らが、いずれもその貧困のため、慰安所経営者と思われる人物の甘言に乗せられ、不任意に旧日本軍の関与する慰安所に連行され、監禁同然にして、長期間、慰安婦として旧日本軍人との性交を強要されたこと、同原告らが被った肉体的・精神的苦痛は極めて苛酷なものであり、帰国後もその恥辱に苛まれ、今なお心身ともに癒すことのできない苦悩のうちにあることは、前記事実問題においてみたとおりである。

そして、この従軍慰安婦制度が、原告らの主張するとおり、徹底した女性差別、民族差別思想の現れであり、女性の人格の尊厳を根底から侵し、民族の誇りを踏みにじるものであって、しかも、決して過去の問題ではなく、現在においても克服すべき根源的人権問題であることもまた明らかである。

例えば、甲一四（四五頁以下）に次の資料がある。

昭和一三年三月、常州駐屯間内務規定、独立攻城砲兵第二大隊

第九章 慰安所使用規定

「単価

使用時間は一人一時間を限度とす

支那人 一円〇〇銭

半島人 一円五十銭

日本人 二円〇〇銭」

「慰安所内に於て飲酒するを禁す」

「女は総て有毒者と思惟し防毒に関し万全を期すべし」

「営業者は酒肴茶菓の饗応を禁す」

「営業者は特に許したる場所以外に外出するを禁す」

慰安所という名の施設の「使用」規定であり、「使用」単価、料金であり、「使用」限度時間である。酒肴茶菓の饗応、接待もなく、ただ性交するだけの施設がここにあり、慰安婦とはその施設の必需の備付品のごとく、もはや売(買)春ともいえない、単なる性交、単なる性的欲望の解消のみがここにある。そして、前記事実問題でみた慰安所開設の目的と慰安婦たちの日常とに鑑みれば、まさに性奴隷としての慰安婦の姿が如実に窺われるというべきである。しかも、使用単価に現れた露骨な民族差別。希少性ないし需給法則のゆえに日本人の単価が高かっただけではあるまい。

(2)ところで、日本国憲法は、その人権総論部分である一三条において、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」旨規定し、個人の尊重、個人の人格の尊厳に根幹的価値を置いている。そして、右に典型例をみたとおり、従軍慰安婦制度が女性の人格の尊厳を根底から侵すものであり、民族の誇りを甚だしく汚すものであったことも論をまたない。

しかるに、従軍慰安婦制度は、日本国憲法制定前に設けられた制度であり、慰安婦原告らが慰安婦とされたのも日本国憲法制定前のことであって、これがいかに重大な人権侵害であろうとも、それだけを理由として、直ちに日本国憲法がその賠償立法を被告に命じていると解したり、あるいはこれに代わるべき救済を直接に裁判所が命じることができるか解したりすることができないことは、先に「道義的国家たるべき義務」の検討においてみたとおりである。

(3) しかしながら、従軍慰安婦に対する人権侵害の重大性と現在まで続く被害の深刻さに鑑みると、次のような解釈が可能と考える。

従軍慰安婦制度は、その当時においても、婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約（一九二一年）や強制労働に関する条約（一九三〇年）上違法の疑いが強い存在であったが、単にそれのみにとどまらず、同制度は、慰安婦原告らがそうであったように、植民地、占領地の未成年女子を対象とし、甘言、強圧等により本人の意思に反して慰安所に連行し、さらに、旧軍隊の慰安所に対する直接的、間接的関与の下、政策的、制度的に旧軍人との性交を強要したものであるから、これが二〇世紀半ばの文明的水準に照らしても、極めて反人道的かつ醜悪な

行為であったことは明白であり、少なくとも一流国を標榜する帝国日本がその国家行為において加担すべきものではなかった。にもかかわらず、帝国日本は、旧軍隊のみならず、政府自らも事実上これに加担し、その結果として、先にみたとおりの重大な人権侵害と深刻な被害をもたらしたばかりか、慰安婦原告らを始め、慰安婦とされた多くの女性のその後の人生までをも変え、第二次世界大戦終了後もなお屈辱の半生を余儀なくさせたものであって、日本国憲法制定後五〇年余を経た今日まで同女らを際限のない苦しみに陥れている。

ところで、このような場合、法の解釈原理として、あるいは条理として、先行法益侵害に基づくその後の保護義務を右法益侵害者に課すべきことが一般に許容されている。そうであれば、日本国憲法制定前の帝国日本の国家行為によるものであっても、これと同一性ある国家である被告には、その法益侵害が真に重大である限り、被害者に対し、より以上の被害の増大をもたらさないよう配慮、保証すべき条理上の法的作為義務が課せられているというべきであり、特に、個人の尊重、人格の尊厳に根幹的価値をおき、かつ、帝国日本の軍国主義等に関して否定的認識と反省を有する日本国憲法制定後は、ますますその義務

が重くなり、被害者に対する何らかの損害回復措置を採らなければならぬはずである。しかるに、被告は、当然従軍慰安婦制度の存在を知っていたはずであるのに、日本国憲法制定後も多年にわたって右作為義務を尽くさず、同女らを放置したままあえてその苦しみを倍加させたのであり、この不作為は、それ自体がまた同女らの人格の尊厳を傷つける新たな侵害行為となるというべきである。

そして、遅くとも従軍慰安婦が国際問題化し、国会においても取り上げられるようになった平成二年（一九九〇年）五、六月ころには、右不作為による新たな被告の侵害行為は、それ以前の多年にわたる放置と元慰安婦女性の高齢化、労働省職業安定局長による「民間業者が云々」との政府答弁（別紙一の第八の一五参照）、さらには、そのころまでには明確に自覚されるに至った女子差別の撤廃と性的自由の思想等々とあいまっていよいよその人権侵害の重大性と救済の必要性を増し、違憲的違法性を帯びるものとなったといえることができる。

（４）しかして、《証拠略》によれば、内閣官房内閣外政審議室は、平成五年（一九九三年）八月四日、「いわゆる慰安婦問題について」と題する従軍慰安婦問題についての調査報告書を提出し、また、当時

の河野洋平内閣官房長官も、「慰安所は、当時の軍当局の要請により
設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送につ
ては、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集
については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、そ
の場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた
事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあった
ことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況
の下での痛ましいものであった。」、「戦地に移送された慰安婦の出
身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めて
いたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、
管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行わ
れた。」、「いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数
の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、
改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数
多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての
方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのよ
うな気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、

有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考ええる。」との慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話を発表していることが認められるところ、右調査報告書と内閣官房長官談話によれば、従軍慰安婦問題が、女性差別、民族差別に関する重大な人権侵害であって、「心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる」べきものであり、かつ、「そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきもの」であることが表明されている。そして、これに加えるに、そのころまでには、ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、カナダにおいて、第二次世界大戦中の各国家の行為によって犠牲を被った外国人に対する謝罪と救済のための立法等がなされた事実もまた明らかになっており（別紙一及び二のとおり、当事者間に争いが無い。）、これら先進諸国の動向とともに従軍慰安婦制度がいわゆるナチスの蛮行にも準ずべき重大な人権侵害であって、これにより慰安婦とされた多くの女性の被った損害を放置することもまた新たに重大な人権侵害を引き起こすことをも考慮すれば、遅くとも右内閣官房長官談話が出された平成五年（一九九三年）八月四日以降の早い段階

で、先の作為義務は、慰安婦原告らの被った損害を回復するための特別の賠償立法をなすべき日本国憲法上の義務に転化し、その旨明確に国会に対する立法課題を提起したというべきである。そして、右の談話から遅くとも三年を経過した平成八年八月末には、右立法をなすべき合理的期間を経過したといえるから、当該立法不作為が国家賠償法上も違法となったと認められる。

なお、被告国会議員も、右の談話から右立法義務を立法課題として認識することは容易であったといえるから、当該立法をしなかったことにつき過失があることは明白である。

(5) 以上によれば、慰安婦原告らは、被告に対し、国家賠償法一条一項に基づき、被告国会議員が右特別の賠償立法をなすべき義務を違法に怠ったことによる精神的損害の賠償を求める権利があるというべきところ、その額については、将来の立法により被害回復がなされることを考慮し、各金三〇万円と算定するのが相当である。

なお、慰安婦原告らは、請求の趣旨 1 の公式謝罪をも求めるけれども、いかなる方法による謝罪をするかについては、これこそ政治部門

の独自の判断と裁量により決すべき事項であって司法裁判所の介入できるところでないから、そもそも右請求の適格性すら問題である上に、少なくとも現時点においては、その必要が認められない。

(二) 女子勤労挺身隊について

(1) 挺身隊原告らが、日本に行けば勉強もできる、金もできる、生け花、裁縫、ミシンも習えよとの勧誘にだまされ、いまだ幼くして帝国日本の軍需工場の未熟練労働力として動員され、過酷な条件下に種々の辛酸をなめたことは前記事実関係において認定したとおりであり、これが当時の帝国日本の学生生徒の勤労働員に比しても、より劣悪、危険な条件下におかれたものであって、民族差別的な取り扱いであることもまた今なお残る我が国の朝鮮人差別問題に照らして明らかである(もっとも、右勧誘に際して同原告らの国民学校での担任教師らが故意に同原告らをだましたかというところかなり疑問であり、むしろ、証拠(証人杉山とみ)によれば、少なくとも原告朴小得の担任教師であった守屋については、同人自身も宣伝用映画にだまされて同原告に善意で女子勤労挺身隊への加入を勧誘したものと認められる。ともかく、本件においては、朝鮮総督府が各学校等にいかなる指示を出して

右勧誘を進めていたのか全証拠によっても明らかでなく、結局、右欺瞞が意図的、組織的なものであったと認めるには足りない。)。

(2)しかしながら、挺身隊原告らの被ったその被害の性質と程度は、慰安婦原告らに比べると、やはり相違があり、そのことは、甲七の二の次のような記載からも窺い知ることができる。すなわち、同号証によれば、韓国においては、なぜか従軍慰安婦と勤労挺身隊とが混同されたようで、勤労挺身隊が、その挺身の字の意味からか、従軍慰安婦をいうものと誤解され、右の誤解を恐れていまだ勤労挺身隊員であったことを申告する者が少ないとのことであり、事実、前記事実問題中、原告梁錦徳の被害事実末尾に記載したとおりの実情にある (他の挺身隊原告らについても同様の事情が認められる。) が、このことから、慰安婦原告らの被った被害がより根幹的価値に関わる重大な人権侵害であることを窺わせる。先にも述べたとおり、従軍慰安婦問題とは、女性の人格の尊厳、あるいはこれと密接不可分ともいうべき女性の性の尊厳を蹂躪するものであって、慰安婦原告らが今なお被っている差別と抑圧については、右韓国の実情からみて、韓国国民もまた日本国民とともに克服しなければならない根源的課題というべきであり、だ

からこそ、当裁判所も、断固として右女性の人格と性の尊厳を擁護し、同原告らの救済に高度の必要性を認めるものである。もちろん、挺身隊原告らの被った被害を決して軽視するものではないが、先にみた同原告らの被害を当時の帝国日本の食料事情、学生生徒に対する勤勞動員体制、圧倒的な軍国主義的風潮と臣民の無権利状態、戦局の状況、自然災害の勃発等々の諸事情に照らして全体的に評価し、さらに第二次世界大戦における帝国日本の戦地、植民地諸国民の被った戦争被害、戦争の惨禍に加えて、加害者である帝国日本臣民のそれをも視野に入れるとき、同原告らの当時の年齢を十分考慮に入れても、なおその被害が格別のものであり、これを放置することが日本国憲法上黙視し得ない重大な人権侵害をもたらしているとまでは認められない。

要するに、挺身隊原告らの被った被害は、戦後賠償、戦後補償の一環としてとらえられるべき問題として、政治部門である立法府、行政府の裁量のもとにあり、同原告らの救済を目的とする特別法の制定が日本国憲法上義務づけられているとは認められない。

(3) よって、その余の点について判断するまでもなく、挺身隊原告らの請求には理由がない。

4 以上の次第であり、被告は、立法不作為に基づく損害賠償として、慰安婦原告らに対し、各金三〇万円を支払う義務があるものと認められるが、挺身隊原告らについてはその義務がない。

五 「挺身勤労契約」の債務不履行による損害賠償請求について

1 挺身隊原告らは、帝国日本との間に、両者の合意によって、同原告らが女子勤労挺身隊に入隊し、その隊員として帝国日本の指示に従って行動するとの非典型契約たる「挺身勤労契約」が成立しており、かかる契約の内容として、帝国日本には、同原告らに対し、生け花・裁縫・ミシン等を教え、また、当然に、同原告らの就労中、工場への移動あるいは帰郷等の間の生命・身体に対する安全配慮義務があるというべきところ、帝国日本は、右の義務の履行を怠ったから、被告は、同原告らに対し、債務不履行に基づく損害賠償の支払を求めることができる」と主張する。

2 しかしながら、前記事実問題において認定したとおり、挺身隊原告らが、当時の国民学校の教師等により女子勤労挺身隊員として不二越富山工場等の軍需工場に動員されるに当たり、「挺身隊に行けば勉強もさせてもらえるし、給料もいい。」、「日本に仕事をしに行けば、

生け花、裁縫が習える。」などとの勧誘がなされたことは事実として認められるが、前記のとおり、女子挺身勤労令等は、いずれも国家総動員法に最終の根拠をおくいわゆる非常時の動員法規であり、同原告らは、いずれもこれに従い、「志願」の形式をとって帝国日本の総動員体制に組み込まれたものである。したがって、同原告らと帝国日本との関係は、すべて右動員法規によって規律される公法関係というべきであり、この間に、同原告らが主張するような一般私法上の権利義務関係を内容とする合意が介在する余地はない。したがって、右「挺身勤労契約」なる契約関係が成立していたことを認めることはできない。

もつとも、女子挺身勤労令の公布施行時期からすると、その以前から挺身隊原告らへの勧誘と動員がなされていたようであり、その際の動員法規がいかなるものであったかについては、本件全証拠によっても定かでないが、時期的には、官斡旋・隊組織による動員であったと思われる。弁論の全趣旨によれば、右官斡旋・隊組織による動員とは、事業主が府県知事に雇用願を提出して承認を得た後、朝鮮総督府に斡旋申請書を提出し、その承認と地域決定を経て、道が職業紹介所及び

府、郡等を通じて労務者を選定、取りまとめさせる方式であり、送り出しに当たっては、右事業主が隊組織に編成された労務者を引率、渡航したことが認められる。しかし、その際、朝鮮総督府がいかなる法規により、いかなる権利義務を労務者に対して負ったのかなどの事項についても、本件全証拠によってもまったく明らかでないし、また、右認定の方式によれば、労務者の選定、取りまとめをし、これを右事業主にゆだねるまでが総督府の斡旋業務であったことが窺われるから、それ以上に、総督府に原告ら主張の義務を負わせる「挺身勤労契約」なる契約が成立したことを認めるには足りない。

3 よって、その余の点について判断するまでもなく、挺身隊原告らと被告との間に「挺身勤労契約」なる契約関係が存在することを前提とする同原告らの請求は失当である。

六 不法行為による国家賠償請求

1 被告政府高官のコメント、国会答弁等について

(一) 原告らは、「道義的国家たるべき義務」の具体的内容として、帝国日本の植民地支配等の違法行為について被告の法的責任を是認し、補償立法案を作成提出したり、事実調査をしたりすることが憲法

上要請されていたにもかかわらず、被告は、その国家責任を終始否定し、従軍慰安婦についても、調査を尽くさないまま安易に国家の関与を否定してきたとし、被告政府高官による前記コメント、国会答弁等が右「道義的国家たるべき義務」に違反する違憲、違法なものであると主張する。

(二) しかしながら、「道義的国家たるべき義務」が十分に論証されたものではなく、採用できないこと、また、日本国憲法が軍国主義、すなわち、原告らのいう侵略戦争と植民地支配の被害者個々人に直接の謝罪と賠償を命じる立法義務を被告に課しているとは解しがたいことは先に述べたとおりであり、そうである以上、右立法案を作成提出したり、そのための事実調査をしたりする義務が被告に課せられているとは、到底解することができない。したがって、原告ら指摘の被告政府高官のコメント、国会答弁等が違法であるとはいえない。

(三) よって、その余の点につき判断するまでもなく、原告らの前記主張に基づく国家賠償請求は理由がない。

2 永野元法務大臣の発言について

(一) 平成六年(一九九四年)四月二八日、当時の永野元法務大臣が、

法務大臣就任当日の個別インタビューにおいて、共同通信社所属の記者から「旧軍人として、従軍慰安婦問題を含め、日本の戦争責任をどう考えますか。」と質問されたのに対し、「二〇世紀半ばに一流国が自分の意思を周囲に押しつけるという歴史認識は間違っていた。慰安婦は程度の差はあるが、米、英軍などでも同じようなことをやっている。日本だけが悪いと取り上げるのは酷だ。慰安婦は当時の公娼であって、それを今の目から女性蔑視とか、韓国人差別とかは言えない。」との趣旨の発言をしたこと、そして、右の発言が同年五月四日及び五日の新聞朝刊で報道されたことは当事者間に争いが無い。

(二)原告らは、永野元法務大臣の右発言によって、原告らの名誉ないし人格的価値が著しく侵害されたとして、被告に対し、国家賠償法一条一項により損害賠償の支払を求める。ところで、名誉とは、民事法上、純粋な内面的感情や主観的評価ではなく、人がその品性、徳性、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける外形的、事実関係的な客観的評価、すなわち、社会的名誉を指し、かつ、このような社会的名誉は、常に、ある特定の人個人の価値として生じ、保護されるべきものと解されるから、言論により他人の名誉を侵害したと

いえるためには、その言論自体がある特定の個人（法人等を含むことは勿論である。）を対象としつつ、その個人の社会的評価を低下させるに足る具体的な事実的内容を含んでいるか、あるいは、その言論のなされた状況からしてこれが明らかである必要がある。

そこで、これを本件についてみるに、永野元法務大臣は、前記のとおり、共同通信社所属の記者からの質問に答えて「慰安婦は程度の差はあるが、米、英軍などでも同じようなことをやっている。日本だけが悪いと取り上げるのは酷だ。慰安婦は当時の公娼であって、それを今の目から女性蔑視とか、韓国人差別とかは言えない。」との趣旨の発言をしたというのであって、その内容は、あくまで従軍慰安婦についての歴史的、制度的認識とその評価にかかるとのことであり、しかも、その発言状況からしても、これについて一般論としての意見を述べたに過ぎないことが明らかである。もとより、右発言における朝鮮人従軍慰安婦についての認識と評価とが根本的に誤っており、前記内閣官房内閣外政審議室の調査報告書や官房長官談話にも反していることは明白であるにしても、また、法務大臣の要職にあり、そのゆえに同時に、本訴における被告代表者たる地位にもある人物の発言としてはそ

の妥当性にかなりの疑問があるにしても、右発言が、その内容自体からして、あるいはこれがなされた状況からして、ある特定の個人を対象としていたり、まして本訴慰安婦原告らを指してなされたりした発言でないことは明らかというべきである。

(三) よって、永野元法務大臣の前記発言は、慰安婦原告らの名誉ないし人格的価値を侵害すると認めるに足りないから、その余の点について判断するまでもなく、同原告らの国家賠償請求には理由がない。

第四 結論

よって、原告らの本訴請求は、慰安婦原告ら(原告甲花子、同乙松子、同丙竹子)が各金三〇万円及びこれに対する不法行為成立の日である平成八年九月一日から支払済みに至るまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において理由があるから認容し、その余の請求部分及び挺身隊原告ら(原告柳賛伊、同朴小得、同朴順福、同李英善、同姜容珠、同鄭水蓮、同梁錦徳)の請求は全部理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法六一条、六四条、六五条を適用して主文のとおり判決する(なお、仮執行宣言は相当でないからこれを付さないこととする。)。

山口地方裁判所下関支部第一部

裁判長裁判官 近下秀明

裁判官森實将人、裁判官上寺誠は、転補のため署名押印することが
できない。

裁判長裁判官 近下秀明

別紙一

目次

第一 はじめに

第二 歴史的事実

一 日帝の韓国併合と戦争への朝鮮人の動員

1 韓国併合と植民地支配

2 戦争への動員

3 連行された朝鮮人の帰還

二 戦後補償の国際的潮流

1 ドイツ

2 アメリカ

3 カナダ

4 日本における戦後処理の現状

第三 「従軍慰安婦」

一 「従軍慰安婦」制度

二 日本政府の対応

第四 元慰安婦原告らの被害事実

一 原告甲花子の被害事実

二 原告乙松子の被害事実

三 原告丙竹子の被害事実

第五 朝鮮人女子勤労挺身隊

第六 挺身隊原告らの被害事実

一 原告らが連行された軍需工場について

1 不二越鋼材工業株式会社富山工場

2 東京麻糸紡績株式会社沼津工場について

3 三菱重工業名古屋航空機製作所道徳工場

4 右各工場での朝鮮人女子勤労挺身隊の労働の実態

二 各挺身隊原告らの被害事実

- 1 原告柳賛伊の被害事実
- 2 原告朴小得の被害事実
- 3 原告朴順福の被害事実
- 4 原告李英善の被害事実
- 5 原告姜容珠の被害事実
- 6 原告鄭水蓮の被害事実
- 7 原告梁錦徳の被害事実

第七 原告らの請求の根拠

- 一 道義的国家たるべき義務に基づく責任
- 二 損失補償責任
- 三 立法不作為による国家賠償責任
- 四 挺身勤労契約の債務不履行による損害賠償責任

第八 不法行為による国家賠償責任

第九 結語

第一 はじめに

本件訴訟は、日本国の植民地支配と戦時の強制連行による最も凄惨な人権蹂躪の被害当事者がその沈黙を破って、加害者である日本国に

対し、奪われた人間性の回復を求めているのであり、これに対する良心の府の司法判断が歴史に残されようとしている。

殊に、元「従軍慰安婦」被害者に対する日本国の加害行為に対する司法判断としては、現在係属中の戦後補償裁判の中にあつて、本件訴訟が最初のものである。このことが、原告ら当事者は勿論、同種被害を被りながら沈黙を強いられてきた声なき被害者、全世界の心ある支援者、とりわけ六年余の弁論を傍聴し物心両面にわたり原告らを支えてきた人達、そして、加害者日本国を含め、貴庁による本件訴訟の判決に対し、それぞれの耳目を集中せざるを得ない所以である。

戦時、純朴な少女たちは、故郷から異域万里に引き離され日本帝国に挺身し、あるいは軍人たちに踏みにじられた上に、その後半世紀にわたり恥辱の闇に押し込められたまま沈黙を強いられてきた。少女らの恥辱には目を瞑り、あるいは想いすら及ばすことなく平和と繁栄に身をおいてきた我々は、恥辱の闇から照らし出された厳然たる歴史の前で胸深く反省しなければならない。

その反省のありようは、日本国憲法前文で、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会

において名誉ある地位を占めたいと願っている日本国にとって、被害者への償いと謝罪という明確な形で国際社会に示されなければならない。被害者への償いと謝罪を示し、その被害救済を実現することこそが、客観的正義の法である日本国憲法の求めるところである。されば、戦後五〇年余を経てなお、正義が立法府や行政府により回復されていない現在において、本件訴訟は、まさに我々に与えられた唯一最後の機会になるやもしれない。

よって、本件訴訟に対する貴庁の判決が、日本国の正義が奈辺にあるのかを我々に代わって全世界に表明することになることを銘記されたい。

第二 歴史的事実

一 日帝の韓国併合と戦争への朝鮮人の動員

1 韓国併合と植民地支配

(一) 韓国併合

明治政府はその成立当時から、朝鮮の植民地化を国家的目標としてきたが、一八七五年の江華島事件以来、朝鮮への内政干渉を続け、日清、日露の両戦争を経て朝鮮における支配的位置を確立、一九〇五年、

日本軍が朝鮮王宮を包囲するなかで、伊藤博文が大韓帝国政府の大臣等に強要して、「乙巳保護条約」に調印させた。この条約により韓国は外交権を奪われ、外交を監督するとの名目で日本から送り込まれた韓国統監による徹底した内政干渉によって、事実上日本の植民地とされていった。

そして一九一〇年八月二二日、ついに日本は当時の大韓帝国政府に「大韓帝国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲渡スル」との日韓併合条約を押しつけ、朝鮮を完全に日本の植民地にした。こうして、朝鮮に住む全ての人々は大日本帝国「臣民」とされた。

(二) 植民地支配

日本は天皇が直接任命する朝鮮総督のもとに総督府を設置し、軍隊と警察を一元化して、「武断政治」とよばれる強権支配を行って朝鮮を支配し、朝鮮語の言論や教育を弾圧する一方、「土地調査事業」「林野調査事業」等を実施して朝鮮農民の土地を収奪した。

このような植民地支配に反対し、一九一九年には朝鮮全土で二〇〇万人を越える人々が、「独立万歳」を叫ぶ三・一独立運動に立ち上が

った。

しかし、日本は非武装の朝鮮人に武力弾圧を加え、約七〇〇〇人の朝鮮人が日本軍警によって殺害された。

三・一運動の高揚に懲りた朝鮮総督府は、「文化統治」を標榜して、朝鮮語の新聞発行を一部承認する等の懐柔策をとった。しかし、一九二〇年に始まった「産米増殖計画」により、一五年間に増産率二割に対して日本への移出は四倍にする飢餓輸出を強要するなど、植民地収奪の実態に変わるところはなかった。

2 戦争への動員

(一) 兵站基地化政策

日本は一九三一年に満州事変、一九三七年に日中戦争をひきおこし、中国への本格的な侵略を始めた。日本は、朝鮮を中国侵略の「兵站基地」（人的・物的資源の補給基地）と位置づけ、食糧や工業資源の略奪を強化するとともに、朝鮮人を戦争遂行のための人的資源として利用しようとした。

(二) 皇民化政策

朝鮮人を戦争遂行の人的資源とするには、朝鮮人からその民族性を

奪い、日本に隷属させ、天皇に忠義を尽させる必要がある。このため、日本政府はいわゆる「皇民化政策」を推進した。天皇に忠誠を誓う「皇国臣民の誓詞」を事ある毎に唱えさせ、朝鮮各地に勤労奉仕によって神社を建立し、その参拝を強要し、「創氏改名」を実施して氏名を日本風に改めさせた。

(三) 強制連行による労働力動員

戦争の長期化に従い人的資源の不足が深刻になり、自由募集の方法では「国策産業」とよばれた軍需産業の労働要員を供給することができなくなった日本は、戦時下の非常措置として一般国民を強権で徴用するため、一九三八年に国家総動員法を公布、同法四条に基づいて一九三九年七月に国民徴用令（勅令四五一号）を公布して、労働力動員の態勢を整えた。但し、朝鮮に対しては民族的抵抗をおそれて最初は国民徴用令を直接適用せず、同年九月三〇日に朝鮮総督府令第一六四～一六七号として朝鮮人労務者の徴用に関する一連の施行法規を制定し、同年一〇月から「募集」方式による労働力動員が始められた。

「募集」方式とは、労働力を必要とする事業所が、府県長官を通じて厚生省の募集許可と朝鮮総督府の募集地の割り当てを受け、募集人

が割り当てられた道から指定された面に赴き、そこの職員や警察官と協力して労働者を集めるもので、日本政府の深い関与のもとに行われる労働力募集だった。

「募集」方式による連行は最初の一年程は徴兵制に準じて身体検査、壮行会の挙行などの手続きが行われていたが、対米戦争が始まり、日本本土、樺太、太平洋諸島、朝鮮の多くの炭鉱、軍事基地の工事、鉄山、軍需工場、食料の増産のための大規模な干拓開墾、巨大な神社の造営等で労働者の需要が急激に増大し、労働力が著しく逼迫すると、朝鮮総督府とその地方官憲は、これらの手続を踏むことなく、朝鮮人青壮年を手当たり次第狩り集めはじめた。朝鮮総督府が必要な人員数を各道知事に割当てると、知事はそれを各郡の郡守に割当て、郡守はそれを再び各面に割当てた。面当局者は始めのうちは割当て人員を達成するように努力するが、やがて割当て人員の達成が不可能になり、郡職員、警察、面職員が労務者を力づくで狩り出すようになった。道行く人、家で寝ている人を急襲して手当たり次第に引き立て、所定の期日に各面から面書記や巡査が連れてきた労務者達を郡庁の倉庫や学校の教室に閉じ込め、その数が供出指定数に達すると、郡庁や警察署

前の広場に集めて郡守や警察署長が訓話をしたあと、バスやトラックに満載してその行く先も知らせず、朝鮮内の各鉱山や日本本土、太平洋地区、樺太方面に連行した。

一九四二年には、形式上も「募集」方式を改め、朝鮮総督府内におかれた朝鮮労務協会を運営主体とする、より強制的な「官斡旋」方式の連行が始まり、大規模な「国民動員計画」がたてられた。そして、労働力不足が一層深刻化した一九四四年八月には、朝鮮に国民徴用令を一般的に適用し、「青紙」一枚で朝鮮人を労働者として自由に連行できるようにした。このように、「募集」「官斡旋」「徴用」と方式は異なっているとしてもその実態は日本政府による強制連行にほかならなかった。

こうして労務者として日本本土に連行された朝鮮人の総数は、各種統計により少なくとも一一〇万人は下らないとみられている。これらの人々は、炭鉱や軍事施設の建設現場などで奴隷のような労働を強いられ、ある人々は命を失い、ある人々は身体や精神に癒すことの出来ない傷を負わされた。日本に連行された人々のうちおよそ三〇数万人が死傷し、そのうち死亡者は約六万人にのぼるとみられている。

(四) 軍要員としての動員

(1) 軍属

国民徴用令による軍属としての朝鮮人動員は、一九三九年に開始されていたが、対米戦争開始以後、その数が急激に増大した。厚生省発表によると一九四五年までに一五万四九〇七名の朝鮮人軍属が動員され、日本本土や南洋諸島で軍事土木工事、炊事係、捕虜監視要員や運輸要員として労働させられた。

(2) 志願兵制度

一方、日本政府は当初、朝鮮人に武器をもたせることを恐れていたが、戦争の際限のない拡大の中で、朝鮮人青年の軍人としての動員に踏み切った。一九三八年二月、陸軍特別志願兵令(勅令第九五号)を公布、同年三月に勅令一五六号で、六ヶ月期間の志願兵訓練所官制を制定し、羅南、威興、平壤、大邱などに陸軍兵志願者訓練所を設置、同年四月から志願兵制度を実施した。また、太平洋戦争がはじまり、海軍の兵力が不足すると、一九四三年七月、海軍特別志願兵令(勅令六〇七号)を公布、鎮海に海軍兵志願者訓練所を設立し、一〇月一日から朝鮮人青年を海兵として養成しはじめた。更に一九四三年には学

徒志願兵として専門学校、大学の朝鮮人学生が戦場に動員された。

一九三八年から一九四三年の間にこれらの志願兵として動員された朝鮮人青年は二万三六八一名である。一方、これに志願した者の数は八〇万五五二二名にのぼるとされ、朝鮮総督府等はこれを朝鮮人青年の「愛国的熱誠」によるものと宣伝した。しかし、現実には「志願」とは名ばかりで、面ごとに人数を割り当て、地方の官吏や警察による強制動員がおこなわれた。日本本土で学ぶ朝鮮人学生に対しては、志願しない者は炭鉱等へ徴用するとの恫喝まで行って強制的に志願させた。八〇万人を越える膨大の志願者数はむしろ強制の存在を証明するものである。

(3) 徴兵制度

日本政府は対米戦争がはじまりより多くの兵力が必要になると、朝鮮人青年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年五月、一九四四年度からの徴兵制導入を決定し、「徴兵制施行準備委員会」を設立して準備に取りかかった。そして、中学以上に現役将校を配属し、国民学校卒業生は青年訓練所、国民学校未修了者は青年特別錬成所に義務的に入所させ、軍事訓練や皇民化教育を行い、同年一

〇月には徴兵適齢届を行わせた。こうした準備を経て一九四四年四月、ついに朝鮮に徴兵令が適用され、一九四五年までに二〇万九二七九人の朝鮮人青年が戦場に狩り出された。

(五) 朝鮮人軍人軍属の処遇

日本軍は朝鮮人青年を動員したものの、その反乱をおそれ、朝鮮人だけの部隊は編成せず、日本人部隊のなかにばらばらに配置した。このため、ただでさえ暴力の横行した日本軍隊内で、朝鮮人兵士達は民族的偏見に基づく虐待や私的制裁に耐えねばならなかった。また、南方では朝鮮人軍属は英米人捕虜の監視業務を担当させられたため戦後BC級戦犯として処刑されたものもいた。結局、戦場に狩りだされた四〇万人近い朝鮮人軍人・軍属のうち、約一五万人は帰還していない。

3 連行された朝鮮人の帰還

一九四五年八月一五日、日本はポツダム宣言を受諾して、戦争は終結し、日本の朝鮮に対する植民地支配も事実上終焉した。

戦後、日本政府は日本に連行されていた朝鮮人の帰還事業を行った。しかし、この事業は朝鮮人の損害を少しでも軽減するために行われたのではなく、日本本土に居住する朝鮮人の反抗を恐れて、朝鮮からの

日本人の引揚船の復便を利用して行ったものにすぎない。

そのため、サハリンから日本本土への引揚船には朝鮮人は乗船を拒否され、四万一人にのぼる朝鮮人が置き去りにされた。また、サハリンの上敷香では日本人の引揚に際して、日本軍が朝鮮人達を警察署に監禁、放火し虐殺する事件が発生し、青森県から多数の朝鮮人を乗せて朝鮮に向かった浮島丸が舞鶴港内で爆沈して数百名の朝鮮人が死亡した。

二 戦後補償の国際的潮流

もとより、戦争によって植民地人民や少数民族に被害を与えたのは日本だけにとどまらない。日本との同盟の下に戦争を遂行したナチスドイツは、多数のユダヤ人等の少数民族を強制収容所に収容し、虐殺した。民主主義を標榜したアメリカ合衆国やカナダも、太平洋側に住む日系人をその国籍の如何をとわず、敵性民族とみなし、強制収容所に収容した。しかし、これらの諸国については、その犠牲者に対して、各国政府が大戦中の行為の過ちを認め謝罪し、「内外人平等主義」を当然の前提として、補償に関する立法措置を講じている。

1 ドイツ

第二次世界大戦中の日本との同盟国であり、同じ敗戦国であるドイツでは、敗戦後間もなく戦後措置が開始され、約一〇年前に一応の体系整備が整った。

殊に、ナチス指導下のドイツにおける、ユダヤ人を含む人種的迫害、政治的迫害に対する補償立法の整備もなされている。

(一) 第二次大戦中の人的損害に対する措置として、旧西ドイツにおいて戦争犠牲者援護法(一九五〇年)が制定されている。同法により、軍事上もしくはこれに準ずる任務それらにともなう事故及びそれと特有な関係による健康障害を受けたものに対して、治療、看護、戦争犠牲者への扶助、障害者への年金支給、死亡の場合の埋葬手当、遺族への年金支給の措置がとられている。同法は、旧西ドイツ国内に居住する外国人にも適用があるほか、連邦各州政府が同法八条に基づく裁量行為として、連邦労働大臣の同意を得て外国に居住する外国人に対しても援護を与えている。

(二) 物的損害に対しては、負担調整法(一九五二年)及び賠償補償法が制定されている。負担調整法では、国民の間で特定の部分が受け

た戦争被害を、被害を受けなかった国民にも等しく負担配分すべきであるとの基本理念のもとに、戦闘による破壊、旧ドイツ領からの追放、引揚げ等によって財産を失った者に対し、連邦予算から対物補償を行っている。その支出総額は、一九八七年末で一六五億マルクにも上っている。また、賠償補償法では、国民の外国による私的被害に対する補償がなされている。

(三) 特に、(一)、(二)の措置に対する特別法として、ナチス迫害の犠牲者の物的人的損害に対する補償措置として、連邦補償法(一九五六年)、連邦返済法、対イスラエル条約等がある。

連邦補償法(BEG)は、「ナチズムに対する政治的敵対関係を理由に、または人種、信仰、または世界観を理由にナチスの暴力装置によって迫害され、それにより生命、身体、健康、自由、所有物、財産、職業上の、経済上の出世に損害を被った者」(同法第一条)に対し、年金や一時金の形で補償給付を行っている。

この法律によって給付された額は、一九九一年一月現在で約六七九億マルク、現在の年金受給者は約一五万三〇〇〇人、補償月額は約一〇〇億円に及んでいる。

連邦返済法 (B R U G) では、ナチスの迫害によるユダヤ人の物的被害 (その四分之三が不動産の収奪による被害) を受けた個人に対して、収奪によって利益を受けた個人から財産を返済させるための措置がとられ、その支給総額は一九九一年一月現在で約三九億マルクに上っている。

B E G 及び B R U G による給付は、約二〇～二五%を国内に、約四〇%をイスラエルに、残りをその他の諸外国にあてている。また、特に B E G による年金の支給は、約一七%が国内に、約八三%が国外に向けられている。

連邦補償法の適用からもれたナチス被害者に対する補償として一九五二年にユダヤ人賠償法条約が調印され、この条約により、旧西ドイツ政府は、イスラエル政府に対して三四億マルクを、対ドイツ物質要求ユダヤ人会議 (J C C) に対して五億マルクの支払がなされた。

(四) 外国人戦争被害者への補償方法としては、ポーランド、オランダ、ベルギー、オーストリア等の政府との間では、政府と旧西ドイツ政府が支払のための協定を締結し、ドイツ政府が該当者の年金請求権の総額を一括払いし、外国政府が国内的措置によって被害外国人個人

に対して支給をしている。

デンマーク、チェコスロバキア、ノルウェー、イスラエル等の国との間では、賠償に関する条約で外国人被害者に対する補償問題も一括処理されている。

フランスに対しては、連邦補償法からもれた被害者に対する政府との間の包括処理と適用被害者に対する個別支払とが併用されている。

(五) BRUGその他の給付により、今後二〇三〇年までに、総額約三三三億六三〇〇万マルクの給付が予定されている。

(六) 一九八五年ワイツゼッカー大統領が連邦会議でなした「過去に目を閉ざす者は結局、現在にも目を閉ざすことになる」という演説は、あまりにも有名であるが、戦後補償をめぐる最近のドイツの動向にも注目すべき点がある。

(1) BEGの補償からもれてきた者に、「遺伝病的子孫忌避のための法律」(一九三三年)によって強制断種させられた身体、精神障害者がいるが、これらの人々に対しては、一九八八年五月五日ドイツ連邦議会により決議がなされ、一九三三年法の不正の確認と無効宣言がなされ、右決議に基づいて、最近補償基金が設立されるに至った。

(2) ドイツ占領地からの強制連行労働者に関しては、これまでドイツ政府による補償はなされてこなかった。しかし、最近この補償をめぐる交渉が始まり一九九二年三月ドイツ政府とポーランドとの間に、「和解基金」が設立され、ドイツ政府は五億マルク (約四〇〇億円) を基金に拠出した。チェコスロバキア政府との間にも同様の交渉がなされている。(3) 残された、旧東ドイツ地域でおきた被害に対する補償、東欧諸国との補償問題等については、ドイツ連邦議会内に補償小委員会が設置されている。

2 アメリカ

一方、第二次世界大戦の戦勝国であるアメリカでは、大戦中の日系アメリカ人強制移住に対して一九八八年に市民的自由法が制定され、補償措置がとられた。

(一) 日本によるパールハーバー攻撃後の一九四二年二月一九日、陸軍長官及び軍管区司令官に対し、「軍事上必要な場合には、軍事地域を設定する権限とその設定地域からすべての人々を立ち退かせる権限」を付与する大統領行政令第九〇六六号が發布され、實際上日系人にのみ適用された。同令による自発的移住の試みを経て、同年三月か

ら日系人の強制集団移住（主として西海岸から）が開奴され、日系人は集結センターに集められた後、内陸部にある再定住センター（強制収容所）に送られた。この強制移住及び強制収容に伴い、日系人は、財産上、精神上、あるいは自由に関する多大の損害を被った。

（二）日系人強制移住に関しては、日系人の権利回復・補償要求運動が行われてきたが、一九八〇年七月三十一日、アメリカ議会内に「戦時民間人再定住・抑留に関する委員会」が設置された。

同委員会は、同年七月から一二月にかけて、西海岸を中心に二〇日間にわたる公聴会の開催、七五〇人以上の人達からの証言聴取、当時の公文書の調査を行い、その結果を一九八三年二月二四日付報告書「拒否された個人の正義」にまとめた。

同法は、日系人強制収容に関する事実関係や被害実態を詳細に報告したうえで、それをふまえて、概要、次の五項目の救済勧告をなした。その五項目とは、

（１）強制移住の不法行為性を確認し国家が謝罪する旨をうたった上下両院合同決議を可決し、大統領がこれに署名すること、

（２）人種的理由に基づく外出禁止令や退去命令等に違反したことを

理由とする有罪判決の見直し等、

(3) 議会から行政機関に対して、日系人の権利回復申請について指示すること等、

(4) 議会は予算を支出して特別財団を設立し、基金を、このできごとを記憶にとどめ、この種の事件が起きた原因及び背景を究明、理解するための研究、学校教育活動を後援すること、

(5) 議会が決める適切な期間に、一五億ドルを基金に支出し、この基金をまず大統領行政令第九〇六六号にしたがって居住地から強制排除され、現在なお生存する日系人約六万人に対し、一人当たり二万ドルの補償支払に当て、残を福祉や国民教育に当てること、
である。

(三) 右勧告に基づき、アメリカ議会は、一九八八年八月一〇日「市民的自由法」を制定した。同法は、強制収容が「人種的偏見、戦時ヒステリー及び政治的リーダーシップの失敗」によるものであると言及したうえで、謝罪条項を明記し、議会が国を代表して日系人に対して謝罪し、且つ、「市民的自由公共教育基金」の設立を定めた。

右基金により、収容当時、日系のアメリカ市民又は永住外国人であ

った人で、かつ補償法成立当時生存していた人であれば、現在の国籍をとわず一人あたり二万ドルの補償金が支払われることとなった。

一九八九年には、アメリカ政府が、問い合わせや申請受付のため、係官を日本に派遣し、一九九〇年三月から実際に高齢者より右補償が開始された。

一九九〇年一〇月ブッシュ大統領から日系人にあてられた謝罪状には、「損害賠償と心からの謝罪を申し出る法律の制定で、米国人は言葉の真の意味で、自由と平等、正義という理想に対する伝統的な責任を新たにしました」とある。

3 カナダ

アメリカ同様連合国側であったカナダでも、第二次大戦中日系カナダ人に対する強制移住・強制収容が行われ、これに対し、同じく一九八八年に補償措置が図られた。

(一)一九四一年一二月八日、パールハーバー攻撃の直後、カナダ政府は約四〇名の日系人を危険人物として逮捕し、全日系人を敵性国民と規定した。翌一九四二年初頭には、日本国籍の日系男性の強制移動、短波ラジオ、カメラの所持禁止等の処分が決定実施され、二月の末に

は全日系人の防衛地域からの強制移動の発表への事態は進展し、同年一一月までに（主としてブリティッシュコロンビア州から）約二万人にも及ぶ日系人の強制移動・強制収容、及び財産の収奪等がおこなわれた。

大戦終了後も日本への強制送還や選挙権の剥奪等の処置が続いた。

（二）このようなカナダ政府の措置に対しては、八〇年代初頭から日系人の手により、リドレス（redress）運動が展開され、日系人の強制収容が人種差別に基づく措置であることを告発してきた。このような運動の結果、一九八八年九月に至り、全カナダ日系人協会とカナダ政府との間で協定が結ばれた。

同協定では、カナダ政府が大戦中の日系人に対する措置が人権侵害であることを認め、同様な事態が再び起こらないことを誓った。そして、一連の不正に対するの象徴的補償として、個人補償金二万一〇〇〇ドルを一時金として支払い、全カナダ日系人協会を通じて日系カナダ人社会に一二〇〇万ドルをコミュニティの福利や人権の擁護に役立つ活動に対して支払い、カナダ人種関係基金を創設して異文化間の相互理解及び人種差別の根絶を推進する等の合意がなされた。

同協定に基づき、カナダ政府が、補償に関する問い合わせと申請のため、係官を日本に派遣したことは記憶に新しい。

4 日本における戦後処理の現状

これに対し、日本の戦後補償のあり方は、前述のような国際的潮流に遅れるものである。(一)一九五一年九月八日、日本はサンフランシスコ講和条約に調印した。アメリカの極東戦略が転換する中で調印された右条約では、日本の経済復興を図り、賠償の負担を軽減するために、連合国は、原則的に日本に対するすべての賠償請求権を放棄した。

翌一九五二年四月二八日に右条約が発効し、国家として独立すると、日本は、右放棄条項をてこに、次々とアジアの各国と二国間協定を締結した。ミャンマー(一九五四年一月五日)、フィリピン(一九五六年五月九日)、インドネシア(一九五八年一月二〇日)、南ベトナム(一九五九年五月一三日)との間には平和条約と賠償協定を結び、ラオス、カンボジア、タイ、マレーシア、シンガポール、韓国、ミクロネシアには、戦後処理として賠償に準ずる無償援助、経済協力がなされてきた。

(二) しかしながら、これらの各国における、戦争被害者個人の被った損害については、戦後四七年を経た今も、日本は、格別の補償措置を講じていないばかりか、公式の謝罪さえしていない。

それどころか、かつての植民地から「日本人」として徴兵・徴用・強制連行されたアジアの人々（なかんずく、韓国・朝鮮人）に対しては、一九五二年四月一九日法務省民事局長通達をもって、サンフランシスコ講和条約により日本の「国籍」を喪失させたとして、「国籍」をたてに、日本の国内法による戦後の個人補償措置からも排除してきた。

すなわち、被爆者援護に関する二つの法律を除き、一九五二年四月三〇日制定の戦傷病者遺族等援護法から、一九八八年制定の平和祈念事業特別基金に関する法律に至る一三の戦争犠牲者援護立法のいずれにも「国籍要件」を設け、外国籍の戦争被害者に対する右法の適用を排除して、これらの者に対する補償・賠償を一切なさぬまま放置してきたのである。

前述のような「内外人平等主義」に基づく個人補償を基調とする国際的潮流にも関わらず、未だ日本は、右国籍要件に固執し、外国人被

害者に対する補償を拒んでいる。

第三 「従軍慰安婦」

一 「従軍慰安婦」制度

1 「従軍慰安婦」制度は、日本の軍及び国家によって創設され、管理されてきたものである。

(一) 慰安所設置の経緯

一九三二年(昭和七年)、いわゆる上海事変が勃発したころ、同地の駐屯部隊のために慰安所が設置され、以後終戦まで慰安所が存在しており、その規模、地域的範囲は、戦争の拡大とともに広がりを見せた。

上海事変には、上海派遣軍の参謀が「軍慰安所」設置の指示を出して設置にあたり、一九三七年には中支那方面軍が、一九三八年には北支那方面軍が同設置の指示を行って設置し、一九四一年には関東軍が、一九四二年には南方軍が、「従軍慰安婦」の徴集と配置を行っており、同じ一九四二年には、陸軍省人事局が「慰安施設」設置結果を報告している。また、海軍においては、一九四二年の海軍省の文書にて、海軍省がその設置と運営方針を決定していた。

このように、軍の最高司令部が「慰安所」を設置し、「従軍慰安婦」の配置を行ってきたのである。

(二) 慰安所が存在していた地域

慰安所の存在が確認できた国または地域は、日本（当時の植民地である朝鮮、台湾を含む。）、中国、フィリピン、インドネシア、マラヤ（当時）、タイ、ビルマ（当時）、ニューギニア（当時）、香港、マカオおよび仏領インドシナ（当時）であるが、被告が真摯に調査するならば、その範囲は広がることはあっても減ることはない。

(三) 慰安婦の総数

これを推認させるに足る資料を日本国は積極的に検索する努力をしないので、慰安婦総数を確定するのは困難である。しかし、慰安所が軍の必要かつ常設の施設であったこと、また、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置されたこと等に照らせば、慰安婦の総数は二〇万人ともいわれる。

(四) 慰安婦の出身地

慰安婦の出身地は、確認できただけでも、日本、朝鮮半島、中国、台湾、フィリピン、インドネシアおよびオランダが挙げられる。なお、

戦地に移送された慰安婦の出身地としては、日本人を除けば圧倒的に朝鮮半島出身者が多い。

(五) 慰安所の分類

第一のタイプは、軍直営の慰安所である。

第二のタイプは、軍が監督統制する軍（軍人・軍属）専用の慰安所である。これは、特定の部隊専属の慰安所と、都市などで軍が認可（指定）した慰安所がある。

以上が純粹の軍慰安所である。

第三のタイプは、一定時期、軍が民間の売春宿などを兵員用に指定する軍利用の慰安所で、軍に特別の便宜を図るが、民間人も利用するものである。この場合、軍利用の程度に応じて国家の責任が生ずることになる。例えば、指定期間にそれが軍人・軍属専用になれば、その期間中は第二のタイプの軍慰安所となる。

(六) 慰安婦の募集

慰安婦の募集については、本件訴訟の被告答弁においても、強制であったことを認めている。軍当局の要請を受けた経営者の依頼により、斡旋業者らが、純朴な少女を含む女性に対し甘言を弄し、あるいは畏

怖させる等の形で行われた。軍当局も業者らの詐欺的又は脅迫的な募集方法を知りながら、これを容認した。

朝鮮半島、台湾における「従軍慰安婦」の徴集は、軍が選定した業者や周旋人に行かせたものと、官憲によって直接連行されたものがあるが、元「従軍慰安婦」の証言によれば、軍人、憲兵などが、家にきて無理やり連行されたり、路上で官憲につかまり連行されたなどの暴力的強制連行、および金が儲かるよい仕事がある、工場、食堂で働かないか、看護婦として働かないかなど欺罔、あるいは甘言を弄して徴集されたものがある。

占領地域では、元「従軍慰安婦」によれば、日本兵が家にやってきたり、路上を歩いているところを暴力で連行、強姦され、監禁されて「従軍慰安婦」にさせられ、日本軍によって家族や村の住民が虐殺される状況の中で、若い女性が強姦されたうえ、「慰安婦」とさせられている。また、軍が地元住民に「従軍慰安婦」の徴集を命じて集めさせたり、よい仕事があると騙して連れてきたものもある。

(七) 慰安婦の輸送等

業者が慰安婦等の婦女子を船舶等で輸送するに際し、旧日本軍は、

彼女らを特別に軍属に準じた扱いにするなどして、その渡航申請に許可を与え、また、日本政府は、身分証明書等の発給を行うなどした。さらに、軍の船舶や車輛によって戦地に運ばれたケースも少なからずあった。

「従軍慰安婦」を船で戦地に送る場合には、陸軍は日本船籍の軍用船に、海軍は軍艦や軍用船により、陸軍が陸路による場合は、鉄道や日本軍のトラックを使った。

日本から渡航する場合、「渡航証明書」の発行は各警察署が、朝鮮、台湾については総督府の下にある警察署が行ってきたが、一九四二年一月以降は、「従軍慰安婦」の渡航は、軍の証明書で行うようにとの外務大臣の指示が出され、軍の証明書のみによることになった。

2 以上のように、「従軍慰安婦」制度は国家・軍という被告の公務員あるいは総体としての公務員によって作られ、かつ管理、運営されたものである。

その慰安所での実態は、慰安婦として「慰安所」に監禁された女性に対する組織的、系統的に行われた強姦・輪姦の連続といえるものである。とりわけ、慰安婦にさせられた植民地の朝鮮人女性は、次のよ

うな特別の犠牲を強いられた。

(一) 女性差別

奴隸的拘束の下、軍が制度的に継続的に性交を強制した「従軍慰安婦」制度は、性の自由を奪う強姦というべきもので、女性の人格的価値を否定し、人間の尊厳を侵す行為である。

このように、国家・軍が「従軍慰安婦」制度を自ら推進し、また、これにかかわった多くの業者、将兵もこれに追随した背景には、単に国家目的の最優先、戦争至上主義にとどまらず、女性および女性の「性」に対する抜きがたい差別が存するのである。

ここには、男性の性に奉仕する「モノ」としての女性観、抑圧の捌け口としての性行為観が明瞭にあらわれている。「従軍慰安婦」制度は、現在にも残存する性差別をあからさまな形で具現化したものである。「慰安婦」制度のもつ性差別としての問題性は、慰安所への徴集に際して、暴行・脅迫を伴わない場合、あるいは「慰安」行為に対して対価が支払われる場合であっても、同じである。

(二) 民族差別

「従軍慰安婦」として徴集された女性のうち、朝鮮人女性の割合は、

ある推算によると八割を占めるといわれ、公表された公文書によっても、日本人に比べて朝鮮人の数が圧倒的に多いことが明らかになっている。強固な儒教思想に基づく女性に対する貞操観念が厳格な朝鮮の元「従軍慰安婦」にとって、その「慰安」の強要が彼女ら及びその親族に与えた恥辱の程度は、現代日本の性風俗の尺度では到底測り得ないものである。

一九〇五年の韓国保護条約、一九一〇年の日韓併合条約以来の植民地支配の中で、日本は、朝鮮の独立運動に対して徹底的な武力弾圧を加え、いわゆる皇民化政策により、朝鮮人からその民族性を奪い、戦争の長期化に伴う人的資源の不足を補うため、軍人・軍属、軍需産業労働者として強制的に狩り出した。朝鮮人女性を「慰安婦」として狩り出したのも、このような植民地支配の下での朝鮮民族差別の一環としてなされたものである。

二 日本政府の対応

政府は、戦争末期および敗戦直後に、慰安所関係の文書の焼却命令を出して証拠隠滅を図り、その後も戦後四〇年以上にわたって何ら調査すらしないまま放置し続けてきた。

日本政府は、一九九〇年六月、「従軍慰安婦」問題が国会で取り上げられた際にも、「民間の業者が連れ歩いたにすぎない」と関与を否定する答弁をなし、実態調査も拒否した。一九九一年四月、「慰安婦」とみられる者の名簿が見つかったが、「当時の関係者からの事情聴取をしたが、関与していなかった。調査すべく努力したが手掛かりがない」と、あいかわらず十分な調査もしないまま国の責任を否定するに終始した。

一九九二年一月、軍の関与を示す文書が発見されるに至り、ようやく関与の事実を認め、首相が訪韓時に謝罪の言葉を述べたが、補償については日韓条約で解決済みとの態度を崩さなかった。また、同年七月には、国の関与を示す文書をようやく公表したものの、強制行為については、「これを裏付ける資料はない」とした。

一九九三年八月四日、政府は、第二次報告書を発表し、「総じて強制であった」と認めた。さらに日本政府は、一九九四年一月二八日、女子差別撤廃委員会において、女子差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府の報告審議における同委員会委員からの本問題に対する早期解決を求める指摘に対し、「日本政府は、この問題について一九九一

年一二月から調査を開始し、一九九三年八月四日には、調査結果を発表しました。そこでは、肉体的にも精神的にも苦しみを受けてきた、こうした慰安婦の女性達に謝罪しました。従軍慰安婦問題については、日本政府は、これまでサンフランシスコ条約や関連する条約に従い、誠実に対応してきましたが、問題の性格上、どうしたらこのような自責と謝罪の気持を表せるのか、真剣に考えております。」と回答をなした。その真剣に考えたとされる結果として、日本政府が提示した民間基金については、元「従軍慰安婦」の被害者の多くが、日本国の法的責任を回避する欺瞞であるとして、これを拒否している。

第四 元慰安婦原告らの被害事実

一 原告甲花子の被害事実

1 原告甲花子は、一九一八年、現在の韓国全羅南道木浦市にて、父甲太郎と母丁梅子の間に生まれた。同原告は、一九三七年の春、一九歳のころ、現在の韓国全羅南道光州市で呉服屋を経営していた社長宅に住み込みの家政婦として働いていたところ、買い物のため外出したとき、日本人と朝鮮人の男性から「金儲けができる仕事があるのでついてこないか」と誘われた。同原告は、どんな仕事をするのか分から

ないまま、彼らを信用してついて行くことに決めた。

同原告は、朝鮮の港から貨客船に乗せられ、大阪に連れて行かれ、大阪で一泊した後、船に乗せられるなどして、上海に連れて行かれた。

2 同原告は、上海のアメリカ人やフランス人の租界区の近くにある「陸軍部隊慰安所」と書かれた看板が掲げられている長屋に連れて行かれた。同原告を勧誘した日本人の男性が慰安所の主人（以下、単に「主人」という。）であった。同長屋は、人が二人やっと寝ることができる程度の広さで、窓のない三〇室位の小部屋に区切られており、同原告は、その一部屋を割り当てられた。同原告は、同所で炊事・洗濯の仕事をさせられるものと思っていた。ところが、同長屋の一部屋を割り当てられた翌日、カーキ色をした陸軍の服を着た日本人の男が部屋の中に入って来て、同原告を殴って服を脱がせたため、同原告は悲鳴を上げて逃げようとしたものの、部屋の戸に鍵がかかっており、逃げることができなかった。

その日から、同原告は、同部屋において、生理の時を除いて毎日朝九時から夜二時くらいまで、軍人との性交渉を強要され、もって強姦され続けた。主人の妻が軍人からお金をもらっていたが、同原告は一

度もお金をもらったことはなかった。同原告は、軍人の相手をしたくないので、炊事・洗濯などの家事をしていた「チヨウさん」という中国人夫婦の手伝いに時々抜け出したり、主人に対して、炊事・洗濯だけの仕事をさせてくれるよう懇願したりしたものの、その度に、激しく殴られ生傷が絶えなかった。ある日、同原告は、どうしても耐えられず、慰安所から逃げ出したが、主人に見つかり連れ戻され、炊事場で、主人から、長さ約五〇センチメートルの櫛の棒で体中を殴られ、最後に頭を殴られて大出血をした。このときの頭の傷が原因で、同原告は、現在も雨降りの際の頭痛と、時々頭が空白になる症状に悩まされている。

3 同原告が主人の暴力により監禁され軍人により強姦され続けた慰安所は、「陸軍部隊慰安所」の看板が掲げられていたこと、軍人相手であったこと及び性病検査と思われる一ヶ月に一回の定期検診が軍医によってなされたことに照らせば、旧日本軍が設置し、管理していたものといえる。

4 敗戦後、主人も軍人らも同原告だけを慰安所に残したままいなくなった。残された同原告は、建物を壊したり放火していた中国人から

危害を加えられるのではという恐怖の中、チヨウさんの奥さんに匿われた後、上海の埠頭まで連れて行ってもらった。同原告は、埠頭で三日間乞食のように野宿して帰国船を待ち、ようやく帰国船に乗って釜山に帰り着き、故郷に帰ることができた。その間、旧日本軍や日本政府関係者から何の手助けもなかった。故郷では、父親は怒りや悲しみのために「火病」で亡くなっており、同原告は、生きていた母親には上海に行って軍人の家で炊事などをしていたと嘘を告げた。

5 同原告は、本件訴訟を提起するきっかけとなった釜山挺身隊対策協議会へ被害申告をするまで、従軍慰安婦であったことを隠し通し、本件訴訟提起に際して初めて実名による被害事実を公にした。

同原告は、日本政府が従軍慰安婦に対し責任がないと発言してきたことや、本件訴訟提起により実名及び被害事実を公にしている原告らの存在を知りながら、従軍慰安婦は公娼だとの発言に対して、「腹が煮えくり返る思い」を持っている。

二 原告乙松子の被害事実

1 原告乙松子は、陰曆一九二四年、現在の韓国慶尚南道三浪津（サムナンチン）郡にて、父丙松夫と母戊春子の間に生まれた。同原告は、

七人兄弟の一番上に生まれ、弟三人と妹三人がおり、家の暮らしぶりは非常に貧しかったため、自分が働いてお金を稼いで家に入れなければならないと思っていた。同原告が数えて一七歳のころ、道長の所でどこの家に娘がいるかを調べてきたという男たちが娘たちを集めるため、同原告ら家族が住んでいた村にやって来た。同原告の家にも、五〇歳以上と思われる朝鮮語と日本語を話す男が訪ねてきて、同原告に対し「日本の工場でお金になる仕事がある。」と勧誘した。同原告は、日本の工場へ行って働いて、一儲けして父母を養いながら嫁に行きたいと考え、その男の話を利用して日本の工場へ働きに行くことを決めた。同原告は、父母に日本で稼いで家族に仕送りがしたいと告げ、父母はこれを疑うこともなく反対もしなかった。

その後、同原告を勧誘した男が、同原告と一〇人くらいの村の娘らと一緒に釜山へ連れて行った。同原告は、釜山から大きな船に乗せられ台湾に連れて行かれた。

2 船酔いがひどかった同原告は、病院に入院した後、慰安所に連れて行かれた。同原告を勧誘した男が慰安所の主人であった。主人は、同原告に対して、客を取れと言い、同原告は、それは話が違うと逃げ

ようと考えたが、言葉も道も分からない、頼れる人も知っている人もないため、逃げることはできなかった。同原告は、男と接したのはその時が初めてであり、幾ら反抗しても、乱暴な暴行を受けたことにより、反抗を抑圧され、軍人たちとの性交渉を強要され、もって強姦された。

慰安所の客は日本人の軍人が多数を占めていたので、同所にて朝鮮語を使うことは暴力によって禁止されており、同原告の呼び名も「フジコ」であった。

同原告は一日一〇人前後の男の相手をさせられ、性交渉を強要されない休みの日は一ヶ月に一日だけであり、自由な外出もできなかった。慰安所での食事は貧粗であって、食べたい物を買うお金もなく、あまりの空腹のため慰安所の近くのバナナ園のバナナを取って食べ、そのことでバナナ園の主からも慰安所の主人からもひどく叩かれたことがある。同原告は、台湾にいた五年間、慰安所の主人からお金をもらったことはなく、位の高い軍人のお客からもらうチップも、慰安婦として身綺麗にしておくための化粧品を買える程度のものであった。国民学校に通っていた弟が文房具を買って送って下さいと同原告に宛てた手

紙が来た際、お金が一銭もなく泣いていた同原告を他の慰安婦をさせられていた娘たちが同情して募金したお金で文房具を買って弟に送ったことがあった。

同原告は、性交渉により右側の太股の下の方がパンパンに腫れ上がるという病気に罹り、その手術の痕が残っている。

3 確かに、同原告が慰安婦をさせられた慰安所の設置管理が旧日本軍によって行われたものかは明らかでない。しかし、同原告の供述によれば、台湾での五年間、旧日本軍の部隊が移動するのに合わせて、慰安婦らもトラックに乗せられて移動させられたこと、慰安婦の性交渉の相手のほとんどが日本人の軍人であったことから、いわゆる部隊お抱えの私設慰安所であったと考えられる。このような私設慰安所が存在したことは、甲二七号証の一二三頁乃至一二六頁に記述されている。同記述によれば、部隊の宿舍の近くで、部隊が軍からの公認を受けずに慰安所を女将に経営させ、同所を連隊命令を受けた兵士が監視していたのであり、軍もかかる私設慰安所の解散を部隊に命ずることなく放任していたことが窺える。

4 同原告は、日本の敗戦すなわち解放後、当時の慰安所の管理人で

あった朝鮮人の男に連れられて船で故郷に帰った。同原告は、父母に対し、台湾にある日本の工場で働いてきたがお金はもらえなかったと告げた。

その後、同原告は、結婚し子どもも生れたが、台湾での被害事実は隠し通してきた。

同原告が一九九二年の本件訴訟提起によりその被害事実を实名にて初めて公にしたその三年後、一九九五年に同原告本人尋問が行われた。同原告は、被告が同人の被害事実に対して何ら国家賠償も国家補償もしないこと、被告は同人が死して黙するのを待っているのではないかという強い憤りの念を持っている。現在まで何ら被告が法的責任を認めた上での謝罪と賠償・補償がなされない故に、同原告の精神的苦痛は増大するばかりである。

三 原告丙竹子の被害事実

1 原告丙竹子は、陰曆一九一八年、朝鮮全羅北道裡里郡慕懸（モヒョン）で生まれた。同原告は、父母が出稼ぎに出ているため、家事一切を切り回していた。同原告は、一九三七年の春、満一七、八歳のこ

ろ、夕食の準備をするため畑のあぜ道で蓬を摘んでいたところ、四〇歳くらいの朝鮮人の男から「そんな事をしているよりも、自分についてくれば、履物もやるし着物もやる。腹一杯食べられるところに連れて行ってやる。」と誘われた。同原告は、家が貧しく満足な履物もなく、空腹を癒すことに精一杯の生活を送っていたため、その男の誘いに応じてついていくことに決めた。同原告が父母に挨拶してから行きたいと懇請したにもかかわらず、その男は時間がない、急ごうと言って同原告の手を取って引っ張っていった。同原告は、男から手を取られて引っ張られて行ったことに驚き、恐ろしくて、恥ずかしくて、そのまま泣きながら連れて行かれた。同原告は、途中、その男の前を歩かされ、約一時間後に裡里（イーリー）邑の旅館に連れて行かれた。同旅館の部屋は、外から鍵がかけられ、同原告と同じような年齢の娘たちが一四、五人おり、いずれもどこに何のために連れて行かれるのか分からず泣いていた。翌日、カーキ色の服を着てゲートルを巻き腰にサーベルをぶら下げた旧日本軍の軍人三人が、同原告ら娘たちを裡里駅から列車に乗せて三日かけて上海駅まで連れて行った。上海駅に着いた後、同原告ら娘たちは、幌のないトラックの荷台に乗せられ、

右軍人のうち一人は運転席の横に座り、残り二人は荷台に乗った。同トラックの運転手も旧日本軍の軍人であった。同原告ら娘たちは、約三時間位トラックに乗せられ、旧日本陸軍の駐屯地（以下、「陸軍駐屯地」という。）に連れて行かれた。

2 同原告ら娘たちは、陸軍駐屯地の大きな軍用テントの近くに転々と置かれた小屋に一人ずつ入れられた。その小屋は、甲第三号証の図のとおり、筵のようなもので壁が覆われ、萩の木を編んで作った傾斜のない屋根が葺かれ、二、三畳の広さの床は枯れ葉を敷いた上にござを敷いて、その上に国防色の毛布を敷いた粗末な造りであったため、雨水が漏れたり雪が降り込んだりして不生極まりないものであった。同原告は、軍服と同じ色の上着とモンペを支給され、最初の二日間に血液検査と「六〇六号」という注射を打たれた。「六〇六号」という注射は、その後も二週間に一回の割合で行われた。

陸軍駐屯地に連れて来られて四日目、星が三個ついた軍服を着たミヤザキという名の年配の将校が小屋に入ってきて、同原告に対して執拗に性交渉を迫り、これに抗することができなくなった同原告を三日間にわたり毎晩犯した。同原告は処女であった。その後、多くの軍人

が最初は暴力で同原告の反抗を抑圧して強姦し、抵抗することを諦めた同原告を引き続き、一九四五年八月の解放の時まで約八年間、毎朝九時から、平日は八、九人、日曜日は、一七、八人の軍人が、小屋の中で同原告を強姦し続けた。

一九四五年六、七月ころ、ある兵隊が自分と約束しているのに何故他の男と寝たのかと同原告を責め立て、軍靴で同原告の腹を蹴り上げ、刀で背中を斬りつけた。その傷跡は甲第四号証のとおり、同原告の体に克明に残っており、同原告は、今現在も痛みが残り、特に雨が降ろうかという日や雨の降る日などは、胸や腹がうずき、めまい等のために歩くことさえままならない症状に悩まされている。同原告は、右暴行による傷の治療を一週間受けただけで、軍人との性交渉を強要され続けた。

3 同原告を連行した者が旧日本軍の軍人であること、同原告が収容された小屋が陸軍駐屯地に近接した施設であること、定期的に駐屯地内で「六〇六号」という注射を打たれたこと、小屋を兵隊が常時監視していたこと、軍人のみを相手にしていたこと等に照らせば、同原告は、旧日本軍の強制により連行され、約八年間、民間人の関与が全く

ない中、旧日本軍により監禁され強姦され続けたものである。

4 一九四五年の日本の敗戦すなわち解放後、陸軍駐屯地から日本人の軍人はいなくなり、残された同原告は、「解放だ。帰ろう。」と集まった朝鮮人らとともに、屋根のない貨車に乗って何日もかけてようやく家に帰ることができた。同原告が家に帰ると既に両親は亡くなっており、弟が叔母の家に身を寄せていた。両親は、同原告を捜し回り、絶望して亡くなってしまっていた。同原告は、弟にも、後に二度結婚したそれぞれの夫にも、自分の被害事実を隠し通してきた。二度の結婚生活の間、子どもができず、婦人科の診察を受けて初めて、自分の子宮が変形して子どもができない体になってしまっていたことを知った。同原告は、旧日本軍によって純朴な娘の一生を台無しにされたこと及び日本政府が同原告に対して国家補償を拒否してきたことについて、憤怒の念を強めている。

しかも、同原告の被害事実は、一貫して旧日本軍の強制によるものであり、いわゆる公娼制度といえるような事実は全く見当たらない。同原告が新聞を読む能力がなく、また、テレビ報道を理解できないこととしても、同原告が凜としてその被害事実を公にしているにもかかわらず

ならず、同原告らを含む従軍慰安婦が公娼であったと断ずる発言を公にすることが、同原告の名誉を侵害することは明らかである。

第五 朝鮮人女子勤労挺身隊

一 日本は、軍需工場における労働力の枯渇に対処するため、朝鮮人の一一歳から一六歳の少女に、挺身隊への入隊を「志願」させ、出身地域別の隊に編成し、予め動員先として定められた軍需工場に動員して、長期間の肉体労働に従事させた。このような朝鮮人女子勤労挺身隊の組織的動員の開始時期は必ずしも明らかでないが、『日帝末期朝鮮人女子勤労挺身隊に関する実態研究』によれば、『面談した事例を通じてみると、彼等の動員時期は、一九四一年からであるが、一九四四年以降に多かった。』とされている。

二 女子勤労挺身隊の動員は、大多数の場合公立学校の教師か面長、区長などの下級官吏が「志願」の勧誘をした。勧誘にあたって教師や官吏達は「志願すれば日本で女学校に行ける」「金を稼いで故郷に錦を飾れる」等と甘言を弄した。当時の朝鮮の事情では上級学校進学は容易ではなく、このような勧誘は、徹底した皇民化教育によって日本に幻想を持っていた少女達にとって極めて魅力的であった。

その上、当時の朝鮮は儒教的な師弟観念がきわめて強く、教師の権威は絶対であり、少女達が教師の言葉を疑ったり、勧誘を断ったりすることは極めて困難であった。

三 少女たちは右のような甘言を信じて志願したが、実際には進学はもちろん勉強できた例もなく、賃金も殆どが未払いになっている。このような実態をみると、朝鮮人女子勤労挺身隊の動員は「志願」の形式をとっているが、実質的には欺罔による強制連行だったということが出来る。しかも、一部には形式上でさえ「志願」ではなく、令状様のものを見せられ、連行されたケースもある。

四 一九四二年二月から一九四四年八月まで、朝鮮では朝鮮人の男子労働者に対し、「官斡旋」という名の強制連行が横行した。これは被告によれば、『事業主が府県知事に雇用願を提出して承認を得た後、総督府に朝鮮人労務者斡旋申請書を提出し、総督府が、これを承認した場合は地域を決定して通牒し、さらに、道が、職業紹介所及び府、郡、島を通じて、邑、面にまで割当てを決定して、労務者を選定取りまとめさせるというものであった。また、送出しに当たっては、雇用主等が隊組織に編成された労務者を引率渡航した。』（答弁書）とい

うものであったが、女子勤労挺身隊の動員はまさにこの「官斡旋」による強制連行そのものであり、右の「労務者を選定とりまとめさせる」という過程において教師や官吏による欺罔と「志願」が行われたのである。

五 「女子勤労挺身隊」の法的根拠としては一九四四年八月二三日に公布された女子挺身勤労令（勅令第五一九号）があるが、前記の動員時期からみて、この勅令は朝鮮人女子勤労挺身隊の実際の動員開始に遅れて公布されたものである。しかも右勅令は、国民職業能力申告令による国民登録者たる女子に挺身勤労の義務を負わせるものであったが、朝鮮では技術労働者以外の国民登録はなされていなかった。したがって、朝鮮人女子勤労挺身隊として動員された少女たちのうち、法令上の義務によって動員された者は殆どいなかった。ただ、同令三条二項に該当者以外も志願により隊員となることができると規定されていることを利用して、「志願」の形式に同令によって法的根拠を与えようとしたに過ぎないものであった。

六 女子勤労挺身隊の日本への動員先、動員総数などの全体像は全く不明である。現在文献上はつきりと確認できる動員先は、不二越鋼材

工業株式会社富山工場、三菱重工名古屋航空機製作所道徳工場、同大江工場、東京麻糸沼津工場、八幡製鉄所などであるが、これらは氷山の一角である可能性がある。また、鐘紡全南工場などの朝鮮内の工場に女子勤労挺身隊が動員された事実もある。

第六 挺身隊原告らの被害事実

一 原告らが連行された軍需工場について

1 不二越鋼材工業株式会社富山工場

(一) 不二越鋼材工業株式会社について

不二越鋼材工業株式会社(以下「不二越」という。)は、一九二八年一月二一日設立され、一九三九年一月一七日の軍需工場動員法公布後、海軍省指定工場となり、軍需会社法公布(一九四三年一月三一日)後、一九四四年一月六日の同法施行により、第一次、第二次及び追加の軍需会社の指定を受け、同日、不二越富山工場は他の不二越の工場とともに軍需大臣及び海軍大臣の所管となった。

(二) 不二越富山工場について

不二越富山工場は、原告柳賛伊、同朴小得、同朴順福が動員された工場であり、一九四四年五月、六月、七月、一九四五年二月、三月に

慶尚北道、慶尚南道、京畿道、全羅南道から女子勤労挺身隊が動員され、不二越社史（甲第二二号証）によれば一九四五年五月の従業員総数三六、二五三名中一、〇八九名が朝鮮人女子勤労挺身隊員であったという。おそらく朝鮮人女子勤労挺身隊の最大の動員先であったと推察される。機械部品を製作する同工場では、女子勤労挺身隊員たちは旋盤など、年少者には危険な作業に従事させられ、多くの労災事故が発生し、負傷者や死亡者を出した。

既に日本軍が制空権及び制海権を全く奪われていた一九四五年三月、同工場は、軍需省と朝鮮総督府から、工具・工場及び製鋼所の一部の朝鮮への移設の命令を受け、工具工場を平壤に近い沙里院に、製鋼所を力浦に移設することとなった。これに伴い、同年七月上旬には、同工場の労働者五七四名が沙里院に到着した。この中の四二〇名が朝鮮半島からの女子勤労挺身隊であった。そして、沙里院の工場は稼働するに至らず敗戦となった。

2 東京麻糸紡績株式会社沼津工場について

（一）東京麻糸紡績株式会社について

東京麻糸紡績株式会社は、一九一六年一二月に設立され、翌年四月

に駿東郡大岡下石田に帝国繊維渋谷工場を買収移設して東京麻系紡績沼津工場を建設し、同年十一月に操業を開始した。同工場は、一九四四年二月に軍需工場に指定された。

同会社は、一九九一年に帝人株式会社に吸収合併されて消滅したが、戦争中には三菱資本が導入されていた。大正末期から女子労働者を朝鮮で募集し、一九四四年には女子勤労挺身隊を含めて約四〇〇名の朝鮮人女子労働者がいた（「沼津市誌」一九六一年三月）。

（二）東京麻系紡績株式会社沼津工場について

東京麻系紡績株式会社沼津工場は、原告李英善、同姜容珠、同鄭水蓮が動員された工場であり、同工場には一九四四年四月、慶尚南道から女子勤労挺身隊が動員された。その人数は定かではないが、原告らの記憶によれば約一〇〇名であったという。女子勤労挺身隊らは機械で麻の繊維を巻き取る作業に従事した。原告らの記憶によればこれは飛行機の翼に使用する麻系だったというが、陸軍の軍服廠であったとの記録もある。

同工場は一九四五年七月一七日の沼津大空襲で殆ど全焼した。女子

勤労挺身隊員らは富士紡績株式会社小山工場に移動し解放を迎えた。

3 三菱重工業名古屋航空機製作所道徳工場

(一) 軍需会社法により、一九九四年一月一八日、三菱重工業等一五

〇社は軍需会社に指定された。

一九四四年一月二日午後一時三六分、東南海地震発生、三菱重工業名古屋航空機製作所道徳工場(以下「三菱名航道徳工場」という。)では、多数の死者が出た。

一九四五年一月一三日午前八時三八分、三河地震発生、マグニチュード七・一、愛知県全体での死者は二三〇六人、負傷者は三八六六人に達した。

(二) 三菱名航道徳工場について

三菱名航道徳工場は、原告梁錦徳が動員された工場である。

三菱名古屋航空機製作所の工場は港区大江町のみであったが、陸軍からの航空機増産要求に応えるため、一九四三年に日清紡績名古屋工場を買い取り、飛行機工場に改装したのが三菱名航道徳工場であり、同工場はキ四六陸軍一〇〇式司令部偵察機の組立てを行っていた。

朝鮮総督府機関誌として朝鮮で発行されていた「毎日新報」によれ

ば、同工場には一九四三年五月に忠清南道及び全羅南道出身の女子勤労挺身隊が動員され、その人員は約三〇〇名であると推定される。

同工場に動員された少女達は、主にペンキ塗り作業に従事したが、同工場は一九四四年一月七日の東南海地震により倒壊し、女子勤労挺身隊員六名が死亡した。この地震及び同月一八日からの空襲により、同工場は全国に分散疎開した。敗戦当時、疎開工場のうち富山県福野工場に一三七名、同県大門工場に一三五名の朝鮮人女子勤労挺身隊がいた（洪祥進『朝鮮の青年・少女を挺身隊に』一九九〇年七月「地下工場と朝鮮人強制連行」明石書店所収）。福野工場にいた少女達が道徳工場から移動してきた忠清南道挺身隊、大門工場にいた少女達が同じく全羅南道挺身隊であると推察される。

4 右各工場での朝鮮人女子勤労挺身隊の労働の実態

(一) 朝鮮人女子勤労挺身隊の労働の実態

(1) 女子勤労挺身隊として動員された少女達は、不二越富山工場では主に旋盤、三菱名航道徳工場ではペンキ塗り、東京麻糸紡績沼津工場では機械で麻の繊維を巻きとる作業に従事させられた。旋盤は少女達には危険な仕事で負傷者が多く、ペンキ塗りは溶剤のため頭痛や臭

覚異常の原因となった。少女達はこのような仕事を一日八～一二時間させられ、不二越富山工場では夜間作業までさせられた。仕事の手を休めると監督から厳しく叱責され、民族差別的な言葉で罵倒されたり暴力を振るわれることもあった。生産量のノルマを課された例もあった

(2) 女子勤労挺身隊の少女達は、工場に付属する寄宿舎で生活した。寄宿舎では出身地、年齢別に「大隊」「中隊」「小隊」などと称する軍隊式組織がつくられ、日常生活は徹底的に統制された。休日は月に二回程度あったが許可証がなければ外出できず、親元との文通も制限された例がある。食事は茶碗に軽く盛った飯と沢庵程度で、当時の食料事情を考慮しても、肉体労働に従事する成長期の少女の食事としては極めて粗末であった。しかも、病気で仕事を休んだ場合には昼食が支給されないこともあり、粗末な食事が労務管理に利用されていた。少女たちは飢えを免れるために水を飲んだり、夜中に食堂に潜入して盗み食いをしたり、空き地に生える芹を摘んで食べたり、道に落ちているガムを拾って食べたりした。三菱名航道徳工場に動員された少女たちは外出した折に青梅を食べて中毒を起こしたという。

(3) 粗末な食生活で肉体労働に従事したため、労働災害が多発し、指を切断するなどの負傷者も多かった。不二越富山工場の死亡者は当時の新聞にも報道された。また、女子勤労挺身隊が動員された工場が米軍機の空襲を受け、少女達は耐えがたい恐怖を味わった。長崎造船所に動員された平壤出身の女子勤労挺身隊は原子爆弾で全員死亡したと伝えられている。名古屋の三菱名航道徳工場は一九四四年一二月の東南海地震で倒壊し、女子勤労挺身隊員も六名が死亡した。

(4) このような少女たちの過酷な労働に対し、賃金が支払われた例は殆どない。不二越富山工場では小遣い銭程度が支給されることはあっても、賃金は貯金して帰国時に返すと言われ、そのままになった。三菱名航道徳工場でも賃金の大部分を貯金させられ、返還されなかった。東京麻糸紡績沼津工場では賃金の話さえ聞いたことがないという。

(5) 以上のように、朝鮮人女子勤労挺身隊の動員は、「一二、三歳という子ども」と言って差し支えない年齢の少女を国家が組織的に欺罔して連行し、親元から一年から二年の長期にわたって隔離して工場労働に従事させた点で、世界の近代史においても特異な事件である。

もとより多くの少女たちが動員された一九四四年（一九四三年以前

に動員が開始されていた可能性もある) から一九四五年は戦争の末期であり、満州事変以来一五年に及ぶ侵略戦争のための兵力動員で枯渇し尽した労働力を補充するため、日本内においても学生・生徒の労働力動員は行われていた。しかし、その年齢の低さ、欺罔による動員、親元からの長期の隔離という点で朝鮮人女子勤労挺身隊ら日本内における動員とは質的に異なるものであった。特に原告らの年齢では、日本人児童は学童疎開により安全な地方に退避させたのに反し、植民地出身の彼女たちは空襲下の軍需工場で労働に従事させられた。これは、朝鮮が植民地でなければ生じえなかった特別の犠牲であった。

(二) 日本人の子ども達が疎開している中で、女子勤労挺身隊として動員された朝鮮人少女達は、行動の自由は無く、朝鮮語を使うことを一切禁じられ、日本式の生活習慣を強制され、軍歌等を歌うことを強制され、神社参拝を強制されるなど、まさしく、すべての人権を剥奪された奴隷としての処遇を受けた。

5 以上、《証拠略》

二 各挺身隊原告らの被害事実

1 原告柳賛伊の被害事実

(一) 原告柳賛伊は、一九二八年に馬山で出生し、父は早くに亡くなり、母と兄三人と暮らしていた。同原告は、国民学校の三年まで通った後、同原告の兄が経営する果物・野菜等を売る雑貨屋の手伝いと家事をして暮らしていた。

(二) 同原告が満一六歳の一九四四年五月ころ、朝鮮人の区長が同原告の家を訪れ、日本人が持ってきたという写真を同原告に見せた。その写真は日本の女学生が働いているところや、生け花をしているところが写っており、同原告には大変きれいに見えた。

同区長は、同原告に対し、その写真を見せながら、「日本に行けば、こういうところで、仕事もいいし、金儲けもできる。」、「勉強もさせてくれるし、月給も高い。」、「生け花、ミシンも教えてくれる。」等と甘言・虚言を弄して、同原告の女子勤労挺身隊への加入を勧誘した。それで、同原告は、習い事とか勉強ができお金ももうけることができるということだったので、どこの工場でどんな仕事をするか判らなかつたが、同区長の右勧誘に応じた。

(三) 一九四四年六月、同原告を含む一四歳から一六歳の約五〇人の娘が、馬山の府庁に集まった。その後、娘たちは、出身地別に「京畿

道地区隊」「仁川地区隊」「慶北地区隊」の組に分けられ、日本人に引率されて汽車に乗り釜山まで行き、釜山から船に乗って下関に着いた。下関では、後に富山で同原告らの舎監になった者が迎えに来て、お金を持っていた娘たちは全員その者に預けさせられた。

そして、同原告らは、下関から列車に乗って富山に着いた。同原告らが辿り着いた所は、富山の不二越の軍需工場だった。

(四) 同原告らは、工場の寄宿舍の八畳部屋に出身地別に一〇人位ずつ入れられた。同原告が不二越に着いたころには、工場の寄宿舍に、すでに朝鮮人の娘たちが約二〇〇人いた。同原告らの外出は許可制となっており、入り口で見張っている憲兵に外出許可証を見せなければ外出できなかった。外出許可が下りるのは、病院に行く時だけで、買い物のための外出は許可が下りなかった。

また、下関でお金を預けた娘たちは、一々理由を言わなければ返してもらえなかった。さらに、同原告らは、家に手紙を出す時には、何を書いたか舎監に見せてから封をさせられた。

(五) 同原告らの食事は、少量の御飯と、朝はみそ汁、昼は沢庵、夜はおかず一品で魚肉類は一度も出たことはなく、同原告らはいつも腹

を空かせていた。しかし、同原告らは、「天皇陛下のために軍人さんたちは死んでいる。腹が減ったというものは非国民だ。」と言われ我慢し続けた。同原告は、あまりのひもじさに、病院からの帰りに芹やひましの葉を採ってお茶に入れて食べたり、家からすり胡麻に塩を入れたものを送ってもらいお茶に入れて飲んだりした。同原告は、年齢の割に体が大きかったので、食事のあまりの貧しさのために、いつも、非常にひもじい思いをしていた。

同原告の唯一の楽しみは、一日の仕事が終わった後に風呂に入ることだけだった。このような生活の中で、同原告は、生理も止まってしまった。

(六) 同原告らは、それまで二〇歳過ぎの男の工員が行っていた切断した鉄棒に旋盤で穴をあけて飛行機の部品を作る作業の訓練を受けた。原告らの訓練が終わった後、男の工員は戦争に行き、その後を同原告らが受け持たされた。鉄の棒は、肘から手首ぐらいの長さで、太さが腕ぐらいの重いものであった。

同原告らは、一週間毎日昼間働いて次の一週間は毎日夜働くという昼夜一週間交代制のもので、昼業の時は朝は六時に起床し七時に仕事

に始め夕方まで働かされ、夜業の時は夜八時から明け方まで働かされた。

そして、同原告らの作業は一日中立ちっ放しで行うものであったので足がむくんで大変だった。そのため、同原告は、足が痛み炎症を越こし約二〇日間入院し、足に穴を二カ所開けてホースで膿を取り出す手術を受けた。

また、旋盤の仕事は辛く、手をよく機械で傷つけ、同原告は、右の親指を機械で切り二ないし三針縫い、現在も爪は変色し曲がっている。さらに、一週間に二回も三回も空襲警報が鳴って飛行機が飛んで来て、その度に同原告らは防空壕に逃げ込んだ。

(七) 同原告は、沙里院への移動のさいに、日頃いつもおなかが空いて御飯御飯と言っていたにもかかわらず、御飯を食べることができないほど酷い船酔いをした。

(八) 同原告の給料については、担当の舎監は、帰る時にまとめて支払うと説明していたが、同原告は、結局一銭も支払ってもらっていない。

また、同原告は、勉強は教えてもらっておらず、生け花も二回見学

ただだけで教えてもらっておらず、ミシンも教えてもらっていない。

(九) 同原告は、現在、息子夫婦とその子供達と一緒に暮し、息子に生活の面倒をみてもらっているが、息子の仕事が順調とはいえず生活は楽ではない。

2 原告朴小得の被害事実

(一) 原告朴小得(創氏名新井小得)は、一九三一年一月五日、韓国慶尚北道大邱市で、八人兄弟の五番目の子供として生まれた。家は、農業を営んでいた。

同原告の上の兄は、名古屋の軍需工場に徴用され、二番目の兄は軍人として出征した。

(二) 同原告は、大邱達城国民学校を一九四四年三月卒業したが、同年五月満一三歳の時に、同国民学校での担任だった守屋という日本人男性の教師から学校に呼ばれた。

同原告が同国民学校に行くと、守屋ともう一人の男性教師は、同原告に対し、「日本に仕事をしに行けば、生け花、裁縫が習える。学校にも行ける。」、「日本国民であれば、すべてが皆奉仕をしなけりや

ならない立場である。どうせ行くなれば早く行ったほうがずっと有利である。」「もし、日本に行って嫌だったらいつでも帰ってこい、すぐ帰れるから。」等と甘言・虚言を弄して、同原告の女子勤労挺身隊への加入を勧誘した。

同原告は守屋を信頼していたので、国のために尽くすんだ、国のためならばという思いから、また、自分の希望にかなう内容だったので、守屋の勧誘に応じることを決めた。

しかし、同原告は、日本へ行くことを母に打ち明けたところ、母は断固として反対した。それで、同原告は、守屋から判子を持って来るよう言われていたので、たまたま、父が舎厨房（客間にも使う居間）で昼寝をしている時に、父の印鑑を盗むようにして持って行き、守屋へ届けた。

（三）日本への出発の日、同原告は、慶尚北道の道庁の広場に集まった。そこには、国民学校の四年生から同原告より二歳上までの娘たちが四五人位集まっていた。

出発に先立って、道知事の話があり、その後、個人行動は一切できなくなり、娘たちは、大邱駅に連れて行かれ汽車に乗り、日が暮れる

頃釜山に着いた。同原告は、監禁されたようで不安な気持ちになった。

釜山で一泊して、翌朝、船に乗り下関に渡った。下関についた日、皆が家から持ってきた握り飯が腐っていたので捨てるために旅館の食堂に集められた。ところが、翌朝の朝食にはそれが出され、同原告は食べることができなかった。

同原告は、下関で一泊し、汽車で下関を出発し、富山県石金町に連れて行かれ、不二越富山工場の宿舎に入った。

(四) 寄宿舍では部屋割りがあり、一〇畳位の部屋に一〇人で暮らすことになった。寄宿舍の周囲には鉄条網が張り巡らされていた。同原告らは、工場と寄宿舍への行き来以外には外出することはできなかった。工場の入り口には軍人が警備していた。

同原告は、お金を多少持ってきていたが、寄宿舍に入った時に、舎監から、貯蓄をすればそれだけ得をするから貯蓄をしときなさいと言われて、全部を預けた。また、叔父が面会に来たときにくれた小遣いもみな舎監に預けていた。しかし、同原告は、舎監に預けたお金を自由に使うことができず、外出して何かを買ったりすることはできなかった。

(五) 同原告らの食事は、最初の日の朝食だけはカレーライスだったが、翌日からは、朝食は小さな茶碗一杯のご飯とみそ汁、昼食は三角形の食パン三切れだった。

昼食の食パンは朝に弁当として渡され、昼休みに現場の食堂で食べるようになっていたが、仕事を急がされるものだから、仕事場に食パンを持っていき仕事場で食べるようになった。ところが、同原告らは、朝食だけでは満足できないので、朝のうちに、そのお昼の食パンを食べ、昼食時は水だけを飲んでいた。同原告の班の一〇名全員が、みんな同じことをしていた。

同原告らは、いつもひもじい思いをしていた。日本人の勤労働員の女学生達も、同原告らと同じ食堂で食事をしていたが、日本人のおひつにはいつも八分目の飯が入れられていたが、同原告ら韓国人のおひつには半分しか入っていなかった。しかも、日本人の女学生達は、土曜日に帰宅して食べ物を持ってくることができた。

同原告は、国民学校四年生の時の担任の杉山トミ先生とクラスメート達から慰問文のような手紙を一つの本のように綴ったものをもらったが、その手紙の中にいろんなパンの絵が書いてあり、それを見てひ

もじくてたまらなくなり、泣いたことがあった。

娘たちの中には、ひもじくて鉄条網を乗り越えて食べ物を買に行
くものもいたが、平壤から来た娘は、生えていた芹を食べて腸チフス
になった。

同原告は、ひもじくて、郷里の家に手紙を出したところ、干し柿と
トック(餅)、長靴を送ったと返事が来た。しかし、郵便局に取りに
行くと、ブーツと風呂敷だけで、食べ物は無くなっていた。

同原告は、不二越にいる間に、肉も魚も一度も口にすることはなか
った。

(六)同原告らは、不二越に着いた翌日から、朝食がすむと、すぐに
仕事をさせられた。仕事は、鉄の棒に溝を掘ってドリルを製造する作
業で、同原告らを監督していたのは、森永伍長という傷痍軍人だった。

同原告は、背が低かったので、踏み台の箱の上に乗って、朝八時か
ら一二時、午後一時から五時まで、ずっと箱の上で作業をし、五時か
ら後は機械を拭き上げる作業があった。

同原告は、不二越に連れてこられてから八か月程経った頃、五時ま

での仕事が終わって機械を拭き上げる作業をしていた時、布を持って拭いているうちに布と一緒に手が巻き込まれ、人指し指が切れて落ちかけ、指を八針ほど縫う怪我を負った。その指には、現在もはっきりと傷痕が残っている。同原告は、病院で指を縫った後も、二〇日間ほど通院したが、その間も仕事を休むことはできなかった。

その時、同原告は、相当に手が腫れて包帯をしていたが、仕事場に立った時には「私は日本の国民だ。全部がなるならば何かしなけりやいけない。」と思いながらも、一三歳の子供としては当然であるが、手が痛くてたまらなく、郷里のこと、母のことを思い出して悲しくてしょうがなく、涙をふきながら仕事をした。

(七) 同原告は、一週間に二、三回、工場がB二九の空襲を受けるようになり、寺や神社に逃げたことがある。空襲は夜もあり、同原告は、布団一枚を持って逃げ、その半分を下に敷いて半分をかぶって怯え、地響がするよううなりがして、朝鮮に帰れぬままここで死ぬんだという恐怖を受けた。また、同原告は、地震にもあった。

(八) 同原告が不二越に来てから、一年何ヶ月か経った頃、空襲がひどくなり、工場を移転することになって、同原告らは、男と舎監の女

性に連れられて、富山港から船に乗り、清津に着いた。同原告らは、
黄海道沙里院の講堂で何日間か待機させられていたが、日本から機械
が届いたら連絡するから故郷に帰って待っているように指示され、列
車に乗せられ帰郷した。その時に、同原告は、非常袋と防空頭巾をも
らったが、お金はもらわなかった。

同原告がやせ細ったあまりにみすぼらしい姿で家にたどり着いたの
で、同原告の母は、自分の娘とは気付かずこじきが出来たと思った。同
原告が、「小得が今帰ってきました。」と言って、初めて、同原告の
母は、自分の娘だと分かり、泣きながら良く生きて帰ってきたと言っ
た。

同原告は、そのようにして帰ってきたにもかかわらず、沙里院を出
る時、「連絡が行くから、その時は戻ってくるように。」と指示され
ていたため、日本国民であり、命令だから、当然、連絡があれば戻る
つもりでいた。

それから、一ヶ月後に解放となった。

(九) 同原告は、一円の給料ももらっていないし、家から持ってきた
お金も貯金させられたままである。

また、同原告は、教科書一つ見たことなく勉強は教えてもらっておらず、生け花も先生が実演するのを一、二回見ただけで教えてもらっておらず、裁縫も教えてもらっていない。同原告が、守屋先生から聞かされた話は、全て事実と反するものだった。

(一〇) 現在は、同原告は息子と嫁と孫二人と暮らしているが、狭心症に悩まされている。同原告は、幼い年に親と離れて、日本国民だと言われて命令を忠実に守って重労働をさせられて、自由もなく、いつもお腹を空かせて、とても悲しい辛い思いをした。それは、同原告が、先生やいろんな人たち、すなわち、日本国政府の嘘、甘い言葉によって騙されたことによるものである。

それなのに、同原告は、一銭の補償も、労りの言葉も、心の補償も受けていない。同原告は、日本人に対して、これらの自分達のしてきたことに対して、どうしたらいいと思っているのか聞きたいと思っている。また、同原告が、不二越で味わった、悲しみ、辛さ、心の悩み、病気、今現在持っている、この悔しさを、日本政府は当然知ってほしいと思っている。

3 原告朴順福の被害事実

(一) 原告朴順福は、一九三〇年四月二三日に晋州で出生し、父は農業を営んでいた。同原告は、三人兄弟の二番目の子として生まれたが、日本へ行く前には働いた経験は無かったし、また、家を長期間離れたこともなかった。

同原告は、吉野国民学校に通っていたが、学校では一年生以後、朝鮮語は習わず、すべての授業は日本語でなされ、生徒は、朝鮮語を話す時、鞭で手を打たれたり、足を叩かれたり、手を挙げて立たされたり、トイレ掃除をさせられるなどの罰を受けた。

また、同学校では、朝鮮の歴史は教えられず、日本の歴史を教えられ、教育勅語を教えられ、皇国臣民の誓詞を毎日唱えさせられ、歴代天皇の名前とされるものを暗記させられ、同原告は、常に天皇に忠誠を尽くさなければいけないと洗脳され、現在でも、歴代天皇の名前とされるものを暗唱することができる。

(二) 同原告が、満一三歳の一九四三年秋か一九四四年春の頃、吉野国民学校での担任だった三〇歳前後の女性教師の影山が、同原告に対し、「日本に行ったらもっと勉強もできるし、生け花もできるから、行ったらどう。」、「工場の設備や待遇も良いし、学校に行くことも

できる。」、「生け花も習える。どうせみんな行くことになるのだから、一番先に行くのが一番有利。」、「愛国することだ。」などと、女学生が工場で働いている写真を見せて、甘言・虚言を弄して同原告の女子勤労挺身隊への加入を勧誘した。

同原告は、影山の言葉を両親の言葉よりも信用していたので、また、天皇によくやることが愛国だと信じ国のためには行かなければと思いい、喜んで一番で行ってやろうと考え、日本のどこへ行くのかも分からなかったが日本は素晴らしいところだと思っていたので、影山の勧誘に承諾した。

同原告の両親は、日本に何しに行くのか心配し反対したが、同原告は影山の言うことだから間違いないと信じ、同人から判子を持つてくるように言われたので、父の判子を無断で持ち出し影山に渡した。

同原告は、日本で重労働させられるとは想像もしていなかった。

(三)吉野国民学校からは四人が日本に行くことになり、同原告らは、親が付き添って同学校に集まり、晋州駅に行ったが、駅での親の見送りは許されず、親は学校から家に帰って行った。

晋州駅には約五〇名の娘が集まり、同原告らは、不二越から派遣さ

れた日本人に引率されて列車で釜山まで行った。

釜山では、大邱から来た娘たち五〇人と馬山から来た娘たち五〇とが合流した。娘たちの年齢は、一三歳から二三歳くらいだった。

同原告らは、釜山から連絡船で下関に行き、下関で一泊して列車で富山に着いた。

(四) 同原告らの寄宿舍は、一部屋一〇畳に一〇人が同居し、寄宿舍では同じ頃に来たと思われる馬山や京畿道出身の女子勤労挺身隊と会った。

日曜日は休みだったが、工場の出口には憲兵が立っていて外に出ることはできなかった。同原告は、怪我したときに病院に行った以外は外出したことはなかった。

(五) 同原告らの食事は、朝食はお椀に半分の豆入りご飯とみそ汁、昼食は工場の食堂で、ご飯と沢庵に時々みそ汁がついた。夕食は蒸しパンが出たことがあるが、食事の絶対量が不足し、同原告はいつも腹を空かしていた。同原告は、お腹が空いていたので、宿舎に生えている芹を食べて下痢をしたことがある。

(六) 原告らは、不二越で飛行機の部品を作る仕事に従事したが、同

原告らが、不二越に着いた当時は、それらの仕事は女子勤労挺身隊ではなく男性や家庭から通っているような年上の女性たちがやっていた。

同原告は体が弱く旋盤を操作することができず、箸のような細い直径二、三ミリの金属棒を五ないし一〇センチの長さに切るターレットという機械を担当させられた。この作業は、回転する金属棒をバイドという刃を梃子を使って人力でおろし、切断するもので、一日のノルマは六〇〇〇から八〇〇〇本と決められ、終わらないと残業をさせられ、大変にきつい仕事だった。

同原告は、朝六時に起床し、八時に始業、夜まで働かされ、夜間作業中に居眠りをしていて、係長に「ばかやろう。」と怒鳴られたこともあった。

同原告は、金属棒の熱い切り屑が指に刺さり、そこが化膿して二回手術をした。同原告の同僚で同じ怪我をした者は大勢いた。

(七)同原告が不二越で働き始めてしばらくして、空襲がひどくなり、昼は防空訓練をして、毎晩、空襲で防空壕に逃げ込むようになった。また、同原告は、重労働、家から離れた寂しさ、空襲の恐怖のために

少しの物音でもびっくりして起きるようになり不眠症となり、病院に行ったが病名は分からなかった。

同原告は、寮の中の患者が寝る部屋で、一ヶ月間寝たきりとなり、その間、毎日朝一錠夜一錠クスリを飲んでた。そのクスリは飲んだ途端に力が抜けて何も分からなくなってずっと寝てしまう安定剤のようなものだった。

それで、不二越の工場の者から、これでは同原告は働けないから家に帰そうという話がでた。同原告は、影山先生から国家のためと言われてやって来て、使命感に燃えていたので、本当は家に帰って母の懐に飛び込みたかったのであるが、自分だけ悠々と帰るわけにはいかない。どうにかして起きなければと無理を承知で起きて仕事をした。このような矢先、工場が朝鮮の沙里院に疎開することになった。

(八) 同原告は、一九四五年五月ころ、富山から清津に渡り、沙里院まで連れて行かれ待機することになったが、その時、船は潜水艦の攻撃を避けるために迂回しながら海を渡ったので、同原告は、ひどい船酔いにかかり、地獄のような船旅となった。

結局、沙里院では、機械などが到着しないまま、同原告らは、講堂

で二日程泊まって、一時帰省することとなり、同年七月頃、切符をもらって晋州に帰り、そこで解放を迎えた。(九)同原告が、富山の生活で何より一番辛かったことは、腹が減ったことと母と会いたかったこと、それから空襲が恐ろしかったことである。

同原告の給料は不二越が貯金して最後に通帳を貰う約束になっていたが、貰っていない。また、同原告は、不二越から一円も貰うどころか、家からもってきたお金を預けさせられ、用途を申告して使っていたが、残りは返還してもらっていない。

同工場での生活は、同原告が影山から聞かされた話とは、完全に違っていた。

(一〇)同原告は、解放後に結婚して子供を生んだが、夫は同原告が四二歳の時に死亡し、現在、息子の一家と暮らしている。

同原告は、女子勤労挺身隊として日本に渡ったことを、周囲の人間に一切秘密にしてきた。その理由は、当時、日本に渡ったらみんな慰安婦になると言われており、同原告は、不二越に行って一生懸命働いて戻ってきたのであるが、慰安婦のような感じで見られたくないと思ったからである。そのように、同原告は、女子勤労挺身隊として愛国

の為に働いたことを周囲の人間に話すことができなかつたことも、ずっと心の重荷となっていた。

同原告は、現在でも、不二越での空襲の恐怖と重労働のせいで、神経衰弱が直らず、不眠症に悩まされている。

同原告は、年端も行かない子供を騙して日本に連れて行って、賃金も支払わず重労働をさせた日本政府は、同原告らに補償し、謝罪すべきであると思っている。

4 原告李英善の被害事実

(一) 原告李英善は、一九三一年四月二日、三番目の子供として出生し、日帝時代の創氏名を岩本栄子といった。

(二) 同原告が満一三歳になったばかりの、釜山の有楽国民学校の六年生の時、同学校のカイノ校長と担任の岡秀彦は、「勤労挺身隊として日本の飛行機を作る工場に行けば、給料を沢山やるし、勉強もさせてやる。これからは、韓国の女はみんな行くことになるのだから、どうせ行くのなら一番に行った方がよい。」「二年の満期だ。」等と甘言・虚言を弄して、同原告を含む生徒らの女子勤労挺身隊への加入を勧誘した。

当時、同原告は、日帝時代で先生の言葉は神の言葉と信じ切っていたので、行き先等の詳しい説明は無かったが、カイノ校長と担任の岡秀彦の話を書わすに信じ、女子勤勞挺身隊へ入隊することを決心した。

有樂国民学校からは、五人の生徒が女子勤勞挺身隊へ入隊した。同原告は、両親に話せば絶対に反対されると思ひ、行くことが決まっから、そのことを両親に話した。

(三)一九四四年四月中旬頃、同原告らは、担任の岡秀彦に引率されて旅館に集まった。その旅館には、一四歳から二〇歳くらいの娘たちが大勢集まっていた。同原告は、その旅館に一泊した次の日に、連絡船に乗って下関へ渡った。下関から、同原告らは汽車に乗って、静岡県沼津市大岡町の東京麻糸沼津工場に着いた。

(四)同原告らは、工場の敷地内にある寄宿舍で生活し、朝五時に起床し、朝食を取り掃除をしてから工場に出勤した。同原告の寄宿舍の部屋は、十畳くらいの広い部屋で一二人位が一緒に居た。寄宿舍からの外出は許可が下りないとできなかつた。

同原告らは、仕事中や寄宿舍で、辛いときに次の数え歌を歌って泣いていた。

一つとや、人も知らない静岡の、麻糸会社は籠の鳥。

二つとや、二親別れて来たからは、二年の満期を勤めましょう。

三つとや、皆さん私の事情を見て、衰れな女工さんと見ておくれ。

四つとや、夜は三時半に起こされて、(以下不明)。

五つとや、いつも見回り言うとおりに、心棒遅れず綿を取れ。

六つとや、向こうに見えるは沼津駅、乗って行きたい我が故郷。

七つとや、長い間の散る涙、流しているのも国のため。

八つとや、山中育ちの私でも、会社の芋飯食い飽きた。

九つとや、ここで私が死んだなら、さぞや二親嘆くでしょう。

十とや、とうとう二年の満来が来、明日はうれしい汽車の窓。

(五) 同原告らの食事は、主にサツマ芋で、いつも量が少なく、同原告らは、何時もお腹を空かしていた。

同原告は、韓国の両親の下に居る時は食事に困ってお腹を空かしたことがなかったのに、いつも、夜になるとお腹が空き、家族のことを思い出して泣いていた。

(六) 東京麻糸紡績沼津工場の始業時間は、午前六時か七時。就業時間は午後六時か七時で、同原告らは一二時間働かされた。

右工場は、航空機の翼の麻布等を製造する軍需工場で、同原告は、綿状になった麻の繊維を電気で回る心棒に巻き付ける仕事の、ローラーに巻き付いた繊維を取り除く作業に従事していた。同原告は、右作業が力仕事であるにもかかわらず、いつも腹を空かして一日中立ちっ放しで行わねばならず、辛くて毎日泣いていた。

同原告は、仕事中に、何度も地震や空襲に襲われ、生まれて初めての経験だったので、非常に恐ろしかった。

また、同工場への空襲が数日に一回はあり、空襲警報がなる度に、同原告らは防空壕に逃げ込み、爆弾で怪我人が出たこともあった。

やがて、空襲がひどくなり、一九四五年七月一七日、同工場や寄宿舍に爆弾が落ち、寄宿舍も燃えてしまった。その時、同原告らは、爆弾の大きな音に怯え、一晩中、田んぼの水に浸かって、あるいは岩場に隠れたりして避難した。同原告は、この時の空襲の爆弾の音や恐怖から、いつも頭痛がするようになった。

(七) 右空襲によって、東京麻糸紡績沼津工場の建物の殆どが消失してしまったので、同原告らは、駿東郡小山の富士紡績小山工場へ移された。

その後終戦となり、同原告は、空襲にあった時のままの姿で、船に乗って帰郷し、途中で鼻緒が切れてしまった下駄を左手にぶら下げ、「お母さん。」と言って家に入った。

(八) 同原告の給料は、同工場の工場長が、「貯金しておいて帰る時に渡す。」と言っていたが、同原告は、一銭も貰っていない。もちろん、同原告は、勉強もさせてもらっていない。

カイノ校長と担任の岡秀彦の話は、全く事実と異なっていた。

(九) 同原告は、現在、夫と息子の三人で暮らしているが、今も、頭痛に悩まされ、全身のあちこちに痛みを感じ、病院に通院している。

5 原告姜容珠の被害事実

(一) 原告姜容珠は、一九三〇年一二月一二日出生し、日帝時代の創氏名を河本ハナ子といった。

(二) 同原告が、釜山有楽国民学校六年生だった満一三歳の時、日本人の担任の斉藤シズ工が、同原告に対し、日本の工場に働きに行くようにと、「これからみんな順番で行くようになる。どうせ行くなら、先に行ったほうが、給料も多いし、勉強もゆっくりできる。」、「給料も良いし、立派な寄宿舎生活ができる。」等との甘言・虚言を弄し

て、同原告の女子勤労挺身隊への加入を勧誘した。

この勧誘に対し、同原告は、当時、先生のことを神様のように思っていたので、日本のどこに行くのか知らなかったが、斉藤シズ工の言うことを信じ、日本へ行くことを決心した。同原告は、女子勤労挺身隊に入ることを斉藤シズ工に承諾し、日本に行くことが決まった後にそのことを両親に告げたところ、両親から大変叱られた。

(三) 同原告は、原告李英善と同様にして東京麻糸紡績沼津工場に着いた。

(四) 同原告は、東京麻糸紡績沼津工場において、寄宿舎での生活および食事等に関し、原告李英善と同様の処遇を受けた。

(五) 同原告の右工場における仕事は、糸巻きに巻き付けている途中で切れた麻糸を紡ぐ作業であった。

(六) 同原告も、右工場では一日一二時間働かされ、いつも腹を空かして一日中立ちっ放しで、大変苦しくて辛い毎日だった。

同原告は、仕事中に、何度も地震や空襲に襲われ、生まれて初めての経験だったので、非常に恐ろしかった。

(七) 空襲によって、東京麻糸紡績沼津工場の建物の殆どが焼失して

しまったので、同原告らは、駿東郡小山の富士紡績小山工場へ移された。

その後解放になり、仕事をしなくて良くなり、同原告は、ある日、外出許可を貰って数時間外出して帰ってみると、普段は締まっている鉄の門が開いていて、寄宿舍には誰も居なくなっていた。

同原告は、誰も居ない工場に一人で居るのが怖くなり、泣きながら外に飛び出し、泣きながら当てもなくみんなを探して歩いている時、五〇歳から六〇歳くらいの朝鮮人の男性に出会い、その男性が同情して同人の家に連れて行かれた。

それから、一か月位後、同原告は、その男性の家族と共に汽車で下関へ行き、下関から船で釜山へ戻り、波止場に父が迎えに来てくれた。同原告は、釜山へ帰る船の中で怪我をしたが、何の治療もできず布をグルグル巻いて血を止めただけの手当てしかできなかった。同原告の父母は、それまで、皆が帰ってくるのに同原告だけ戻って来ないので、死んだのではないかと思って大変心配して泣き暮らし、元気を無くしていた。

(八) 同原告は、給料は沢山貰えるどころか一円も貰っておらず、も

ちろん勉強もさせてもらっていない。

担任の斉藤シズ工の話は、全く事実と反していたし、駿東郡小山の富士紡績小山工場では、幼い身を遺棄された。

(九) 同原告は、現在でも、女子勤労挺身隊での辛い日々のことに、腹が立って仕方がない思いである。

6 原告鄭水蓮の被害事実

(一) 原告鄭水蓮は、原告李英善および同姜容珠と釜山有楽国民学校の同級生で、同姜容珠とはクラスも同じだった。

(二) 同原告が、釜山有楽国民学校六年生だった満一三歳の時、日本人の担任の斉藤シズ工が、同原告に対し、日本の工場に働きに行くようにと、「これからみんな順番で行くようになる。どうせ行くなら、先に行ったほうが、給料も多いし、勉強もゆっくりできる。」、「給料も良いし、立派な寄宿舎生活ができる。」等との甘言・虚言を弄して、同原告の女子勤労挺身隊への加入を勧誘した。

この勧誘に対し、同原告は、当時、先生といえば神様と同じで、満期二年という話以外は日本のどこへ行くのかさえ知らなかったが、斉藤シズ工の言うことを信じ、父母は泣いて反対したが、女子勤労挺身

隊に入ることを齊藤シズ工に承諾した。

(三) 同原告は、原告李英善および同姜容珠と同様にして、東京麻系紡績沼津工場に着いた。

(四) 同原告は、東京麻系紡績沼津工場において、寄宿舍での生活および食事等に関し、原告李英善と同様の処遇を受けた。

(五) 同原告の右工場における仕事は、綿状になった麻の繊維を電気で回る心棒に巻き付ける作業だった。

(六) 同原告も、右工場では、一日一二時間働かされ、いつも腹を空かして一日中立ちっ放しで、大変苦しくて辛い毎日だった。それでも、同原告は、ひもじさと母恋しさに泣きながら、忠誠を尽くした。

同原告も、仕事中に、何度も地震や空襲に襲われ、生まれて初めての経験だったので、極度の恐怖を経験した。

(七) 空襲によって、東京麻系紡績沼津工場の建物の殆どが焼失してしまったので、同原告らは、駿東郡小山の富士紡績小山工場へ移された。

(八) 同原告も、給料は沢山貰えるどころか一円も貰っておらず、もちろん勉強もさせてもらっていない。

担任の斉藤シズ工の話は、全く事実ではなかった。

(九) 同原告は、現在、何故、日本という国が、一四歳(満一三歳)の幼い同原告達まで動員した上、天皇に忠義を誓わせ愛国者として奉りたてておいて、賃金も支払わず、朝鮮人として捨てたのか、どうしても理解できない。

7 原告梁錦徳の被害事実

(一) 原告梁錦徳は、一九二九年一月三〇日、朝鮮の羅州中央洞で五人目の子供として出生し、父は小作農であったが、小作料を六割も取られ、一家は貧しい生活を営んでいた。(二) 同原告が、満一二歳で羅州公立国民学校の六年生になったばかりの一九四三年五月ころ、日本刀を下げた憲兵二人(一人はコンドウと呼ばれていた。)と日本人の正木校長が、同国民学校の同原告の教室に入ってきて、「体格が良く頭が良い子が、日本に行って働けば、金もたけさん稼げるし女学校にも入れる。帰ってくるときは、家一軒買える金を持って帰れるようになる。行きたい者は手を上げろ。」、「憲兵隊について行けば、女学校にも行けるし、お金ももうけるし、好きない着物も着せる。食べるものは上等なものを食べて、帰るときには家が一軒買えるぐら

いの金持ってこられるぞ。」等と言った。これを聞いて、同原告のクラスの方は、全員が手を挙げた。

同原告も、家が貧しくて女学校に行けないと思っていたのに、「女学校に入れてやる。」、というので、喜んで手を上げた。

全員が手を挙げたら、女性のマスモトという担任の先生が「全部手を下ろせ。」と言って、その後、正木校長らと担任の先生がいろいろと話し合っ、頭が良くて頑丈な人を選ぶということで、一応一〇名と言ったが九名が選ばれ、その中に、同原告も入っていた。

正木校長は、「行く人は父親の印鑑を押さなければならない。」と説明し、担任のマスモトは、「両親にちゃんと言ってくれ。」ということだったので、同原告は、家に帰って両親に告げると、両親は火が付いたようにびっくりし激怒して反対し、兄弟も反対した。

それで、同原告は、両親が就寝中に、棚の上にあった印鑑を盗み出して、担任のマスモトに届けた。担任のマスモトは、印鑑を校長室に持っていったので、同原告は、どのような書類に印鑑が押されたのか

知らない。女子勤労挺身隊に入隊した他の同級生も、同原告と同じように親の目を盗んで印鑑を持ってきた。

正木校長や憲兵は、同原告に、「このような指名を受けたのに行かなければ、警察がお前たちの父親を捕まえて閉じ込める。」、「印鑑を押して行かなかつたら、全部警察に捕まる。」などと脅した。

同原告は、出発の五日前に、両親に印鑑を盗んで押したことを打ち明けたところ、両親は驚き、とんでもない、絶対に行っては行けないと、猛反対をした。同原告は、もし判子を押して行かないとなれば警察に絶対に捕まる、今更判子を押した以上どうにもできない等と説得しようとしたが、父は「自分はもう歳だから警察につれていかれても構わない。」と言って反対し、父も母も出発の日まで反対し続けた。

同原告は、父は反対しているが、女学校に行けるということで有頂天になって喜び、自分が日本に行けば父も捕まることなく済むだろうと思っていた。

(三) 出発の日、父母は羅州駅に見送りに来て泣いていた。同原告は、先輩たち二三名と共に、コンドウという憲兵と本名が孫、創氏名松山という朝鮮人の先生に引率されて、羅州駅から列車に乗った。同原

告が、羅州駅から、列車に乗ると、列車には、木浦から来た少女たちと憲兵がすでに乗っていた。

同原告らは、麗水で汽車を降りて、麗水郡庁で軍楽隊の歓迎を受けたが、その時、木浦、光州、順川及び羅州から合わせて約一四〇名の一三歳から一七歳くらいの少女達が集まっていた。

麗水から憲兵の引率で、同原告らは、船に乗って下関に渡り、下関から汽車に乗って名古屋に到着した。

(四) 同原告らは、名古屋の三菱名航道徳工場の寄宿舍(寮)に到着し、そこで説明を受け、初めて日本の名古屋の三菱の工場にやって来たことを知った。

同原告が入った寄宿舍には、五〇歳位の寮母と、さらに年上の山添三平という寮長と、二五歳位の男の職員がいた。

同原告らの寄宿舍は一部屋が六畳で、出身地ごとに七、八名が入れた。年上の少女は、寝台で眠り、幼い少女は畳の上で眠った。また、軍隊式に、出身地別と年齢別に中隊、小隊、分隊とに分けられた。

朝、工場から日本人の班長が寄宿舍に同原告らを迎えに来て、同原告らは四列に整列して「挺身隊の歌」「予科連」や軍歌を歌いながら

行進して工場に出勤し、工場から帰るときと同じだった。同原告らは、班長が怖いので、脇見もせずに前だけ見て行進した。

工場から帰りに、日本の低学年の小学生が「朝鮮人のルンペン。」
「朝鮮人のばか。」などと言ってひやかすので、同原告は走って行ってその小学生に手を出したところ、監督から酷い目に遭ったことがある。

同原告らは、月に二回の休日があったが、外出をしたくとも、ここがどこかも良く分からず、また、寄宿舎の周りにでも外出しようとする、通称工ノケンと言われていた男の職員が「どこへ行くか」と言っ
て叩くので、怖くて外出できず、同原告は洗濯ばかりをしていたので、団体でたまに外出しただけで、一人で外出したことはなかった。

(五) 同原告らの食事は、朝食はまずい麦を混ぜた少ない量のご飯に梅干し二個で、昼食は工場の食堂で取り福神漬かタクアンが付いただけだった。夕食は、いつも一品だけのおかずで、みそ汁が一週間に一度付くだけだった。

同原告らは、一度も肉を食べたことはなく、魚も最初は一週間に一度出ていたが、その後一月に一回くらいしか出なくなった。

同原告らは、いつもお腹を空かせていたが、ある日、同原告は、あまりにお腹が空くので、そっと食堂に行き食べ物を探したらタクアンの目に付き、塩辛いタクアンを食べ、ひっきりなしに水を飲んだので下痢を起こした。しかし、同原告は、お金もなく薬もなく、また、盗み食いなので人に話すこともできず、苦痛を我慢した。

また、工場で食事をするときには、日本人の男性、日本人の女性の順番になっており、同原告らは列をつくって並んで待っているのであるが、ある日、同原告が、並んで待っていると、左側の脇に、残飯のご飯とおかずがバケツに捨てられているのが目に入った。それで、同原告が、ご飯のバケツにまだきれいなご飯が沢山入っていたので、手で拾って食べようと思い手をバケツに入れたとたん、日本人の女学生から靴でカー杯手を踏まれ、「この朝鮮人のルンペン。」などと怒鳴られ、やっと手をのけただけで、ご飯を食べることさえできなかった。同原告は、作業場に戻り、家に居ればこんな事はないのにと、寂しくて涙が止まらず、その日の夕食の時もご飯を見るとまた涙が出てきて止まらなかった。

さらに、同原告は、ある日、工場から帰ってくるときに、道路脇に

スイカの皮が落ちていたので、監督の目を盗んでぱっと二つ三つをポケットに入れ、道を歩きながら食べた。スイカの皮には土が付いていたので、同原告の口の中にも土が入り、寄宿舍に帰ってからうがいをした。

(六) 同原告らは、最初、寄宿舍から徒歩で二〇分位の講堂のような所に連れて行かれ、そこで三菱工場の者より、「ここは三菱の工場だ。お前たちが、ここで一生懸命働けば日本は戦争に勝つ。戦争が終われば、お金が沢山やるから安心して一生懸命働け。」と言われた。

同原告は、講堂のような所であったので、ここでこのまま勉強して女学校にいけるんだと思い熱心に話を聞いた。

同原告らは、それから二週間、毎日その講堂のような所に通って、飛行機の部品についての説明や、やすりの擦り方などの研修を受けた。研修が終わった後、同原告は、アルコールで部品をきれいに磨き上げたり、整理する作業に従事した。その後、同原告は、プロペラなどにペンキを塗る作業に従事させられた。ペンキを塗る作業は、大きな重い噴霧器を両手で持ってスイッチを押さえながら一日中立ったまま行うもので、大変な重労働だった。

同原告らは、朝六時に起床した後、八時から仕事を初め、冬は午後五時まで、それ以外の季節には午後六時まで、真ん中に日の丸で、日の丸を挟んで「神風」と書かれた鉢巻をいつも額に巻いて仕事に従事した。同原告は、アルコールで部品を洗う作業の時に、部品をドボンと入れたので飛沫が跳び、アルコールが目に入りひどい痛みを覚えたが、班長からは「水で洗ってこい。」と言われただけで、何等の手当でも受けなかった。それが原因で、同原告の視力は、現在半減している。

また、同原告は、ペンキを塗る作業では匂いがとてもひどく、まるで鼻を錐で刺されているかのようで、手袋もなく作業するので、手の皮が全部破れて出血し、とても苦しい思いをした。同原告は、このペンキの刺激臭で臭覚を害され、最近、病院で珍察を受けたところ、医師から、どういう仕事をしたからこれだけ悪くなったのかと言われ、手術を受けた。

さらに、同原告は、監督の男性から、ペンキの塗り方が悪いて言っ
て頭を叩かれたことも数回あった。

(七) 同原告は、それまで地震というものを知らなかったところ、一

九四四年末に東南海地震に遭った。地震が起こったのは、昼食が終わって仕事にはいって三〇分くらいが経過した時だった。同原告は、空襲と勘違いして防空頭巾を探してうろうろしていたところ、監督らが地震、地震だ、逃げろと叫んで、早く出てこいと命令したが、地面が揺れて逃げ出す事ができなかった。そのうち、建物の天井や壁が崩れてきて、旋盤の上に置いてあった器具類が全部同原告の肩にかかってきて、旋盤の下になり生き埋めになってしまった。

同原告は、生き埋めになってしばらくして、外で人の声がしたので、傷だらけで血まみれになっていたが、小さな穴があったのでそこを手で掘って「助けてください。」と叫んだので、男達がやって来て同原告を掘り出し救出された。

同原告は、その時、機械で肩を強く打ち、脇腹にも怪我をし、現在も肩の痛みは消えず、脇腹にも大きな傷跡が残っている。

この地震で、同原告と一緒に来た羅州出身の二人の少女が同原告のすぐ側で死亡し、木浦と光州出身の少女も死亡し、計六名の女子勤労挺身隊員が死亡した。

また、毎晩のように夜中の一時か二時に、空襲警報が鳴り、その度に同原告らは防空壕に逃げ込んでいた。同原告は、防空壕に入っているとき、これで父や母にも会えなくて死ぬんだと思ったことや、あまりにきつくて眠いので寄宿舍に帰らずに防空壕で夜明けまで寝たこともあった。寄宿舍から一〇〇メートルくらいの所に焼夷弾が落ちたこともあったが、幸いにも寄宿舍は燃えなかった。

さらに、同原告は、米軍の飛行機が墜落したとき、工場の監督らの指示で、米兵の死体を踏み付けたり、唾を吐きかけたりしたことがあった。

(八) 同原告らは、地震と空襲で工場がなくなったので、富山県の大門に工場が移り、そこでも同じ仕事をさせられ、やがて解放の日を迎えた。

しかし、同原告は、解放の意味が分からず、ただ、仕事がないのでへんだなと思っていたところ、二か月ほど経って、麗水の友人の父親が探しに来た。そして、友人の父親が監督に話をつけ、同原告らは班長に汽車で下関まで引率してもらい、下関から船で釜山に渡り、釜山から汽車に乗り、一九四五年一〇月二二日に故郷に帰りついた。

(九) 同原告は、つらい生活の中でも、正木校長の言葉通りに学校に入れるという希望を持ち、監督に「何時から女学校に入れるのですか。」と尋ねても、監督は「うん、来月からだな。」と答えるばかりで、結局、学校には入れてもらえなかった。また、同原告は、給料は一円も貰えなかった。

(一〇) 当時、一八歳くらいで結婚するのが普通であったが、同原告は、結婚の話があっても、女子勤労挺身隊に行っていたことがわかるとみな断られ、二一歳になって、相手に女子勤労挺身隊に行っていたことを隠して結婚した。

同原告は、現在、夜になると、地震の後遺症と思われる針で刺すような痛みで頭が襲われ、また、雨が降る前には全身を針で突き刺す痛みが襲い、薬無しではいられない健康状態にある。

第七 原告らの請求の根拠

一 道義的国家たるべき義務に基づく責任

1 はじめに

日本国憲法は以下のように、被告に対し、戦争被害者らに対する謝罪と賠償を内容とする「道義的国家たるべき義務」を課している。

2 日本国憲法の根本規範としてのポツダム宣言・カイロ宣言

(一) 一九四五年八月一五日、日本はポツダム宣言を受諾し、翌年一月三日、現行日本国憲法が公布された。

(二) ポツダム宣言は「軍国主義の駆逐」「民主主義的傾向の復活強化に対する障礙の除去」「言論、宗教及思想の自由並びに基本的人権の尊重」という諸理念をかかげ、「日本国国民の自由に表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し且つ責任ある政府」の樹立を目標とするものであって、その受諾は明治憲法における天皇主権の原理及びその下に立つ統治機構を根底から動揺させるものであった(清宮四郎「憲法・」五一頁)。

(三) ところで、憲法は憲法の上にある根本規範に規律され、その授權により制定されるものであると解されているが(清宮前掲書三〇頁以下、佐藤功「日本国憲法概説全訂第三版」二〇頁)、ポツダム宣言の受諾により大日本帝国憲法の依って立つ天皇主権を中心とする根本規範が崩壊したが故に、日本国憲法の制定が不可避となったのである。すなわち、日本国憲法は形式的には大日本帝国憲法七三条により、同憲法を改正するという形式で制定されたが、国民主権に立脚する憲法

への改正は、天皇主権に立脚する大日本帝国憲法の予想しなかったところであり、実質的には日本国憲法は大日本帝国憲法の改正ではなく、ポツダム宣言によって成立した新たな根本規範の授権を受けて国民が制定した民定憲法であり、ただ当時の政治的な事情から、大日本帝国憲法七三条を便宜借用し、日本憲法との間の形式的継続性を持たせたものである（清宮前掲書五〇頁以下）。

（四）したがって、日本国憲法の解釈にあたっては、常にその授権規範たる根本規範の意味を探る必要があり、その手掛かりはポツダム宣言及びポツダム宣言が「カイロ宣言の条項は遵守されるべく」と規定するカイロ宣言に求められるのである。かかる意味で、ポツダム宣言・カイロ宣言は日本国憲法の根本規範をなすものである。

（五）右のカイロ宣言には次のような文言がある。

「三大同盟国は日本国の侵略を制止し罰するため今次の戦争に行っている。」

「同盟国の目的は一九一四年の第一次世界争の開始以後に日本国が剥奪し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国から剥奪すること、ならびに満州・台湾および澎湖島のような清国人から盗取したす

すべての地域を中華民国に返還することにある。」

「日本国は、また、暴力および強欲により日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される。」

「前記の三大国は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものとする決意を有する。」

(六) 被告は「カイロ宣言は……原告らの主張するように明治以来の日本の侵略戦争、植民地支配を不法なものと認め、その結果の回復を要求しているものではない。」(準備書面(1)九頁)というが、右の文言は明らかに明治以来の日本の領土拡張を侵略として否定的に評価し、少なくとも領土の関係においてはその結果の回復を要求するものである。

(七) 右のように、日本国憲法が依って立つ新たな根本規範とは、ポツダム宣言の受諾によって日本が受け入れた前述の諸理念と、その後にある近代国家原理、明治以来の日本国家の侵略・植民地支配がかかる近代国家原理に違背していたという歴史認識である。憲法九七条が「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と特に強調している

のは、かかる意味を表すものである。

3 「道義的国家たるべき義務」

(一) 日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないやうにすることを決意」と規定している。これは前記のような根本規範からみると、単なる人道主義的戦争否定ではなく、過去の侵略戦争、植民地支配にたいする反省の表明であると解すべきである。

(二) 日本国憲法は右の反省を踏まえ、「恒久平和を念願」し、それを実現する方法として戦争放棄(第九条)を規定したが、前文が「われらは、全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」として、平和のうちに生きる権利を「全世界の国民」の権利と規定していることにみられるように、憲法は第九条で実現される平和を単に戦争のない状態であるとみなしているのではない。国家による戦争を始めとする構造的暴力の解消に積極的につとめていくことを日本国民の義務としたと解されるのである。

(三) 日本は植民地支配と侵略戦争によってアジアの人々の「平和の

うちに生存する権利」を奪った。これらの人権侵害によってもたらされた肉体的・精神的荒廃はいまだに被害者を苦しめ続けている。このような日本みずからの手による平和的生存権への侵害について謝罪し、その損害に対して補償を行うことは「全世界の国民」に平和的生存権を保障した憲法前文及び第九条が当然に義務づけている。

(四) これは、第九条によって戦力の不保持を規定した憲法が、自国の安全を「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」して維持すると宣言していることから導かれる。

すなわち、「諸国民の公正と信義に信頼」するといっても、一方的な信頼はありえず、それは同時に平和を愛する諸国民から日本国の公正と信義が信頼されなければならないことを意味している。侵略戦争、植民地支配を行ってきた日本が、それを反省し、平和を愛する諸国民から公正と信義を信頼されるためには、まず、侵略戦争と植民地支配の被害者に謝罪し、その損害を賠償しなければならないことは自明である。

かかる意味で、日本国憲法前文及び第九条は政府に対し、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する謝罪と賠償を具体的内容とする「道義

的国家たるべに義務」を負わせているのである。

(五) 最高裁判所も、在留資格をもたない韓国人被爆者への原爆医療法の適用について、次のように判示している。

「原爆医療法は、戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるといふ一面をも有するものであり、国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができない。…(国内に) 現在する理由等のいかなを問うことなく、ひろく同法の適用を認めることが、同法のもつ国家補償の趣旨にも適合するというべきである。

…被上告人が被爆当時は日本国籍を有し、戦後、平和条約の発効によって自己の意思にかかわらず日本国籍を喪失したものであるという事情をも勘案すれば、国家的道義のうえからも首肯されるのである。」(最判一九七八年三月三〇日民集三二巻二号四三五頁)

被告は右判例について、「同判決は原爆に被爆した事実と原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の趣旨から導きだされたものであって、原告ら主張のような謝罪と賠償の義務を肯定するものではない」(答弁書)という。もとより、右判例は原爆医療法の趣旨を解釈したものであるが、その解釈にあたって「自国の戦争により犠牲になったもの

には国籍を問わず補償をする」ことこそが日本国の立脚すべき国家的道義であるとの立場を表明しており、原告らと同様の歴史認識に立脚するものである。

4 「道義的国家たるべき義務」の程度

憲法前文によれば、右の「道義的国家たるべき義務」は、「国家の名誉をかけ、全力をあげて」達成されなければならないのであって、立法・司法・行政を通じて国政の最優先課題とされるべきである。

もとより、憲法も不可能を強いるものではないが、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と宣言している以上、戦争や圧制の被害者に対し、現在の国際社会において行われている謝罪や賠償の中で、先端的地位を占める水準のものを要求しているのである。前述のように、日本と同盟して戦争を遂行したドイツは、連邦補償法、連邦返済法等の法律や、諸条約によりユダヤ人等のナチス被害者に対し、充実した賠償をおこない、莫大な財政的負担をしている。また、アメリカ合衆国は、戦争中強制収容した日系人に対し「市民の自由法」を制定し、正式に謝罪するとともに一人当たり二万ドル

の補償金を交付している。

憲法が、「道義的国家たるべき義務」を課している日本では、国会は侵略戦争と植民地支配の被害者に対し、少なくともこれらの例に劣らない謝罪と賠償の立法を行い、謝罪と賠償の範囲や方法を特定する義務がある。

しかるに、遺憾ながら国会は今日までかかる立法を怠っている。

5 国家賠償法類推適用による賠償責任

しかし、「道義的国家たるべき義務」が、「国家の名誉をかけ全力をあげて」果たすべき義務として司法府にも課せられている以上、直接謝罪と賠償の範囲と方法を特定する立法が欠けていても、裁判所としては、類似法令の類推等を通じてこれを特定し、司法救済を実現すべきである。

損害が、植民地支配の一環としての公務員の違法行為によるものである場合には、国家賠償法の類推適用により賠償の範囲を特定することが可能であり、適当である。

もとより、右の国家行為は憲法一七条と国家賠償法成立以前のものであるが、憲法一七条の具体化として制定された恩給法や原爆医療法

が専ら憲法成立以前の国家行為を賠償の対象としていることに鑑みる

と、国家賠償法を類推適用することには十分な理由がある。

そして、「道義的国家たるべき義務」の本質上、除斥期間や時効による免責とは相いれないこと、特に、「道義的国家たるべき義務」が、現在の日本国を道義的国家とする義務として現在の政府に課せられていることに鑑みると、除斥期間、時効等の国家賠償法の規定は類推されるべきではないことは明らかである。

なお、被告は、国家賠償法施行以前において生じた本件に国家賠償法を類推適用する余地はないと主張する(被告準備書面(1)一三頁)。しかし、原告が主張する道義的国家たるべき義務は、日本国家を道義的国家としなければならないという日本政府の現在の義務であり、過去の事実についての単なる不法行為責任を追求するものではないから、そもそも法令の遡及・不遡及の問題は生じるものではなく、被告の批判は失当である。

また、事件・争訟の解決を任務とする司法権には権利の具体的実現をはかる「救済法」の分野において創造的活動が求められていると解

されるところ（佐藤幸治「憲法（新版）二七三頁）、道義的国家たるべき現在の義務の具体的履行方法を定めた法令が存在しない本件において、公務員による不法行為による損害の回復という点で共通の基礎をもつ国家賠償法を類推適用することは、本件の司法的解決としてきわめて妥当である。

6 賠償請求の要件

（一）原告らの強制連行・動員した被告の行為の違法性

（１）根本規範に対する違反

原告らが、日本、中国、台湾に連行されたのは、当時朝鮮が日本の植民地として日本の国家権力の支配下にあったが故であり、日本国が原告らを連行した目的は侵略戦争の遂行のための労働力確保、あるいはその軍隊の兵士の性的欲求のはけ口のためであった。かかる行為が遡及的に違法と評価されるべきことは、前述のように、根本規範によって確認されている。

（２）条約、国家慣習法に対する違反

（a）条約、国際慣習法の遵守義務

憲法第九八条二項は、「日本国が締結した条約および確立された国

際法規はこれを誠実に遵守することを必要とする」と定め、条約ならびに国際慣習法を遵守する義務があることを定めている。そして、条約ならびに国際慣習法が国内裁判所で直接適用しうる法源として自動執行力をもつとするのが判例であり、日本政府の公式見解でもある。

(b) 醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル条約等違反

日本は、「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル協定」(一九〇四年)、「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止条約」(一九一〇年)、「婦人および児童の売買禁止に関する条約」(一九二一年)を、一九二五年一月二日批准した。

一九一〇年条約第一条は、「何人タルヲ問フス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜行ヲ目的トシテ未成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ本人ノ承諾ヲ得タルトキト雖又右犯罪ノ構成要素タル各行為力異ナリタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラレルヘシ」と定める。

右同条約第二条は、「何人タルヲ問フズ他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜行ヲ目的トシテ詐欺ニ依リ又ハ暴行、脅迫、権力濫用其ノ他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ右犯

罪ノ構成要素タル各行為カ異リタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラレルヘシ」と定める。

日本は、一九二一年条約第一四条に基づき、植民地を包含しないとの宣言を行っている。しかし、同条約第一、二条の規定によれば、犯罪の構成要素たる行為の一部が日本国内で行われた時も処罰の対象となる。この点、「慰安婦」の強制連行、「慰安所」の設置・管理に、日本政府および日本軍の中核部分が直接組織的に関与し、各部隊などの指示を与えている。また、「慰安婦」の輸送には、日本軍の船舶が使用されており、日本の船舶は、国際法の上では日本本土とみなされる。

したがって、右各条約は、当時日本の植民地であった朝鮮半島出身の「従軍慰安婦」にも適用があり、日本政府、日本軍は、同各条約を批准しながら、これらの条約違反者を処罰しておらず、かえって自ら多くの女性を「慰安婦」として戦場に強制連行して、条約違反の行為を行った違法がある。

(c) 強制労働に関する条約違反

一九三〇年六月二八日、ILO第一四回総会において、強制労働に

関する条約（第二九号条約）および勧告第三五号、同第三六号が採択され、日本は一九三二年一月二日、各条約を批准した。

同条約は、ILO条約の中の、基本的人権を定める条約の一つである。

条約第二条一項は、強制労働とは、「或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ自ラ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂フ」と定義している。

原告らは欺罔によって連行されたが、帰国する自由や仕事を選ぶ自由は全く認められず、労働を拒否すれば、処罰または実質的処罰を受けることの確実な状況下で労働させられた。したがって、原告らが強いられた労働は、強制労働に該当する。

なお、右条約にいう「一切ノ労務（・all work or service・）」には、性行為も含まれる。一九九四年のILOの条約と勧告の適用に関する専門家委員会の報告書によっても、売春とポルノによる子どもの搾取が、子どもに対する強制労働であり、ILO二九号条約違反であるとされているところである。

右条約は第一条一項に、締約国は、可能な限り最短の期間内に一切

の強制労働を廃止するとの定めをおき、第一条二項は、強制労働が廃止されるまでの間においても、強制労働は例外的な場合のみに認められ、かつ条約の定める条件および保障に従わねばならないと定めており、第一条によれば、女性はいかなる場合にも、強制労働に従事させることは禁止されている。また、第一二条一項は、強制労働期間は一年に六〇日を超えることはできないと規定している。したがって、原告らの強制労働は同条約の許容条件に明らかに違反している。

なお、第二条二項 (d) は、戦争など緊急の場合の労働の強制を適用除外としており、政府は、一九九四年六月二二日の国会答弁において、「従軍慰安婦」は同項の除外に該当する答弁を行っているが、同条項により除外されるのは、前記二項 (d) 記載の緊急事態を乗り切るために必要不可欠な労務に限られるところ、原告らが強いられた労働は緊急事態を乗り切るための必要不可欠な労務とは到底言えない。とくに、性行為が戦争遂行に必要不可欠な労務と言えないことは余りにも明らかである。

なお、ILOの条約・勧告適用に関する専門委員会は、一九九七年三月四日、第二次大戦中の従軍慰安婦問題について、強制労働を禁じ

たILO二九号条約に「明らかに違反する」という見解を昨年続き
まとめ、公表した。

(d) 奴隷制および奴隷取引を禁じる国際慣習法違反

既に一九世紀において、一八一四・一五年パリ平和条約、一八四一
年ロンドン条約、一八六二年ワシントン条約などの奴隷制に関する条
約が存在した。奴隷制度は、人類の歴史の古くから存在したが、それ
に対する国際機関の取組みも、早くから始まり、国際法の中でも最も
早くからユス・コーゲンスと見られてきた。

このような一九世紀前半に始まっていた奴隷制を禁じる国際法規範
の形成は、一九二六年に奴隷条約の締結という形で結実した。

右条約は、締約国に対して、所有物同然の状態(伝統的な「財産奴
隷」) に置く意思をもって傭人を捕捉、輸送する行為を防止し、禁止
するよう義務づけている。このような義務は、当時すでに国際慣習法
として、すべての国を拘束していたものであり、日本は、この条約を
批准していないが、これに拘束されていたのである。

前記のとおり、「従軍慰安婦」は、軍の指令の下に徴集され、軍法、
非軍法を問わず一切の法令の適用を受けず、契約関係もなく、完全な

無権利状態に置かれていたといえるのである。

この実態は、まさに軍の所有物同然の扱いにほかならず、日本国はこのような状態におく目的で行われた女性の徴集、輸送を防止、禁止するどころか、自ら進んでこれを企画し、実行したことにより、奴隷制及び奴隷取引を禁じる国際慣習法に違反したのである。

(3) 国民勤労報国協力令・女子挺身勤労令違反

国民勤労報国協力令第四条は一年間に六〇日を超えて労働させる場合には本人の同意を必要としているが、原告らはその様な同意を求められることなく一年間に六〇日を超えて強制労働をさせられた。

また、女子挺身勤労令第三条二項は「国民職業能力申告令に依る国民登録者以外の女子は志願した場合に限り隊員とすることができる。」としているが挺身隊原告は欺罔による強制連行にすぎず、真意による志願と言えるものではない。

さらに、同令第四条二項は、一年を超えての労働には隊員の同意を必要としているが、同原告らはそのような同意なしに一年を超えて強制的に労働を継続させられた。

このように、被告の行為は、当時の国内法制においても違法であつ

た。

(二) 「無事に帰還させる義務」

(1) 右のように、被告の違法行為によって、原告らが中国、台湾、日本に連行された以上、被告には先行行為に基づく条理上の義務として、各原告を故郷に「無事に帰還させる義務」を負っている。

(2) ILO二九号条約一七条三号は「労働者が労務場所ニ往復スル旅行ハ行政庁ノ費用ヲ以テ且ツ其ノ責任ノ下ニ為サルベク右行政庁ハ利用シ得ベキ一切ノ運送方法ヲ最完全ニ使用スルコトニ依リ右旅行ヲ用意ナラシムベキコト」と規定しているから、被告は右原告四名に対しては、条約上も「無事に帰還させる義務」を負っていた。

(3) しかるに、被告は、原告甲花子、同乙松子、同丙竹子、同姜容珠の四名を連行先に置き去りにした。

7 以上により、原告らの損害は、植民地支配行為の一環としての公務員の違法行為によるものであるから、被告は国家賠償法を類推して原告らに損害を賠償する義務がある。

また、「公正と信義に信頼」するのは、優れて精神的な領域にかかわることであり、謝罪のないまま物質的賠償を行ったのでは、とうて

い「道義的国家たるべき義務」は果たし得ない。

そこで、精神的被害の回復という点で共通の基礎をもつ民法七二三条と国家賠償法四条を類推し、裁判所が政府に対し適当な方法で公式に謝罪することを命じることができると解される。

そして、適当な方法とは、憲法が「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と宣言している以上、日本国は国内外に向けて公式に謝罪すべきであり、国会及び国際連合の総会において公式に謝罪することが最も適当な方法である。

したがって、原告らは被告に対し、大日本帝国の韓国併合と戦争への朝鮮人の動員により、原告らを含む多数の朝鮮人に多大の犠牲を強い、かつ戦後放置してきたことを、国会及び国際連合総会において公式に謝罪することを請求することができる。

二 損失補償責任

1 明治憲法と国の補償義務の存在

(一) 原告らが被った損失の原因たる行為は、明治憲法下になされたものであった。

(二) 明治憲法は、二七条一項で「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ」、同二項で「公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と財産権の保障を定めていたが、日本国憲法二九条とは異なり、明文の損失補償規定はなかった。

しかし、だからといって、必ずしも補償を不要とする趣旨ではなかった。近代の自由国家の成立に際して、市民階級が演じた重要な役割の当然の結果として、私有財産制の保障はどこの人権宣言にも定められている。同様の意味において明治憲法も、財産権の不可侵を定めたのである（宮沢俊義「憲法二新版」四〇五～四〇八頁）。

そして、公共目的を達成するため、特定の者の財産を制限し剥奪することが不可欠な場合があることは、財産権が神聖不可侵視されていた時代でも認識されていた（一七八九年フランス人権宣言一七条、アメリカ合衆国憲法修正五条）。ただ、その場合、財産権の保障との調節の観点から、収用は「公共の用のため」のものでなければならず、剥奪ないし制限に見合った「補償」がなされることが要件とされている（佐藤幸治憲法〔新版〕四九九頁）。

個々の歴史は異なるとはいえ、明治憲法が、近代自由国家の成立に

際して市民階級が演じた重要な役割の当然の結果としての私有財産制の保障を取り入れた以上、公的収用権が認められるとしても、それに見合った保障を不可欠とするという理は明治憲法にも当然あてはまる。「憲法義解」の二七条の註釈は「公共収用処分ノ要件ハ私産ニ対シ相当ノ補償ヲ付スルニ在リ」と述べ、田中二郎は、右の注釈は「公共の為にする特別の犠牲に対しては相当の補償を与えることが憲法の本質なることを説明したもの」であり、正義公平という憲法上の原理からみて、「補償について法の沈黙せる場合にも…条理として、補償の認められるべき場合の存することを理由づけ得るのではなかろうか。」と述べている（「行政上の損害補償及び損失補償」二二八頁）。

（三）判例も、明治憲法施行当時に、知事が国の機関として祇園の歌舞練場を進駐軍専用のキャバレーに転用するよう要請したことによる損失について、「正義と公平の観念」を基礎として国の補償義務を認めたと（東京地判一九五八・七・一九下裁民集九卷七号一三三六頁）。

このように、明治憲法においても、国の補償義務を認められていた。

（四）もっとも、戦前の学説の支配的見解は「国家無責任（国家無答責）」原則の考え方のもとに、明治憲法第二七条に基づく補償を認め

ないものが多い。

しかし、法の解釈は、その法を適用する現時点での解釈に基づかなければならないものであり、明治憲法第二十七条一項が「財産権を保障」していることは、「財産権」が具体的権利としての自由権である以上は、「財産権は侵害してはならない。」と唱えるだけでなく、その侵害があった場合には、「その侵害の回復ないしその侵害の補填」が当然に含まれていると解釈するのが当然である。もし、その保障が、「侵害してはいけない、しかし、侵害されてしまったものは仕方がない。」というものであるならば、(憲)法の存在そのものが無意味なものであり、それでは(憲)法は、もはや「規範」ではなくなってしまう。

また、「国家無責任(国家無答責)」の原則は、国際法上の「主権免除の原則(絶対免除主義)」の考え方に基づいて主張されていただけであり、当時の支配的学説は、国際法の考え方をご都合主義的に国内法の解釈に持ってきたというだけの法解釈の誤りであり、それに迎合した判例によって形成されたにすぎない。さらに、当時でさえ、国際法上の「主権免除の原則(絶対免除主義)」は批判されるようになり、「制限免除主義」が台頭し、明治憲法下でも「国家無責任(国家無答

責)」の原則は崩れつつあった。

したがって、現時点における明治憲法の解釈においては、仮に違法行為に基づく過失を理由とする損害賠償が困難であったとしても、違法適法を問わず、「特別犠牲」を理由とする損失補償は可能というべきである。

なお、近代的な解釈論としての主要な救済理論の要旨を挙げると次のとおりである。

(a) 山田準次郎・昭和三八年「損失補償と無過失責任」公法研究(昭和四三年「国の無過失責任の研究」に収載)

損失補償は適法行為に対する補償でなく、適法違法を問わず公益上の必要による特別犠牲に対する補償であり、違法無過失行為についても損失補償を認めるべきである。

(b) 雄川一郎・昭和四〇年「行政上の無過失責任」

損失補償において適法性は本質的な前提ではなく、公益目的を達するための行為によって損失を受けたということであり、要件としては「意図された侵害」あるいは単に国家の「侵害行為」の存在のみで足りる。

なお雄川・昭和五八年「国家補償法総説」においても、「損失補償の場合は国家作用に違法はない(あるいは問題とされない)」とする。

(c) 古崎慶長・昭和四六年「国家賠償法の研究」

違法無過失行為については、西ドイツで発達した犠牲補償責任制度を導入し、憲法二九条三項によって損失補償請求できるとしたい。

(五) 生命・身体に対する侵害について

損失補償制度について同じ価値体系にある日本国憲法二九条において生命・身体に対する損失補償が肯定される以上、明治憲法二七条においても同様に生命・身体の自由に対する損失補償が肯定されるというべきである。

すなわち、財産上特別の犠牲が課せられた場合と生命、身体に対し特別の犠牲が課せられた場合とで、後者の方を不利に扱うことが許されるとする合理的理由は全くなく、財産権侵害に対して補償があれば生命・身体に対する侵害に対して補償があるとするのは「勿論解釈」として当然である。

裁判例においても、東京地裁一九八四(昭和五九)年五月一八日判決(判時一一一八号二八頁)は、直接憲法二九条三項に基づく請求を

容認し、大阪地裁一九八七（昭和六二）年九月三〇日判決（判時一二五五号四五頁）等同旨の判断が多数存在している。

（六）損失補償規定が存しないことについて

原告らの補償請求が、明治憲法第二十七条一項を根拠に求められるものである以上、「損失補償の規定が存しない場合」とは、その補償の範囲と方法を特定する立法が欠けていることにすぎないのであり、それは実体法が存在し「補償手続法ないし救済法が存しない場合」であり、どの法令を準用・類推・拡張等の解釈をするか、あるいは救済法の創造等の手段を講じるかの問題である。

ちなみに、佐藤幸治教授は、「…司法権は、当事者間の具体的な法律関係または権利・義務の存否について、実体法の定めるところに従って、それ特有の当事者主義的構造・手続を通じて客観的に確定し、当該事件・争訟を解釈することを課題とする。したがって、そこでは、実体的権利の存否を確定することが中核をなしつつ、なお、それを前提に然るべき救済手段を与え、事件・争訟の適正な解決をはかる作用も当然に司法権の内実をなすと解しなければならない。アメリカ合衆国では、『実体法』、『手続法』と並んで『救済法』という独自の法

領域があり、裁判所の独特の創造的活動の在り方が問題とされる。わが国には、こうした『救済法』といった発想は稀薄であるが、憲法解釈論として、実質的意味の司法権観念をより立ち入って構成しようとするならば、避けて通れない課題というべきであろう。そして、この『救済』が、権利の具体的実現をはかるのみならず、権利の生成発展にも独特の役割を果たすものであることに留意する必要がある。わが国の司法権の中身や活動方法がほぼ実定法律の次元で決められている観を呈し、実際、英米の司法権と違ってかなり窮屈なものであるとの認識は裁判官自身によっても時折指摘されるところである。『救済法』的観点も取り込んだ実質的司法権観念の構成は、権利の実現のためのより積極的・創造的な活動に資するであろう。そして、こうした文脈でみた場合、実は、従来判例の中でも注目すべきものが幾つか存在している。」と述べ(佐藤幸治著「憲法〔新版〕二七三頁)、その「救済法」的観点の具体的例として、憲法三七条一項に関して最(大)判一九七二(昭和四七)年一月二〇日(刑集二六卷一〇号六三一頁)及び憲法一五条三項等に関して最(大)判一九七六(昭和五一)年四月一四日(民集三〇卷三号二二三頁)をあげている。

さらに、佐藤教授は、「…法令が財産権の制限を認める場合に、憲法上補償が必要と解されるにもかかわらず、保障規定を設けていないときはどうなるか。この場合、…直接二九条に基づいて補償を請求できると解すべきであろう。財産権は、憲法が保障する具体的権利である。二九条三項は、その財産権を公共の利益のために用いた場合の救済規定であって、当然に憲法上補償請求権が発生するとみるべきである。」と述べ（佐藤幸治著「憲法（第三版）五七五頁）、最高裁一九六八（昭和四三年）十一月二七日大法廷判決を参照にあげている。

よって、原告らは、直接明治憲法二七条に基づいて、その損失の補償を請求することができる。

2 明治憲法二七条の補償請求の要件

右1で述べたように、原告らの請求は、明治憲法二七条の近代市民法理に依拠する財産権の保障が不可欠に内包する正義公平の理念に基づく請求であり、明治憲法二七条を根拠とするものである。

日本国憲法は、その第二九条一項において財産権を保障し、同条三項において損失補償規定を定めている。損失補償制度の歴史及びその実質的根拠である正義公平の理念からすると同制度につき明治憲法と

日本国憲法の価値体系は同じであり、補償請求の要件の解釈において、日本国憲法の解釈がそのまま妥当する。

したがって、正当な補償を要するのは「特別の犠牲」を課する場合である。「特別の犠牲」かどうかの判断にあたっては次の二つの説がある。

(一) 「特別の犠牲」と言えるかどうかは、侵害行為の対象が広く一般人か特定の範疇に属する人かという形式的基準と侵害行為が財産権に内在する社会的制約として受忍すべき限度内か、それを越えて財産権の本質的内容を侵すほど強度なものかという実質的基準を総合的に考慮して判断され(田中二郎「新版行政法上・全訂第一版」一九八頁、芦部信喜「憲法第一部」第四分冊一一二頁)とする立場。

(二) 積極的な政策目的のため財産権を制限する場合において、それが一部の者にのみ負担を課しまたは財産権の剥奪もしくは剥奪するような結果になる類のものであるときには、補償が必要とされる(佐藤幸治「憲法〔新版〕」五〇〇頁)とする立場。

3 原告らと補償請求の要件

(一) 本件は、戦後補償裁判の中でも、幼い少女を強制労働に駆り出

した女子勤労挺身隊及び歴史上類を見ない「従軍慰安婦」に象徴される大日本帝国の朝鮮支配及び極めて多数の朝鮮人の戦争への動員により、多大の犠牲を朝鮮人に強いたものであり、かつ、敗戦から約五二年という年月が経てもなお原告らに謝罪と賠償がなされないという。絶対二度とあってはならない、極めて言語道断の破廉恥な事案である。

(二) 右第二ないし同六で述べたように、原告らは、日本国の植民地支配及び戦争という国策に基づき、欺罔・甘言ないし力づくで日本等へ強制的に連行され、その身体・精神に生涯癒えることのない傷を負い、労働力の多くを喪失し、家族からも離れ、生計維持に困窮するなど、人格権上あるいは財産権上多大な損害を被ったのであり、日本国の積極的な政策目的のため損害を被ったといえ、「公共のために用いる」の要件に該当する。

(三) 「従軍慰安婦」にさせられたり、幼い少女の身で奴隷的労働に従事させられた原告らは、日本の植民地支配を受けていた朝鮮人という特定の範疇に属する人々であった。そして原告らは自らの人格を否定されながら他民族の戦争のために動員され、その結果損害を被ったものであって、それは受忍限度を越えて人格権や財産権の本質的内容

を侵すほど強度の損失である。

(四)したがって、右2のどちらの説の立場でも、各訴状第二の二四記載の原告らの損失は「特別の犠牲」に該当し、正当な補償を要する。

4 最高裁判例に対する批判と本件原告らの適用の可否

最高裁は、いわゆる台湾人元日本兵戦死傷補償請求事件において、一九六八年一月二七日大法廷判決(民集二二卷一〇八頁)の論理をそのまま用い以下のように判示した。

「上告人らが主張するような戦争犠牲ないし戦争損害は、国の存亡に係わる非常事態の下では、国民の等しく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところとすべきであり、右のような戦争犠牲ないし戦争損害に対しては単に政策的見地からの配慮が考えられるにすぎないものと解すべきことは、当裁判所の判例の趣旨に徴し明らかである。」(最高裁一九九二年四月二八日判決)。

しかしながら、この判決は、旧日本帝国主義の植民地支配下で、台湾民族が他民族である日本民族の独立と繁栄のために、強制的に犠牲を余儀なくされたという歴史的事実を全く看過し、形式的、表面的な

国籍の帰属のみをもとに台湾民族を日本人と同様に扱った誠に不当な論理である。

かかる判決論理を、本件原告らの請求に適用することは、絶対あってはならない。

そもそも、本件原告らの被った損失は「戦争犠牲ないし戦争損害」ではない。確かに、原告らの損失の中には、直接的には戦争中のあるいは連合国による攻撃に基づく空襲や地震の恐怖・被害もある。

しかしながら、原告らがこの様な損失を被ったのは、日本国が植民地支配下にある原告らを強制的に徴用、動員したからにほかならない。原告らの被った損失は、戦争犠牲ないし戦争損害ではなく、まさに原告らを含む朝鮮民族を支配した被告の行為に基づくものなのである。

また、強制的に植民地支配されていた朝鮮民族である原告らが、支配国である日本国の存亡のために、損失を「受認しなけれがならない」理由は何もない。

しかも、原告らを含む朝鮮民族が「国民」とされるに至った経緯を考えると、日本民族と「等しく」受忍しなけれがならないなどとは到底いうことはできない。

また、朝鮮民族である原告らの受けた損失は、日本国民の受けた損失とは質的に異なる特別の範疇に属する者のみが被る損失であり、量的にも受忍限度をはるかに超えた損失であり、日本国民と「等しい」犠牲といえるわけもない。

5 よって、原告らは、被告日本国に対し、明治憲法第二七条に基づき、損失補償を請求する。

三 立法不作為による国家賠償責任

1 仮に、現行成文法上あるいは裁判所による救済法の創造によっても、原告らに謝罪・賠償・補償をする余地がないのであれば、被告には以下に述べるとおり、立法不作為による賠償義務（国家賠償法一条一項）がある。

（一）個々の国会議員も公務員である以上、各人に課せられた憲法上の立法義務に違背する立法不作為は、国家賠償法上の違法行為と評価されるべきである。判例もこの理を認めており、「作為義務が憲法上明文をもって定められているか又は憲法解釈上その義務の存在が明白な場合」には、立法不作為による国家賠償責任の発生を認めている（東京地裁一九八九年四月一八日判決）。また、このことは、通説的見解

でもある（佐藤幸治「憲法〔新版〕」三一八頁以下）。

（１）国会議員といえども、他の公務員と同様にその職務を行うに付き等しく憲法により行為規範を課せられている。

このことは、憲法一三条が、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とし、同九八条一項が、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関する行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」とし、同九九条が、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」としていることから明らかである。

（２）右各条項によれば、国会議員の行為も他の公務員のそれと同じように行為規範に反して他人の権利を侵害し損害を生ぜしめた場合、論理上当然に違法と判断される。

右の違法の判断は、国会議員に憲法五一条により院外免責特権を付与されていることとも、国会議員が選挙を通じて政治責任を問われるだけであることとも、無関係になされる。 けだし、憲法五一条は、

国会議員の立法行為という職務が、多数決原理による点で、他の公務員と異なり、多数決原理が支配する近代民主主義代議制においては、代議員の言論の自由を最大限に保障し、もって代議員がその職務を行うについて制約されることが少しでもないようにするために、そしてその範囲において、代議員の議会内での討論、表決に対して議会外での民事上の責任を免除されるべきであるとして、国会議員に院外免責特権を付与したにすぎない。

すなわち、憲法五一条は、国会議員の議院内の行為に違法などありえないこと、また、ありえたとしても違法性が阻却されることまでも許容したものではなく、違法については院外免責特権と無関係に判断されるものなのである。

(3) 思うに、国家賠償法は、国及び公共団体の機能が拡大し、これに伴い国又は公共団体による私人の権利侵害の機会も増大し、かつ被害額も巨額に達することに鑑み、その損害を被害者個人に甘受させることも加害公務員個人の責任に委ねることも妥当を欠き、国又は公共団体自身が損害賠償責任を負うことが公の負担の平等という観点からも妥当であるという考え方と、明治憲法下で国家及び公務員の専横に

よる人権侵害に対する反省する憲法一七条にて賠償責任を確認的に明記し、これに基づいて立法されたものである。

(4) とするなら、憲法一七条及び国家賠償法の立法趣旨と憲法五一条の立法趣旨とは、何ら相反するものでなく、それぞれ別個の目的のために設けられているのである。仮に国会議員の院外免責特権を根拠に立法行為を原因とする国家賠償責任を制限するならば、立法行為という公権力による人権侵害を放任することになり、憲法一七条及び国家賠償法の立法趣旨に反することになる。

このことは、札幌高等裁判所平成六年三月一五日判決も「憲法五一条により国会議員個人が免責されるからといって、論理上当然に国家賠償法一条一項の『違法』の要件が失われることになるわけではない」と判示している。

(5) この点、被告は、「前記最高裁判所判決は、『国会議員の立法行為は、本質的に政治的なもの』であるとした上、『その性質上法的規制の対象になじまず、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から、あるべき立法行為を措定して具体的立法行為の適否を法的に評価するということは、原則的に許されないものといわざるを得な

い。(中略)国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではない』』との判示を引用している。

しかし、右判決は、憲法一七条及び同五一条の前記立法趣旨に照らして、同各条の関係を正解しないものである。

けだし、裁判所が立法行為に「違法性」ありとして、特定個人に対する国家賠償責任を認める判決をすることは、賠償という法的義務、法的責任を国家に対して課すのであって、同立法行為に関与した国会議員個々人に課すものではないからである。

(6)したがって、憲法五一条は、国会議員の違法な行為に対して国会議員個人の民事上の責任を免除することによって、その院内における言論の自由を確保しようとしたもので、それ以上に国家賠償責任における国の賠償責任の要件である「違法性」の消長について定めたものではない。

(二) 賠償ないし補償立法義務の存在

以下の憲法の諸規定を総合すれば、憲法解釈上、個々の国会議員に

対し、侵略戦争・植民地支配により被害を受けた個人への戦後賠償ないし補償を行う立法を成すべき義務が課されていることは明白である。

(1) 憲法前文

道義的国家たるべき義務が、「国家の名誉をかけ全力をあげて」果たすべき義務として立法府にも課せられている以上、立法府たる国会、公務員たる国会議員の総体としての国会としては、賠償立法を成すのが最低限の必要条件となるのであり、憲法前文は当然に賠償法の定立を義務づけるものである。

(2) 憲法九条

戦争を放棄する以上、当然、戦争行為は不法であるとの先進的認識が表明されているのであり、とすれば、かつて引き起こした戦争により被害を被った人々に対して誠実に責任を取り、賠償をなしていくことは、同条が当然に義務付けているものと言わなければならない。

(3) 憲法一四条

平等原則は、かつて国家に忠義をつくした(即ち、侵略戦争に直接に加担した)日本人軍人・軍属にのみ戦後補償をなすことを絶対に容

認しない。平等原則により国籍の有無を問わず、また、軍人・軍属であるか否かを問わず、一律に戦争被害を賠償ないし補償する立法が義務づけられていることは明らかである。

(4) 憲法一七条、二九条一項及び同三項

国家権力により生命、身体または財産に対して侵害を受けた場合、その侵害が違法である場合はもちろん、適法であっても、特別の犠牲を強いられた場合には、国家はその損害を補填する義務がある。この精神からすれば、かつて侵略戦争で被害を受けた人（とりわけ植民地支配を受けた人々）に対し補償を行う立法をなすことは、当然に要求される場所である。

(5) 憲法四〇条

刑事補償の趣旨からすれば、強制連行され、事実上の監獄状態の下で強制労働を強いられた人々との関係で、補償立法をなすことが義務づけられるのは当然といわなければならない。

(6) 憲法九八条二項

前述した国際的潮流からすれば、もはや戦後賠償ないし補償を為すことは国際慣習法として確立したと言いうる。とすれば、国際慣習法

の遵守義務から、当然に賠償ないし補償立法義務が導かれる。

(三) 被告は、国会議員の立法行為を原因とする国家賠償責任を制限する理由として「国会がいつ、いかなる立法をすべきか、あるいは立法しないかの判断は、国会の裁量事項に属する」ことを挙げている。

(1) 確かに、裁量権がある場合にこれを尊重する必要があるが、その裁量権を限界づけている憲法上の諸原理がどのようなものであるかを十分考察し、そこから裁量権の幅がどれだけあるのか、そしてどの程度裁量権を尊重すべきかを考えるのでなければならない。

けだし、法律が多数決原理で形成されるがゆえに、立法行為、少数者の人権ないし法的保護に値する利益を侵害する危険性を内在しているからである。

(2) そこで、かかる多数決原理に内在する人権侵害及びその危険性を事後的に司法救済することを目的として、憲法八一条は、多数決原理から距離を置いて自律した裁判所にのみ法律の憲法適合性決定権限を付与している。

とするなら、裁判所が国家賠償法一条一項の要件である「違法性」

を立法行為について判断するにあたっては、立法行為が憲法の一義的な文言に違反している場合だけでなく、立法行為による人権又は法的保護に値する利益の侵害の程度が重大であって、かつ同侵害の回復が多数決原理の支配する立法過程によっては期待しがたいと認めた場合には、裁判所は、憲法上の諸原理に照らして、積極的に憲法に適合すべき立法行為を措定して具体的立法行為の適否を法的に評価しなければならない。

(3) この理は、その被った損害の程度において人間性の根幹まで侵害されたものであり、その救済がまさに立法不作為により放置されたため、もはや多数決原理の支配する立法過程によっては救済が期待しえない本件原告らに対して、最も妥当するものである。

しかも、一九九二年一月二五日付訴状五二頁記載のとおり憲法の根本規範として、「明治以来の日本の侵略戦争、植民地支配を不法なものとして認め、日本国にその被害の回復を要求している」のであって、それはまた平和主義であり、道義的国家たるべき義務であって、これらの憲法上の原理が国会の裁量権を限界づけており、前述したとおり、憲法前文、九条、一四条、一七条、二九条一項及び三項、四〇条、九

八条二項の各条項がその根拠規定である。

(4) これに対して、被告は、「原告らが挙げる右憲法の前文及び各条項の諸規定を総合しても、憲法が戦後補償をすべき義務を一義的(に) 明確に規定しているとは到底いえない」と主張しながら、同各条項の総合的な検討を示すことなく、個別に分断した上での検討しか加えていない。これは、同各条項の基底を流れる憲法上の諸原理に目を瞑るものであり、憲法の解釈態度としては、到底是認できない。

加えて、被告は、「原告らが被ったと主張する損害は、一種の戦争損害であって、これに対する戦後補償は憲法の全く予定しないところであり、憲法上はもとより憲法解釈上もこのような補償立法義務が存在するとはいえないものである。」とまで主張する。

しかし、立法府たる国会は、憲法を具体化する第一次的権限を有しているにもかかわらず、その行使しうる権能を尽くさず、被告の侵略戦争、植民地支配により原告らが被った被害事実の調査究明をすることを怠ったがゆえに、戦後補償すべき義務を明確にしえなかったのあり、それゆえに、今なお、被告は、原告らの被った損害を「一種の戦争損害」としか認識しえないのである。

2 賠償ないし補償立法懈怠の違憲・違法性

(一)(1) まず始めに、一九四五年一月一日、被告の第八九回帝国議会衆議院において、「議員ノ戦争責任ニ関スル決議」及び「戦争責任ニ関スル決議」の各決議案が提出され、「戦争責任ニ関スル決議」は、同月中に賛成多数により可決された。

右各決議案の内容は、次のとおり。

議員ノ戦争責任ニ関スル決議

ポツダム宣言受諾以来我カ戦争責任ニ付テハ深甚ナル反省カ加ヘラレ既ニ軍部、財界及言論界ハ相次イテ自肅ノ実ヲ示スノ秋独リ政界ノミ惜トシテ反省ノ実ナキハ真ニ遺憾ニ堪ヘス国民ヲ代表シテ範ヲ天下ニ示スヘキ衆議院カ此ノ際戦争責任ヲ明確ニセスシテ議案ノ議事ヲ進ムルカ如キハ断シテ許スヘカラサルコトナリ大東亜戦開始以来政府ト表裏一体トナリテ戦時議会ノ指導ニ当レル者ハ此ノ際速ニ其ノ責任ヲ痛感シテ進退ヲ決スヘシ

戦争責任ニ関スル決議

今ヤ我国ハ一大敗戦ノ結果思想政治経済社会ノ全面ニ互リ肇国以来未曾有ノ危局ニ直面セリ此ノ秋ニ当リ道義日本建設ノ方途ヲ確立シ以

テ万世ノ為ニ太平ヲ開カント欲セハ今次敗戦ノ因由ヲ明ニシ其ノ責任ノ所在ヲ糾シ将来斯ノ如キ不祥事再発ノ危険ヲ杜絶スルノ途ヲ講セサルヘカラス、惟フニ戦争責任ナルモノハ之ヲ国際的ニ稽フレハ世界平和ヲ攪乱スル無謀ノ師ヲ起サシメタル開戦責任ト開戦後ニ於テ国際条規ニ背反スル惨虐行為ヲ行ヒタル刑事犯罪トニ止ル宣戦以後国家ノ命令ニ奨順シテ合法的ニ戦争遂行ノ為職域ニ挺身シタル一般国民ニ及フヘキモノニアラス翻テ今次敗戦の因ツテ来ルトコロヲ観スルニ軍閥官僚ノ専悉ニ基クコト素ヨリ論ナシト雖彼等ニ阿附策応シ遂ニ国家国民ヲ戦争強行ニ駆リタル政界財界思想界ノ一部人士ノ責任モ亦免ルヘカラサルトコロナリ我等職ニ立法ノ府ニ列ル者モ亦静ニ過去ノ行蔵ヲ反省シ深く自肅自戒シ新日本建設ニ邁進セサルヘカラス

(2) 被告帝国議会衆議院は、右「戦争責任ニ関スル決議」において、「道義日本建設ノ方途ヲ確立シ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カント欲セハ」と宣明している点、「道義的国家たるべき義務」を自覚しており、同義務履行の内容として「今次敗戦ノ因由ヲ明ニシ其ノ責任ノ所在ヲ糾シ将来斯ノ如キ不祥事再発ノ危険ヲ杜絶スルノ途ヲ講セサルヘカラス」としている。

右の自覚を有した被告帝国議会衆議院の議決をも経て、一九四六年一月三日に、「新日本建設の礎」（憲法公布文）である日本国憲法が公布されたことからみても、「道義的国家たるべき義務」は、立法府にも課せられた憲法上の義務といえる。

事実、「今次敗戦ノ因由」の一つとされる軍人恩給が一九四六年二月に、軍事扶助法及び戦時災害保護法が同年九月にそれぞれ「将来スノ如キ不祥事再発ノ危険ヲ杜絶スルノ途ヲ講」ずるものとして廃止されたことは、「道義的国家たるべき義務」履行の具体的な表れであったといえる。

けだし、軍人恩給制度廃止を指示した連合国最高司令官総司令部(GHQ)の渉外局発表によれば、「この制度こそは、世襲軍人階級の永続を計る一手段であり、それは日本の侵略政策の大きな源となつたものである。(中略) 現在の惨憺たる窮境をもたらした最大の責任者たる軍国主義者が、他の犠牲において極めて特権的な取扱いを受けるが如き制度は廃止されなければならない」(「戦争責任・戦後責任日本とドイツはどう違うか」・朝日選書二四頁引用) というものであった。

(3) また、被告帝国議会衆議院は、右同決議において、「戦争責任

ナルモノハ之ヲ国際的ニ稽フレハ……開戦後ニ於テ国際条規ニ背反スル惨虐行為ヲ行ヒタル刑事犯罪」とし、「立法ノ府ニ列ル者」として「過去ノ行蔵ヲ反省シ深く自肅自戒シ新日本建設ニ邁進セサルヘカラス」としている。

これは、被告帝国議会衆議院の議員が「反省シ深く自肅自戒」すべき「過去ノ行蔵」の一つとして、「開戦後ニ於テ国際条規ニ背反スル惨虐行為ヲ行ヒタル刑事犯罪」があることを認識していたことを意味する。

この点、被告の日本軍が組織的、系統的に元従軍慰安婦である女性に対して行った集団的強姦行為は、「開戦後ニ於テ国際条規ニ違反スル惨虐行為ヲ行ヒタル刑事犯罪」に該り、被告は、遅くとも一九五一年四月二八日には、従軍慰安婦の存在及びこれに対する日本軍の関与の事実を知り得た。

けだし、被告は、一九五二年四月二八日に効力発生した平和条約第一一条において、「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し」た。

被告が受諾した右裁判には、アメリカ合衆国によるマニラ裁判で強

姦で起訴されたものが三五件、グアム裁判で売春強制が一件、フィリピンによるフィリピン裁判で強姦あるいは強姦の許容が四五件、中国による裁判で売春強制が三件ある。また、オランダが裁判を行ったバタビア臨時軍事法会議による判決では、オランダ女性に対する強制売春のための婦女子誘拐、売春強制、強姦で九人が有罪とされた。

例えば、フィリピン裁判のケースの一つでは、被害者が家から日本兵によって将校の家に連行され強姦され、同所に監禁され、四ヶ月間、夫婦のような関係を強制され、一週間に一回、同将校との性的関係を強要されたとして、同将校は強姦罪で起訴され、終身刑が言い渡された。

右裁判については、一九九五年一月に出された日本弁護士連合会の「『従軍慰安婦問題』に関する提言」において指摘されている。

とするなら、原告らのうち元従軍慰安婦とされた女性に対する被告日本軍の行為は、右各裁判例に比肩する「開戦後二於テ国際条規二背反スル惨虐行為ヲ行ヒタル刑事犯罪」であることは明らかであり、被告の主張する法的に曖昧な「一種の戦争損害」ではない。

また、原告らのうち女子勤労挺身隊として強制労働を現せられた女

性が被った損害も、「暴力及び強欲により日本国が略奪した」（カイロ宣言）ことによるものであり、ILO二九号条約（強制労働ニ関スル条約）に違反する年少、かつ、女性に対する過酷な労働を強いたことによるものであることに照らせば、「開戦後ニ於テ国際条規ニ背反スル惨虐行為ヲ行ヒタル刑事犯罪」の準ずる行為による被害といえる。

（４）したがって、従軍慰安婦の存在及びこれに対する日本軍の関与並びに女子勤労挺身隊の事実を知り得た被告の立法院としては、「道義的国家たるべき義務」の具体的履行として、右各裁判で起訴処断された事案に比しても明らかに戦争犯罪としてその責任を問われなければならない従軍慰安婦問題及び女子勤労挺身隊問題に関して、「其ノ責任ノ所在ヲ糾シ将来斯ノ如キ不祥事再発ノ危険ヲ杜絶スルノ途ヲ講」じるための立法作業に着手すべきであった。

（５）一方、右平和条約の効力発生後、戦争犠牲者に対する国家補償の見地から、被告が立法した補償立法（以下、「援護立法等」という。）は、概ね次のとおりである。

イ 一九五二年 四月 戦傷病者戦没者遺族等援護法

ロ 一九五三年 八月 旧軍人恩給の復活

ハ 右同 月 未帰還者留守家族等援護法

ニ 一九五六年 一二月 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律

ホ 一九五七年 五月 引揚者給付金等支給法

ヘ 一九五九年 三月 未帰還者に関する特別措置法

ト 一九六三年 三月 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

チ 一九六三年 八月 戦傷病者特別援護法

(6) 被告は、「原告らが被ったと主張する損害」については、「一種の戦争被害であつて、これに対する戦後補償は憲法の全く予定しないところであり」とし日本国籍を有する軍人、軍属、及びこれらの遺族等に対して、国家補償から戦後補償を実施していた。

ちなみに、右援護立法による援護費等の支出は、いずれも日本国籍を有する者を対象とし、一九五二年度から一九九一年度までの累計で約三二兆円である。

一方、これまで、対外国籍個人に対する戦後補償による金員の支払は、一九八七年九月の台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律によるものである。

すなわち、被告の行ってきた戦後補償は、戦争加害者を優先し、戦争被害者をほとんど顧みないものだったのである。

(二) 以上から、被告としては、「道義的国家たるべき義務」の履行内容として、被告による戦争犯罪及びこれに類する行為により被害を被った者に対して、その被害回復のための補償立法に着手すべき具体的義務を負っていたものといえる。しかも、一九五二年四月の戦傷病者戦没者遺族等援護法以来、国家補償の見地から、被告が日本国民を対象とする補償立法を逐次制定し、予算措置を講じてきたことに照らせば、本件原告らを対象とする補償立法及び予算措置を講じることは可能であった。

しかるに、被告の立法府である国会は、右立法義務を何ら履行することなく、漠然と五〇年余を経過させた。

被告は、従軍慰安婦につき、一九九〇年六月六日の参議院予算委員会での政府答弁では「民間業者が連れて歩いた。」というものであったのが、その後の短期間の調査にて、一九九三年に当時の河野官房長官談話の被害内容及び日本軍の強制の事実を知ることができた。

したがって、被告が五〇年の間、立法作業に着手することなく放置

してきたことは、立法のための合理的期間は優に経過しているのであって、被告の立法不作為の違憲・違法性は明らかである。

3 賠償ないし補償立法義務の懈怠の故意・過失

大日本帝国の朝鮮に対する植民地支配及び戦争への朝鮮人の動員により、原告らを含む多数の朝鮮人に多大の被害を被らせた事実、また、戦後五〇年を経た今日まで、原告らを含む多数の朝鮮人被害者及びその遺族は、生活苦の中に放置されたままである事実、国会議員らはこれらの事実を認識しているはずであり、少なくとも容易に認識することができた。

さらに、従軍慰安婦についても同様であるはずであるが、仮に、若い国会議員によっては、最近までその被害事実を認識していなかった者がいたとしても、遅くとも、一九九〇年六月の参議院予算委員会で問題にされて以後は、認識しているはずである。

一方、以上述べてきた個々の憲法規定、また、前述した戦後賠償ないし補償立法の国際的潮流（とりわけ、前述した一九八八年のアメリカ及びカナダの戦後補償は、マスコミによって大きく取り上げられるところとなった。）からすれば、賠償ないし補償立法義務の存在は、

個々の国会議員にとっても容易に認識できるところである。

にもかかわらず、原告らを含む韓国・朝鮮人被害者に対して、戦後五〇年を経た今日まで謝罪、賠償、補償のための立法措置は全くとられたことはなく、賠償ないし補償立法をなそうとする動きさえも今だ顕在化しているとはいえない。

その間、原告らを含む多数の朝鮮人被害者は生活苦の中に放置されたままであり、しかも高齢のため一日も早い救済が緊急に要請されている。

したがって、国会議員らは賠償ないし補償立法をなすべき合理的期間を既に遙かに徒過しているというべきであり、仮に、立法義務の存在を認識すべき時点を一九九〇年六月としても、それから、七年を経過している現時点において、賠償ないし補償立法をなすべき合理的期間を十分徒過しているといえ、少なくとも過失による、憲法上の作為義務に違背した立法不作為に陥っていることは明白である。

4 よって、被告には、賠償ないし補償立法があれば補填されたであろう原告らの各損害ないし損失を賠償する義務がある。

また、原告らの被害は、金銭的賠償だけでは絶対に回復し得ないも

のであり、国家賠償法第四条の適用、民法七二三条の類推適用により、一九九二年一月二五日訴状及び一九九三年一月一三日訴状の請求の趣旨第一項記載の公式謝罪を求める。

四 挺身勤労契約の債務不履行による損害賠償責任

1 挺身勤労契約

(一) 日本国は、国家総動員法等による国民動員計画に基づく労働力の確保に血道をあげていたが、日本国内の工場労働力の枯渇状況から、朝鮮人の内地移入強化及び女子労働力の動員強化を計画し、その一環として、幼い朝鮮人少女を女子勤労挺身隊へと甘言・虚言・脅迫等の手段を用いて入隊させたのであった。

(二) 女子挺身勤労令について

(1) 女子挺身勤労令(以下「同令」という。)第一条は、「勤労常時要員としての女子の隊組織(以下女子挺身隊と称す)による勤労協力に関する…」と規定し、同令第四条は、「引続き挺身勤労を為さしむる…」と規定し、また、同令第十条は、「…女子挺身隊の組織及運営並に其の隊員の規律に関し必要なる事項は命令を以て之を定む」等と規定しており、女子(勤労)挺身隊が日本国の組織の一つであり、

女子挺身隊員に対する挺身勤労の権利（命令）主体が日本国であることを明らかにしている。

（２）同令第六条は、「地方長官…女子挺身隊を出動せしむる必要ありと認むる時は…市長村長（…区長…）其の他の団体の長又は学校長に対し隊員と為るべき者を選抜すべきことを命ずるものとす」と規定し、市長、村長、区長及び学校長等に女子挺身隊の隊員の選抜権限を付与している。

そして、同令八条によって、最終決定権限は地方長官（同令二十一条によって、朝鮮では道知事）に授權されていることが定められている。

（３）同令第四条は、「引続き挺身勤労を為さしむる期間は…一年とす」と規定し、また、同令第十一条は、「地方長官は…挺身勤労の全部又は一部の停止に関し必要なる措置を為すことを得」と規定し、挺身勤労の期間の決定権が日本国にあることも明示している。

（４）同令第一二条は、「挺身勤労に要する経費は命令の定むる所に依り特別の事情ある場合を除くの外其の挺身勤労を受くる者之を負擔するものとす」と規定し、経費だけを原則的に挺身勤労を受ける者に

負担させることを明示し、また、同令第十六条は「厚生大臣又は地方長官は…挺身勤労を受くる事業主を監督す」と規定している。勤勞挺身隊員が単に雇用を斡旋されて工場で働くだけの者であれば、雇用者は雇用契約に基づきその賃金等の経費を負担することは当然である。

それにもかかわらず、本来ならば規定する必要の無い規定をわざわざ設けて、その経費を「挺身勤労を受くる者」の負担と明記し、しかも「特別の事情ある場合」は日本国の負担となることを規定している。また、挺身隊員の斡旋先あるいは派遣先の事業主を日本国が監督する事をも定めている。

これらのことは、取りも直さず、日本国が、単純に、勤勞挺身隊員に雇用の斡旋等をしただけというのではなく、日本国の組織の一つである女子勤勞挺身隊の隊員として、工場への斡旋あるいは派遣後もなお日本国と女子挺身隊員との間に強固な法的関係が継続することを示しているものである。

(5) 同令第一三条二項は、「隊員が業務上負傷し、疾病に罹り又死亡したる場合に於ける本人又は其の遺族の扶助に関し必要なる事項は命令を以て之を定む」と規定し、女子挺身隊員の身体・生命の安全配

慮に対して日本国が義務を負うことを明らかにしている。

(三) 挺身勤労契約の成立

(1) 女子挺身勤労令(以下「同令」という。)第三条一項は、「挺身勤労を為すべき者(以下隊員と称す)は、国民職業能力申告令による国民登録者たる女子とす」と規定し、日本国は、「国民登録者たる女子」に対し、一方的・強制的に「挺身勤労」をさせることができることを規定している。

これに対し、同令同条二項は、「前項該者以外の女子は志願を為したる場合に限り隊員と為すことを得るものとす」と規定している。したがって、「得る」とある以上、国民登録者でない女子は志願しただけで当然隊員となれるわけではなく、日本国が隊員とすることを認めて初めて隊員となれるのである。もちろん、日本国は、一方的・強制的に、国民職業能力申告令による国民登録者でない女子を女子挺身隊に入隊させることはできない。

よって、女子の入隊志願の意思表示も日本国の承諾の意思表示、あるいは、日本国の入隊勧誘の意思表示と女子の承諾の意思表示があっ

て、初めて、意思表示の合致による契約が成立し、国民職業能力申告令による国民登録者でない女子は女子勤労挺身隊の隊員となるのである。

すなわち、挺身隊原告らと日本国の合意によって、挺身隊原告らが女子勤労挺身隊に入隊し、女子勤労挺身隊の一隊員として日本国の指示に従って行動するとの非典型契約たる挺身勤労契約が締結されたのである

(2) 各挺身隊原告の挺身勤労契約の成立

各挺身隊原告と日本国との間において、右第六の二 1 (1)、同 2 (1)、3 (1)、同 4 (1)、同 5 (1)、同 6 (1) 及び同 7 (1) で述べたように、区長、国民学校の教師ないしは担任教師、国民学校長及び憲兵らの女子勤労挺身隊への入隊の勧誘に対して、各挺身隊原告が入隊を承諾することによって、挺身勤労契約が締結されたことは明らかである。

(四) 挺身勤労契約の内容

挺身勤労契約の内容は、(非典型) 契約である以上、原則として当事者の意思表示の内容、すなわち、挺身隊原告らと日本国 (具体的に

は直接勧誘にあたった区長、校長及び教師ら)の表示した内容であり、不明確な部分は、当時の当事者の状況等及び女子挺身勤労令を解釈基準として、当事者の意思を合理的に解釈して決定せざるを得ない。

(1) 日本国の債権・各挺身隊原告の債務

日本国は、各挺身隊原告に対して、女子勤労挺身隊の一隊員として日本国のすべての指示に従って労働力として日本国が指定する工場で労務に服させることができる債権を有する。各挺身隊原告は、日本国のすべての指示に従い日本国が指定する工場で真面目に労務に服する義務・債務を有する。

日本国は、その具体的達成手段として、各挺身隊原告を、日本国が指定する軍需工場への派遣、雇用の仲介ないし斡旋等の形式を取り、どの形式を用いるかは日本国の自由であり、かつ、いつでも形式や派遣先を変更することができた。なお、各挺身隊原告が派遣先の工場と形式的にでも雇用契約を締結していたかは不明である。

(2) 各挺身隊原告の債権・日本国の債務

(a) 各挺身隊原告と日本国との間において右第六の二 1 (1)、同 2 (1)、同 3 (1)、同 4 (1)、同 5 (1)、同 6 (1)、及び

同 7 (1) で述べたように、日本国が指定する軍需工場で、各挺身隊原告が働けば、帰郷する時には十分な貯金ができている程の収入を得ることができ、働きながら学校に行くことができ、生け花・裁縫・ミシン等を教えてもらえるという合意が存在する。

右合意によって、各挺身隊原告は、右収入及び学校に行くこと、生け花・裁縫・ミシン等を教えてもらうことを請求する債権を有する。

したがって、これに対応する義務・債務が日本国にあり、日本国は第一次的には、各挺身隊原告を、右提示した諸条件を満たす軍需工場に、派遣する、あるいは右軍需工場での雇用を斡旋ないし仲介する債務がある。

二次的には、派遣先等の軍需工場が右諸条件を満たさなければ、日本国は、直接、各挺身隊原告らに対して、右給付（収入に見合う金銭の支給、学校に行かせること、生け花・裁縫・ミシン等を教えること）をなすべき債務がある。

(b) また、当然に、各挺身隊原告の就労中、工場への移動あるいは帰郷等の間の生命・身体に対する安全配慮義務が本国にはあり、その不履行に対しては損害賠償義務がある（右 1 (二) (5) ）。

(c) さらに、各挺身隊原告らは、幼い身であり、就労場所が遠方の海外の地理不案内な日本国内の工場であり、しかも戦時中である当時の状況からは、合理的意思解釈としては当然に、日本国は、挺身隊原告らを、無事に指定する工場に送り届け、無事に帰郷させる義務・債務を負っている。

(3) 挺身勤労契約が継続的契約関係であること

右 (1) (2) の債権・債務の内容から、また、二年満期の契約であるから挺身勤労契約は、各挺身隊原告らの女子勤労挺身隊への入隊から少なくとも同原告らの帰郷までの間は法律関係が継続していたものである。同原告らは、その間は常に日本国の指示にしたがって行動する債務があり、現に、東京麻糸紡績沼津工場に派遣された原告姜容珠、同李英善及び同鄭水蓮は、東京麻糸紡績沼津の工場が稼働不能になると全く別の会社である富士紡績小山工場へ派遣されている。

このことから、仮に、各挺身隊原告らが派遣先の会社 (軍需工場) と雇用契約を締結していたとしても、それは形だけにすぎず、日本国は、その形だけの雇用契約に何等の影響も受けることなく、挺身勤労契約に基づいて、何時でも各挺身隊原告らを自由に取り扱うことがで

きたのである。

(五) 右(三)及び(四)を裏付ける特徴的な事実

(1) 各挺身隊原告らの陳述書及び供述調書により明らかなように、女子勤労挺身隊への勧誘が国民学校の担任教師や学校長等の公務員からなされたこと。

(2) 同様に陳述書及び各供述調書並びに甲第九号証八五頁写真から明らかなように、教師による各挺身隊原告らの引率がなされたこと。

(3) 女子勤労挺身隊が明確に「隊」としての名称の下に、各工場に派遣されていること。(4) 女子勤労挺身隊の歌は「愛国」が趣旨であり、日本国との関係だけが内容であること。

(5) 娘たちは神風と日の丸の鉢巻きを締めて労務に服し、当時の正社員の給料袋にさえ「天皇のために生き、働き、死ぬ」と印刷されており、まさしく日本国・天皇のための挺身勤労であったこと。

(6) 女子勤労挺身隊の隊員は、最初の派遣先の工場にとらわれることなく、別の工場や別の会社に移動させられていたこと(不二越富山工場から沙里院の工場への移動、東京麻糸紡績沼津工場から別の会社である富士紡績小山工場への移動等)。

2 日本国の債務不履行

(一) 右1の締結された挺身勤労契約に基づいて、日本国は、各挺身隊原告らを不二越鋼材工業株式会社富山工場等の軍需工場へ派遣、あるいは雇用を斡旋ないし仲介する手段によって、軍需工場における労務に服させた。

各挺身隊原告らは、同契約に基づいて、日本国の指示に従って、不二越鋼材工業株式会社富山工場等の軍需工場に赴き、そこで真面目に労務に服した。

(二) しかし、各挺身隊原告らが赴いた不二越鋼材工業株式会社富山工場等の軍需工場での労働状況及び生活状況は、右第六の二1、同2、同3、同4、同5、同6及び同7で述べたように、過酷かつ悲惨なものであり、右1(四)(2)(a)の日本国が約束した内容とは全くかけ離れていた。

また、各挺身隊原告らは、就労中に作業機械、地震、空襲等によって怪我をしたにもかかわらず、満足な手当でもしてもらえず、右1(四)(2)(b)の安全配慮義務は尽くされなかった。

さらに、各挺身隊原告らの帰郷にあたっては、不二越鋼材工業株式

会社富山工場へ行った原告柳賛伊、同朴小得及び朴順福は、沙里院から切符をもらって汽車に乗せられただけで放置され、原告梁綿徳は班長が下関まで引率したがその後は友人の父親に連れて帰ってもらったのであり、原告李英善及び同鄭水蓮は誰かに引率されて帰郷したが、空襲にあった時のままの惨めな姿で辿り着いたのであり、原告姜容珠にあつては、日本の敗戦後のある日、外出して寄宿舎に帰ると寄宿舎には誰も居らず取り残され、親切な朝鮮人の世話で何とか実家に帰ることができたのであり、右1(四)(2)(c)の日本国の義務は尽くされなかった。

(三) 以上のとおり、日本国は、右1(四)(2)の挺身勤労契約に基づく債務の本旨に従った履行をなしておらず、債務不履行がある。

3 日本国の債務不履行による各挺身隊原告らの損害

(一) 日本国の右2の債務不履行によって、各挺身隊原告らは、右第六の二1、同2、同3、同4、同5、同6及び同7で述べたように被害があった。すなわち、各挺身隊原告らは、成人男子以上の過酷な労働を強いられ、厳しい叱責、暴力、空襲の恐怖及び作業中に傷害を負う等の工場での悲惨な生活を余儀なくさせられ著しい苦痛を味わされ

た。また、各挺身隊原告らは、働きながら学校へ行くことができると信じていたところ行くことができず、学校に行く機会を逸する不利益を受け、かつ、そのことによる精神的苦痛を受けた。さらに、各挺身隊原告らは、生け花も裁縫と教えてもらっておらず、それどころか、行動の自由は無く、朝鮮語を一切使うことを禁じられ、日本式の生活習慣を強制され、軍歌等を歌うことを強制され、神社参拝を強制されるなど、まさしく、すべての人権を剥奪された奴隷としての処遇を受け、その被害に対する損害は金銭に換算すれば天文学的数字にならざるを得ない。

そして、各挺身隊原告らは、帰郷に際しては、途中まで引率された者や放置された者や様々であるが、いずれの原告も惨めな姿で故郷に辿り着いたのであり、その精神的苦痛はどれほどか計りがたい。

したがって、挺身隊原告らは、日本国の債務不履行によって右肉体的苦痛及び精神的苦痛の被害を被ったので、日本国に対し、債務不履行に基づく損害賠償としての慰謝料請求権がある。

(二) また、各挺身隊原告らは、日本国の債務不履行によって、成人男子以上の過酷な労働をさせられたのであるから、日本国に対し、慰

謝料の他に、少なくとも軍需工場に派遣されるために故郷を出た時から故郷に帰るまでの間、その労働の対価と同額の逸失利益を、次のとおり各々、債務不履行に基づく損害賠償として請求することができる。

(1) 当時の成人男子の未経験工の初任給は一日一円三〇銭 (甲七号証の二、七九頁〔表 3-5〕) であるから、少なくとも挺身隊原告らの逸失利益は、一日一円三〇銭以上である。

挺身隊原告らは、多くとも月三回以上の休日はなかったから (甲七号証の二、七三頁)、一月に二八日以上稼働日数となる。

(2) 各挺身隊原告らの稼働 (ないし稼働可能) 期間と逸失利益の最低総額

(ア) 原告柳賛伊、同朴小得及び同朴順福はいずれも一九四四年六月から一九四五年八月までの一五 (か月間) × 二八 (日) = 四二〇 (日間)。

したがって、各原告の逸失利益の総額は $四二〇 \times 一円三〇銭 = 五四六$ 円。

(イ) 原告李英善、同姜容珠及び同鄭水蓮はいずれも一九四四年六月から一九四五年一〇月までの一七 (か月間) × 二八 (日) = 四七六 (日間)。

したがって、各原告の逸失利益の総額は $476 \times 1 \text{円} 30 \text{銭} = 619$ 円。

(ウ)原告梁錦徳は、一九四三年六月から一九四五年一〇月までの二九(月間) \times 二八(日) = 八一二(日間)。

したがって、原告の逸失利益の総額は $812 \times 1 \text{円} 30 \text{銭} = 1056$ 円。

(三)さらに、帰郷に際して切符等の交通費の支給を受けていない原告李英善、同姜容珠、同鄭水蓮及び同梁綿徳は、交通費相当額を債務不履行による損害として請求できる。

4 よって、各挺身隊原告らは、日本国に対して、挺身勤労契約の債務不履行による慰謝料及び逸失利益等の損害賠償請求権(民法四一五条)に基づき請求の趣旨記載の請求を予備的に主張する。

第八 不法行為による国家賠償責任

一 日本国政府は、強制勵行された朝鮮人の被害者への個人的賠償ないし補償に対する日本国の法的責任につき、一貫して、日韓協定で解決済みとの態度を表明してきた(以下、「日韓協定による解決済み論」という。)。

1 強制連行された人々やその遺族で構成される韓国の「太平洋戦争犠牲者遺族会」のメンバーら二人が、日本国を相手取って、戦後も含む過去の行為に対する謝罪や賠償支払義務の確認、強制連行の実態調査などを求める訴訟を一九九〇年一〇月二十九日、東京地方裁判所に提起したのに対して、外務省は、同日、「日韓両国と両国民間の請求権問題は、六五年の日韓条約に伴う協定により、完全かつ最終的に解決済みというのがわが国の立場である」とのコメントを発表した。

2 一九一九年、日本統治下の朝鮮半島で起きた独立運動をめぐる、朝鮮総督府が憲兵隊を送り込んで村人二十九人を殺害した「堤岩里（チエムリ）事件」で親族を殺害されたと訴える韓国人七人が一九九一年七月一五日、日本国を相手に公式謝罪や賠償義務の確認などを求める訴訟を東京地方裁判所に提起したのに対し、外務省北東アジア課は、「詳細な事実関係は承知していないが、一般論としては日韓間の請求権問題は一九六五年の日韓請求権・経済協力協定で完全かつ最終的に解決している」との話しを報道機関を通じて公表した。

3 日本による植民地支配を受け、戦地にかり出された元従軍慰安婦や軍人・軍属、遺族らでつくる韓国の「太平洋戦争犠牲者遺族会」の

メンバー三五人が一九九一年一月六日、日本国を相手取り、植民地支配と戦争で被った犠牲の補償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起したのに対し、外務省北東アジア課は、「元従軍慰安婦の方々が体験された苦しみについては、深い心のいたみと同情の念を禁じ得ないが、今後の対応は関係省庁で検討する。一般論として日韓両国間の財産請求権の問題は、一九六五年の日韓基本条約と関連協定で完全かつ最終的に解決済みだ。」との話を報道機関を通じて公表した。

4 一九九二年三月二七日、衆議院法務委員会において、外務省アジア局北東アジア課長武藤正敏が衆議院議員高沢寅男に対する答弁で、「韓国人労働者に対する未払い賃金の問題を含めまして日韓間の財産、請求権の問題は、六五年の日韓請求権経済協力協定により完全かつ最終的に解決済みということでございます。韓国側から対日請求要綱、いわゆる八項目と言われるものでございますけれども、この八項目に含まれるもの、また含まれないもの、すべて解決済みということでございます。なお、被徴用者韓国人未収金の問題につきましては、対日請求要綱八項目の第五項に含まれておりまして、そういった見地からもこれで解決されているということは明らかだろうと思います。」

と答えた。

5 一九九〇年六月六日、参議院予算委員会において、労働省職業安定局長が参議院議員本岡昭次に対する答弁で、「徴用の対象業務は国家総動員法に基づきます総動員業務でございます、法律上各号列記をされております業務と今のお尋ねの従軍慰安婦の業務とはこれは関係がないように私どもとして考えられますし、また、古い人のお話をお聞きいたしましても、そうした総動員法に基づく業務としてはそういうことは行っていなかった。このように聞いております。」、従軍慰安婦なるものにつきまして、古い人の話等も総合して聞きますと、やはり民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いているとか、そういうふうな状況のようございまして、こうした実態について私どもとして調査して結果を出すことは、率直に申しましてできかねると思っております。」と答えた。

しかしながら、後に日本国政府が国立公文書関係を調査した結果、国家総動員計画関係書類の記載内容として、「花柳病の予防」の項目にて次のとおり記載されていた(甲三〇号証「国立公文書関係」の二一欄)。

イ 軍隊と関係深き重要地に於いて業態上花柳病伝播の恐れる職業に従事する者の検診治療の徹底を期するため市その他公共団体の診療所の設置を命じ之に対し助成を為さんとす。予算 三四三、六五四円

ロ 応召軍人にして除隊の際将来花柳病再発の虞ある者は軍当局に於いて居住地市町村長に対しこれを通知し無料にて完全に治療せしむ。

予算 二〇〇、〇〇〇円

右資料は、総動員法による従軍慰安婦の徴用業務それ自体に関するものではないが、総動員法が従軍慰安婦の存在を容認していたことを裏付けるものである。

6 一九九一年四月一日、参議院予算委員会において、労働省職業安定局長が参議院議員本岡昭次に対する答弁で「それから、朝鮮人従軍慰安婦についての調査ということでした。これにつきましては、私ども、当時の厚生省勤労局に勤務をしておりました者や国民勤労員署に勤務をしておりました者から事情を聴取いたしたところでございますが、当時厚生省勤労局も国民勤労員署も朝鮮人従軍慰安婦につきましては全く関与していなかったということでした。したがって、労働省といたしましては、ただいまの海軍作業

愛国団、南方派遣報国団を含めまして、朝鮮人従軍慰安婦について調査を行うべき努力をいたしました。その経緯等全く状況はつかめず手がかりがない状態でごさいます。御理解を賜りたいと存じます。」と答えた。

7 一九九一年八月二七日、参議院予算委員会において内閣総理大臣海部俊樹が参議院議員清水澄子に対する答弁で、「冒頭にお尋ねありました朝鮮人従軍慰安婦問題については、先ほど関係省庁で調査の結果を申し上げたとおりでありまして、全く状況がつかめない状況であるということですので、私もそのような報告を受け、今後とも努力をあらゆる面で考えていかなければならぬと思いますが、実情についてはでき得る限りの調査をさかのぼってしてきたということでごさいます。御理解をいただきたいと思ひます。」と答えた。

8 一九九二年一月一三日、官房長官加藤紘一が、従軍慰安婦の補償問題に対する記者会見において、「請求権の問題は、国と国との間で私的な問題も含め、処理済みとの従来の立場は変わっていない」との見解を公にした。

9 一九九二年四月一〇日、衆議院法務委員会において衆議院議員高

沢寅男が、「先ほどの原爆被爆者については、この請求権の協定の問題とは別に人道上の措置としてやった、こう言われるのでありますが、私はこの従軍慰安婦などというケースの場合はなおさら特別な措置をしなければならぬ、こういう性格のものではないかと思うのであります。しかし、そういうことに対して既に決着済みということで対応される考えか。」との質問に対して、外務省アジア局北東アジア課長武藤正敏が、「先ほどから申し上げておりますとおり、この問題につきましては、六五年の協定によりまして決着済みというのが法的な立場でございます。」と答弁した。

10 戦時中日本軍に連行され、従軍慰安婦をさせられた韓国人女性六人が一九九二年四月一三日、日本国を相手に、戦争で被った犠牲に対する補償を求めて東京地方裁判所に提訴したことに對し、外務省北東アジア課は、「政府としては日韓両国間の財産請求権の問題は、一九六五年の日韓基本条約で解決済みとの立場を変えていない。裁判の行方を見守りたい。」との話を報道機関を通して公にした。

11 一九九四年四月二八日、当時の被告の法務大臣永野茂門(以下、「永野元法務大臣」という。)は、法務大臣就任当日の個別インタビ

ユーにおいて、共同通信社の記者から「旧軍人として従軍慰安婦問題を含め日本の戦争責任をどう考えますか。」と質問されたのに対し「二〇世紀半ばに一流国が自分の意思を周辺に押し付けるという歴史的感覚は間違っていた。慰安婦は程度の差はあるが、米、英軍などでも同じようなことをやっている。日本だけが悪いと取り上げるのは酷だ。慰安婦は当時の公娼であって、それを今の目から女性蔑視とか、韓国人差別とかは言えない。」と答えた(以下「本件公娼発言」という。)

本件公娼発言が、一九九四年五月四日及び同月五日の新聞朝刊の「新聞閣僚に聞く」等と題した企画記事で報道された。

二 被告(公務員)の行為の違法性

1 日韓協定による解決済み論

朝鮮は、一九一〇年に締結された日韓併合条約により日本国の統治下にあったが、一九四五年八月一五日、第二次世界大戦が終結すると同時に独立した。そのとき以降、日本と朝鮮の国交は絶たれた。一九四八年、朝鮮半島において、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国がそれぞれ独立した。

一九六五年、日韓条約が締結され、日本と韓国との間の国交が結ば

れるに至った。同条約締結と同時に、日韓の戦後処理を目的とする日韓協定が締結され、同協定を受けて、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国などの財産権に対する措置に関する法律」（昭和四〇年一二月一七日法律第一四四号、以下、「本件措置法」という。）が制定された。

本件措置法一条は、大韓民国又はその国民の財産権であつて、日韓協定二条三項の財産、権利及び利益に該当するものは、昭和四〇年六月二二日において消滅したものとすると定め、消滅する財産権として、一号に「日本国又はその国民に対する債権」を掲げている。

本件措置法制定以後、日本政府は、前項 1 乃至 4 並びに 8 乃至 10 のとおり、一貫して、日韓協定による解決済み論を公に主張してきた。

2 外交保護権の相互放棄論

日本国政府は、一九九一年八月二七日、参議院予算委員会において、外務省条約局長柳井俊二が、「日韓協定は、日韓両国が国家として持っている外交保護権を相互に放棄したということで、個人の請求権そ

のものを国内法的な意味で消滅させたものではない。日韓両国間で、政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできないという意味である。」旨の見解を公式に明らかにした(以下、「外交保護権の相互放棄論」という。)。

ここに至って、日本国政府は、日韓協定の解釈について、外交保護権の相互放棄論を公式見解としたことをもって、従前の日韓協定による解決済み論が誤った解釈であり、韓国人被害者の日本国に対する個人的賠償ないし補償請求が必ずしも完全かつ最終的に解決済みでなかったことを認識し得る機会があった。

にもかかわらず、日本国政府、外交保護権の相互放棄論の政府正式見解発表後も次のとおり、外交保護権の相互放棄論を曲解し、本件措置法を根拠に、日韓協定による解決済み論を維持し続けている。

例えば、外交保護権の相互放棄論の解釈については、一九九二年三月二十七日、衆議院法務委員会において、外務省アジア局北東アジア課長武藤正敏が、「六五年の日韓請求権・経済協力協定第二条一項は、日韓両国及び両国国民間の財産、請求権問題は完全かつ最終的に解決したことを確認しておりますけれども、この規定は、日韓両国国民間

の財産権、請求権問題については日韓両国が国家として有している外交保護権を相互に放棄したことを確認するものでございまして、いわゆる個人の財産、請求権そのものを国内法的な意味で消滅させているものではございません。同協定におきましては、第二条三項におきまして、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって同協定の署名の日に他方の締約国の管轄のもとにあるものに対してとられる措置については今後いかなる主張もなされないと規定しておりますけれども、これを換言いたしますと、同協定の対象となっているこれらの財産、権利及び利益について具体的にいかなる措置をとるかについて他方の締約国の決定に委ねられることを意味しております。同規定を受けまして、我が国は韓国及び韓国国民に係る財産、権利及び利益につき国内法を制定して処理してまいりました。」と答弁した。この答弁を補充して、清水法務省民事局長が、「先ほどの外務省の方からお答えがございましたように、四十年の請求権協定第二条に基づく日本の国内法としての法律が別途制定されまして、この法律の中で日本国及び日本国民に対する債権については消滅をするというふうに、国内法としてもそういう法律がつくられたわけでございます。」と答

弁した。

3 そもそも、国家が国民の権利を放棄できる法的根拠は存在しえない。

国家と国民とは別の法全体である。国内法上の権利であれ国際法上の権利であれ、国家が国民の権利を放棄できないことは当然の理であり、ましてや他国との条約等によって放棄できるなどという法理はありえない。

現代社会において、個人の権利を尊重すべき立場にある国家が、別の法主体である個人の権利を放棄し、あるいは消滅したとする法的な根拠は存在しない。

日韓条約及び日韓協定を含め日本が当事国となっている条約の放棄条項については、日本国民の外国に対する請求権についても、外国人の日本国に対する請求権についてみても、他の諸国間の規定と異なり、その所属国における補償義務が規定されていない。国内補償義務が規定され、現実はその補償がなされるのであれば、外交保護権が放棄されたとしても、個人の請求権は、結果的には満たされたことになる。しかしながら、日本国が当事国となっている諸条約等（ミクロネシア

協定、阿波丸協定を除く。)には、日本国あるいは相手国の国内補償義務を規定した条項は入っていない。かかる場合、国家が一方的に個人の権利を放棄し、所属国により補償も受けられないことは、国家間の一方的な取り決めにより何ら被害救済を受けられない棄民を作り出してしまおうという極めて残酷かつ冷血な結果を招くことになり、いかなる法規範もこれを許容しないことは明らかである。

4 前項 1 乃至 4、8 乃至 10 及び前 2 に例示した日本国政府が日韓協定等の解釈を公に発表する行為並びに前項 5 乃至 7 に例示した従軍慰安婦への日本国の関与に関する調査結果を公に発表する行為は、戦後補償等を日本国に求めようとする被害者らの日本国に対する個人的賠償請求の可否について情報を与え、その請求の意思や意欲に影響を及ぼす。加えて、日韓協定の解釈といった重要な政治情報を日本国の市民に対して提供することにより、日本国の市民をして戦後補償を請求している被害者の立場を説明し、被害者らへの戦後補償の必要性の当否に対する世論形成に重大な影響を及ぼす。

5 日本国政府は、その公務員をして、原告らを含む韓国人被害者の被害事実に対し、これまで一切の個人的賠償ないし補償をしたことは

なく、同被害者らの被害が何ら救済されていないことを知りつつ、日韓協定により解決済み論及び外交保護権の相互放棄論の曲解を一貫して公表してきた。

日本国による原告らを含む韓国人被害者に多大の被害を被らせた朝鮮の植民地支配及び朝鮮人の強制連行や動員が、当時の国際法に照らしても非人道的であり極めて高度に違法なものとされていた。日本国政府としては、とりわけ法案提出権を有する行政権を担う公務員としては、かかる日本国の違法行為の結果を日本国の責任において積極的に負担し、被害者の救済を図るべきとの視点に立って、補償立法法案を作成提出したり、同法案の前提となる日本国の法的責任を是認することが、道義的国家たるべき義務の具体的内容として憲法上要請されていたにもかかわらず、被害者救済の入り口となるべき被告の国家責任を終始否定し続けた。

日本国政府、とりわけ条約や法律の第一次的有権的解釈をなしうる行政権を担う公務員としては、歴史を正しく理解し、有能な官僚機構による調査能力を尽くして、韓国人被害者の被害事実及びこれに対する日本国の加害事実を調査する義務が道義的国家たるべき義務の具体

的内容として憲法上要請されているにもかかわらず、これを怠り、前項5乃至7のとおり、調査を尽くさないまま安易に従軍慰安婦に対する日本国の関与を否定してきた。6 したがって、日本国政府の公務員がなした前項1乃至10の行為は、道義的国家たるべき義務に違反する違憲・違法なものである。

三 本件公娼発言（前項11の行為）について

1 本件公娼発言は、前項1乃至4、8乃至10の発言内容と異なり、従軍慰安婦とされた原告らの被害事実を真っ向から否定するものであり、かつ、前項5乃至7の発言内容が調査中故に日本国の関与を肯定できないというものと異なり、端から「慰安婦は当時の公娼」と決めつける点（しかも、当時は既に日本国政府は従軍慰安婦への軍の強制的関与を肯定する公式見解を明らかにしていた。）、発言者が本件訴訟の被告代表者である法大臣である点において、従軍慰安婦とされた原告らに対する決して看過できない重大な権利侵害である。

2 本件公娼発言以前の数年間、従軍慰安婦問題を含め日本国の戦後補償ないし戦争責任問題は、日本国政府の重要な政治課題となっており、同問題に関する公務員の発言は、単なる私的見解で終始すること

はなく、外交問題になることは勿論、公にその存在を表明している戦争被害者らの利益不利益に直接的に影響を及ぼすまでになっている。かかる影響力がある公務員の発言は、「公権力の行使」に該当する。

この点、本件公娼発言の影響力は、これが直ちにマスコミが報道し、韓国政府が即抗議したこと、元従軍慰安婦であったとして、本件訴訟以来、その氏名、姿を法廷、集会、新聞、テレビ等において広く日韓両国の公衆の知るところとなっていた原告らの人格及び名誉に直接的に影響を与えるものであることから、本件公娼発言も「公権力の行使」に該当する。

3 法務大臣は、日本国が当事者となる裁判において国を代表する職務を行うところ、同裁判に密接に関わる事項を、裁判外であっても報道機関のインタビューなど公の立場で発言することは、職務に関連する行為といえる。

この点、本件公娼発言は、永野元法務大臣が法務大臣の地位にありながら、現に係属している本件訴訟のうち従軍慰安婦に関する部分に密接に関わる事項を、共同通信記者という報道機関に発言したものであるから、職務に関連する行為といえる。

4 原告甲花子及び原告乙松子は、一九九二年一月二二日に本件訴訟を提起し、原告丙竹子は、一九九三年一月一三日に本件訴訟に追加提起し、それぞれ訴状が被告に送達されている。日本国は、一九九三年に、元従軍慰安婦への聞き取り調査等を行い、河野洋平官房長官談話として、同調査結果を発表し、従軍慰安婦の募集に日本国官憲が加担し、強制的な手段により募集した事実や、慰安所の開設・準備・管理に旧日本軍が関与していた事実を認めた。また、被告は、本件訴訟一九九三年一月一三日準備書面にて、右調査結果に沿う内容の答弁をした。

本件公娼発言は、被告側の右一連の行為に逆行するものであり、信義則上の禁反言の原則に反する違法な行為である。

5 永野元法務大臣は、法務大臣に任命されうるだけの識見を有しているのであるから、従軍慰安婦への軍の強制的関与を認めた政府発表、本件訴訟を含む国家賠償請求訴訟が提起されていること、原告らを含めた多くの元従軍慰安婦の女性が名乗りを上げていることも認識していたか又は容易に認識し得たのであるから、本件公娼発言により従軍慰安婦とされた原告らの人格及び名誉が侵害されることにつき、故意

又は過失があった。

四 原告らの損害

原告らは、日本国政府の何らの謝罪及び賠償も無いまま、長い苦しい戦後の生活の中で、深い傷を癒してきた。

にもかかわらず、日本国政府の公務員の前項 1 乃至 1 1 の行為は、原告らを含む韓国人被害者の日本国に対する賠償ないし補償請求の意思及び意欲を阻害し、日本国市民をして韓国人被害者に対する偏見を助長し、日本国の戦争及び植民地支配の責任に対する世論形成を誤導するものである。

その結果、原告らは、その心を切り裂かれ、原告らの人格及び名誉は深く傷つけられた。原告らの精神的苦痛は、日本国政府が破廉恥で無責任な態度を取り続ける中で、原告らの癒し難い傷が、時の流れという薬によって、ほんの少し治りかけたところに塩を擦り込むに等しい行為による被害である。

したがって、原告らの損害を金銭的に評価することは困難であるところ、敢えて評価するならば、従軍慰安婦とされた原告甲花子、原告乙松子及び原告丙竹子については、各々金一〇〇万円、その余の女

子勤勞挺身隊として強制連行された原告ら七名については、各々金三〇〇万円と評価できる。

また、原告らの精神的損害は、金銭的賠償だけでは絶対に回復し得ないものであるから、国家賠償法第四条、民法七二三条の適用により、本件訴訟一九九二年一月二五日訴状及び一九九三年一月一三日訴状記載の請求の原因第一項の公式謝罪を求める。

第九 結語

この下関の地は、日韓の交通の要として、よりグローバルには、アジアに開かれた日本の玄関としての顔を持つ。

我々が下関に提訴し、日本国がこれに応訴したことは、アジアに対する植民地支配と強制連行の歴史の玄関に足を踏み入れ、その扉に手をかけたことに他ならない。その扉を開きアジアから見た歴史の海に我々と日本国を招き入れたのは、他ならぬ原告らである。本件訴訟の審理を通して、我々はその目を凝らし耳を澄ませ、歴史の海深く置き去りにされていた原告らの正姿に触れることができたであろうか。それとも目を瞑り、耳を塞ぎ、心をも閉ざしてしまったのであろうか。

遅すぎた船出ではあるが、我々は、この下関からアジアに向かって、

日本国の謝罪を記した帆を立てた償いの船を送り届けなければならない。
い。

原告らが一日千秋の思いで船を待つ港まで、帆を満たす風が吹くことを信じて、弁論を結ぶ。

別紙二

第一 原告らの請求の根拠（法的主張）に対する被告の反論

原告らが本訴請求の法的根拠として主張するところは、（１）国家賠償法の類推適用に基づく損害賠償請求、（２）大日本帝国憲法（以下「明治憲法」という。）二七条に基づく損失補償請求、（３）立法の不作为による国家賠償請求、（４）挺身勤労契約の債務不履行による損害賠償請求、及び（５）不法行為による国家賠償請求の五点であるが、右各主張は、以下に述べるとおり、いずれも失当である。

一 国家賠償法の類推適用に基づく損害賠償請求等について

１ 原告らは、各訴状の第二の二の１、平成六年六月二〇日付け第一準備書面の第二、平成七年二月二七日付け第三準備書面の第三及び第四、平成七年八月二一日付け第五準備書面の第二及び第三並びに平成

九年（一九九七年）六月一六日付け第九準備書面（以下「第九準備書面」という。）の第七の一において、日本国は、カイロ宣言の遵守方を義務付けているポツダム宣言の受諾により、右各宣言を日本国憲法の根本規範とした結果、明治以来の日本の侵略戦争、植民地支配を不法なものとした上、日本国憲法前文により、「道義的国家たるべき義務」を自ら負担し、国家総動員法及び国民徴用令等により日本等へ強制的に連行・動員されて従軍慰安婦ないし女子勤労挺身隊にさせられて、人格権上又は財産上多大の損害を被った原告らに対し、謝罪と損害賠償を行うための立法を義務付けられているものであるところ、右のような義務を具体化する立法が欠けていても、右義務自体が裁判規範となるので、被告は、原告らに対し、国家賠償法の類推適用により、その損害を賠償するとともに、同法四条、及び民法七二三条の類推適用により、公式謝罪をする義務がある旨主張する。

しかしながら、被告準備書面（１）の第二の一で述べたとおり、そもそもポツダム宣言は、（a）軍国主義の除去、（b）連合国による日本国の占領、（c）領土条項、（d）日本国軍隊の武装解除、（e）日本国民の取扱い（戦争犯罪人の処罰を含む。）、（f）日本国の産

業の取扱い、(g) 連合軍の撤収、(h) 日本国軍隊の無条件降伏等を規定するものにすぎず、具体的に我が国の根本規範である憲法の条項をどうするかまでを決めたものではないのである。

さらに、カイロ宣言には、原告らの主張の文言(訴状五ページ。ただし、正確には被告準備書面(一) 二四、二五ページのとおり。) があるが、同宣言は、アメリカ合衆国、イギリス及び中国の三国の首脳が、戦争遂行中である昭和一八年一月二二日から同月二五日までの間、カイロにおいて、重要な対日講和条件について協議した(カイロ会談) 結果を宣言し、日本の領土等の処理に係る原則を言明したものであり、その中で朝鮮を独立させるという右三国の基本方針を明らかにしたものであって。原告らの主張するように明治以来の日本国の侵略戦争、植民地支配を不法なものと認め、その結果の回復を要求しているものではない。

加えて、憲法には本文のほかに、その制定の理由が基本原則などを宣明する前文を付するのが通例であり、日本国憲法の前文も、憲法制定の理由とともに新生日本の根本法として基本的な思想や原則を明らかにしているが、この前文の持つ法的性質は、「具体的な法規範を定

めるものではなく、憲法の基本原則を抽象的に宣明したものであり、本文の各条項の背後にあってその解釈を指導するものではあっても、その基本原則も、司法審理における具体的な裁判基準たる法規範となるためには、本文の各条項で具体化されることを要し、前文のみでは裁判が準拠する規範となるものではないと解する。」(伊藤正己・憲法五七ページ)の相当である。

そうすると、日本国憲法前文が、日本国政府に対し、謝罪と国家賠償を求め得る裁判規範となり得る余地は全くなく、その主張が失当であることはいうまでもない。

また、仮に、原告らが主張するように、日本国憲法が、平和主義に関して国に道義的義務を課するものであったとしても、道義的責任とは、飽くまで倫理的・道徳的責任であって、法的な責任とは区別されるべきものであるから、その責任をどのように果たすかは国会及び政府の政治的な判断、ひいては国民の政治的な判断にゆだねられているものであり、原告らが主張する「道義的国家たるべき義務」が直接国に対して、謝罪と賠償の立法を行うべきことを義務付けるものであるということはできない。

2 国及び公共団体の賠償責任を明記した現行日本国憲法は、昭和二十一年十一月三日に公布され、その施行を公布の日から起算して六か月を経過した日からと定め（同法一〇〇条一項）、昭和二十二年五月三日から施行されるとともに、憲法一七条にのっとり、国家賠償法が昭和二十二年一月二七日に公布され、同日から施行された。

そこで、日本国憲法及び国家賠償法制定前における国等の賠償責任についてみるに、我が国は、ポツダム宣言の受諾に伴い、連合国最高司令官の占領の下で、明治憲法の改正作業に入ったが、この改正手続は明治憲法七三条の改正手続にのっとり行われたものであって、現行日本国憲法制定の日までは、明治憲法秩序の下にあったものと考えられる（佐藤幸治・憲法〔新版〕七三ページ）ところ、明治憲法下においては、公務員の違法行為に関して、一般に国に賠償責任を認める法令上の根拠はなかった。そして、大審院判決も一貫して公務員の違法な公権力の行使に関して国の賠償責任を否定していたのである（大審院明治四三年三月二日判決・民録一六輯一六九ページ、同昭和一〇年八月三十一日判決・新聞三八八六号七ページ、同昭和一四年四月二六日判決・新聞四四三五号一三ページ）。さらに、前記経緯で制定され

た国家賠償法の附則六項によれば、同法施行前の行為に基づく損害については従前の例によることとされており、この規定により、同法施行前における公務員の違法な公権力の行使について、国は損害賠償責任を負わないとされている（最高裁昭和二五年四月一日第三小法廷判決・国家賠償法の諸問題五九ページ、東京高裁昭和四六年十一月二五日判決・高等裁判所民事判例集二四巻四号四一九ページ、古崎慶長・国家賠償法二六一ページ参照）。

ところで、そもそも類推適用とは、ある事項について規定された法規を類似の他の事項に適用することをいう（新法律学辞典第三版一四五五ページ）ものであるから、ある事項について規定された法規が、類似の他の事項が生じた当時、有効に存在することを当然の前提としているのである。しかるに、本件は、いずれも国家賠償法施行前において生じたものであるから、国家賠償法を類推適用する余地はなく、また、その結果同法四条、民法七二三条を類推適用する余地もないので、原告らの右請求が理由がないことは明らかというべきである。

原告らの主張は、類推適用の名の下に、法律不そ及の原則及び国家賠償法の附則六項の規定を無視したものであり、到底是認し得るもの

ではない。

3 以上によれば、原告らの国家賠償法の類推適用に基づく損害賠償請求の主張は、その余の点について判断するまでもなく、失当といわなければならない。

二 明治憲法二七条に基づく損失補償請求について

1 原告らは、各訴状の第二の二の2、平成七年五月一五日付け第四準備書面の第一の二並びに第九準備書面の第七の二において、原告らは、日本国の積極的な植民地支配及び戦争という国策に基づき、欺罔ないし力づくで日本等へ強制的に連行され、従軍慰安婦ないしは女子勤労挺身隊にさせられ、奴隷的労働に従事させられたことは「公共の用」に供されたものであり、その身体・精神に生涯いえることのない傷を負い、労働力の多くを喪失し、家族からも離れ、生計維持に困窮するなど、人格権上あるいは財産上多大な損害を被ったものであって、このことは、受忍限度を超えた人格権や財産権の本質的内容を侵すほど強度の損失であって特別の犠牲に当たるところ、原告らの被った右損失の原因たる行為は、明治憲法下になされたものであるから、明治憲法二七条に基づき、被告に対し、損失補償の請求ができる旨主張す

る。

しかしながら、被告準備書面（二）の第二の二において述べたとおり、そもそも損失補償とは、国の適法な公権力の行使によって加えられた財産上の特別の犠牲に対し、全体的な公平負担の見地からこれを調整するためにする財産補償をいうところ、原告らの請求権の発生根拠についての主張内容からすれば、原告らが求めているものは、違法行為に基づく損害賠償であって、適法行為に基づく損失を補償する損失補償の範ちゅうに属さないものとみざるを得ない。したがって、原告らの損失補償請求は、既にこの点において失当というべきである。

右のとおり、原告らの損失補償請求は、その立論において失当と解されるのであるが、以下念のため、原告らが被告の適法行為を責任原因とする損失補償を請求していることを一応の前提として、その主張に対し反論することとする。

2 明治憲法の下における損失補償制度について

原告らは、本件損失補償請求の原因である日本国の行為当時の憲法である明治憲法の下においては、本件に関する補償立法が存しないことを自認しながら、本件においては、明治憲法二七条の近代市民法理

に依拠する財産権の保障が不可欠に内包する正義公平の理念に基づいて、国の補償義務は認められる旨主張する。

そこで、明治憲法下における損失補償制度について検討する。

(一) 明治憲法二七条は、一項において「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ。」と規定し、その二項において「公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル。」と規定するのみで、公益のためにする所有権等の財産権の制限につき、一般的に補償を与えるべきものであるか否かに関しては明文の規定を欠いていた。右規定によれば、明治憲法下においては、公益のためにする必要な処分は法律をもって定められるべきことを要件とするにとどまり、法律をもってすれば、いかなる定めも不可能ではなく、所有権の侵害に対して補償を与えるか否かは法律によっていかようにも定めることができたものと解される(田中二郎・行政上の損害賠償及び損失補償二二六ページ)。ちなみに、当時の学説の支配的見解を代表する美濃部達吉博士は、「民法上の損害賠償に付いては、民法に一般的の規定が有り、これに該当する場合には当然に賠償義務を生ずるに反して、公法上の損失補償に付いては、此の如き一般的の規定は欠けて居り、唯特別の場合に付きそれ

それに特別の規定が有るに止まる。若し法律に別段の規定が無ければ、それは正当の権限に基づく適法な公法的行為に因って生じた損失であるから、人民は其の損失を受忍する義務があるものと解するの外なく、法律の規定あるを待たずして当然に損失補償を請求する権利あるものとは認むるを得ない。」(美濃部達吉・日本行政法上巻三五七ページ)として、損失補償請求権は法律に規定のある場合にのみ認められていた。また、明治憲法下の裁判例も一貫してそのように解していた(東京控訴院明治三十七年六月四日判決・新聞二一六号二三ページ、秋山義昭・国家補償法〔現代法学全集(7)〕一五四、一五五ページ)。

したがって、そもそもどのような場合にどの程度の損失補償を認めるかは全く立法政策の問題であったというべきであり、そのような補償立法が存在しない以上、公益のため財産権に対する処分・制限がされたとしても、国民は損失補償の請求をすることができないと解されていたのである。このような結論は、明治憲法下の損失補償については、法律に定めのあるものを除き裁判上の請求手続がそもそも存在しなかったのであるから、もともと同憲法下における訴訟制度の予定するところでもあった。すなわち、「行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受

理セス」(行政裁判法一六条)と定められていたことから、行政裁判所に損失補償を求める訴えを提起することはできず、補償を認める法律があってこれに基づき損失補償を求める場合に初めて、訴願又は通常裁判所への出訴が許されていた。

そして、訴訟を認める法律がない場合は、損失補償請求権が公権に属するということから、通常裁判所へ出訴をすることはできないとするのが通説であり(美濃部・前掲書三六〇ページ、秋山・前掲書一五四ページ)、確立した判例の立場でもあった(大審院明治四〇年五月六日判決・民録一三輯四七六ページは、「国家行政ノ機関タル行政官カ該令ニ遵由シテ臣民ノ物件ヲ徵発シ之ニ賠償金ヲ下付スルカ如キ行為ハ総テ公法上ノ支配ヲ受クヘキハ当然ニシテ素ヨリ一私人間ノ権利関係ヲ規定スル私法上ノ支配ヲ受クヘキ理ナキハ言ヲ俟タサル所ナリ然ラハ即チ本案徵発令ニ従ヒ下付スヘキ徵発物ノ賠償ニ関スル請求事件ニ付キ通常裁判所即チ司法裁判所ハ管轄権ヲ有セサルヤ多ク言ヲ要セサル所ナリ何トナレハ通常裁判所ハ法律ニ明文アル場合ヲ除キ民事即チ私法上ノ訴訟ヲ裁判スルモノニシテ公法上ノ訴訟ヲ裁判スル権限ヲ有スルモノニアラサレハナリ(裁判所構成法第二条参照)」として

いる。)。

以上によれば、明治憲法下における損失補償は、法律の明文規定があつて初めて認められる制度であつたというべきであり、補償立法が存在しないことを前提としながら、明治憲法二七条を根拠に直接補償請求権が発生するとする原告らの前記主張は、その前提において既に失当である。

なお、この理は、明治憲法を頂点とする当時の国法秩序が国家の違法行為に対して採っていた姿勢と比較してみると、より明確になる。

すなわち、明治憲法下においては、国家の違法行為に対してさえも国家無責任の原則が支配しており、官公吏の違法な行政活動によって生じた損害に対する国の損害賠償責任は認められないと考えられていた。また、行政裁判法一六条は、前記のとおり「行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理セス」と規定し、損害賠償事件は行政裁判所の管轄から除外されていた。ただ、官公吏に故意又は重過失のある場合に当該官公吏の個人責任を認める規定（例えば公証人法六条、戸籍法四・六条、不動産登記法一三条、民事訴訟法五三二条など）が存するにとどまっていた。したがって、明治憲法の下では、権力的な作用に関する

限り、国の賠償責任が認められる余地はなく、大審院の判例も一貫して国の責任を認めることはなかった。すなわち、違法な租税の徴収及び滞納処分（大審院昭和一六年二月二七日判決・民集二〇巻二号一一八ページ）、特許法による特許の不与処分（大審院昭和四年一〇月二四日判決・新聞三〇七三号）、違法な行政執行（大審院昭和一六年一月二六日判決・民集一七巻二四号二六八九ページ）、印鑑証明事務（大審院昭和一三年一二月二三日判決・大民判全集九輯一一号六ページ）等に基づく損害については、むしろ加害行為が権力的作用であることを理由に、国の損害賠償責任が否定された。しかし、当時の判例は、この権力的作用の範囲を比較的広く解する傾向にあり、消防自動車の試運転中の轢殺事故（大審院昭和八年四月二八日判決・民集一二巻一〇二五ページ）等も権力的作用による損害であるとして、民法の適用を否定している。このような判例の態度は、学説によっても一般に支持されていた（美濃部・前掲書三四八ないし三五四ページ、佐々木惣一・改訂日本行政法総論六七〇ページ、田中・前掲書一六、一七ページ、秋山・前掲書二四、二五ページ）。このように、明治憲法下においては、権力的作用に基づく違法行為による国の損害賠償責任さ

えも認められていなかったのであるから、まして適法行為による損失補償責任が明文の規定もないのに認められるはずのないことは自明のことであったというべきである。

(二)これに対して、原告らは、田中二郎博士の見解を引用しながら、明治憲法の下で損失補償に関し立法が存しない場合には、憲法上の原理から条理に基づき直接に損失補償を求めることができると解されていたと主張する(各訴状第二の二の2の(一))。

しかしながら、同博士自身、「補償に関し特別の規定のない場合には、普通は補償を与えぬ趣旨と解することが法の精神に合する所以であるといひ得よう。」(田中・前掲書二二八ページ)としているように、一般的には、補償規定のない場合は、損失補償請求権が発生しないことを是認している。そして、同博士の見解というのは、「補償に額其の他に付て規定のない場合に、補償の性質に鑑み条理に従って解決が為されねばならぬことは一般的に認められている所であらうが、補償の原因に付ても、条理により、現行の規定を類推して之を肯定すべき場合が必ずしも絶無ではないであらう。」(同二二九ページ)としていることから明らかなように、一般に条理を用いるべきであると

しているのは補償の額等について規定のない場合であり、そもそも損失補償をするか否かという補償の原因との関係では、極めて控えめに、かつ、限定的に条理上補償の与えられるべき場合が存する可能性を示唆しているにすぎず、原告ら主張のように、一般的に、およそ立法が欠けつする場合には憲法の条項を直接の根拠として補償がされるべきであるとするものではない。

また、同博士の見解は、右のとおり、損失補償の規定が存しない場合、条理によって直ちに損失補償請求権が発生するとするものではなく、飽くまでも「現行の規定」を前提として、これに類推解釈を施してその発生を肯定しようとするものであるところ、原告らは、この類推すべき「現行の規定」について全く言及していない。

しかも、同博士の立論は、財産上の特別の犠牲が発生した場合を前提としていることは明らかである。すなわち、同博士は、公法上の損失補償とは「国家（略）が其の国家的公権の行使に因り特定人に対し其の者自身の責めに帰すべき事由に基づくものではなくして経済上に特別の犠牲たる損失を加へ又は加へんとする場合に、その財産上の損失を補填する為に負う所の公法上の金銭給付義務を謂う」とする美濃

部博士の定義を前提とし、そこでいう損失が「経済上の特別の犠牲」であることを中核的な要件としているのである(田中・前掲書一九八、一九九ページ)。したがって、田中博士の立論は、本件のような国家の行為により生じた生命・身体に対する損失の補償というようなことを全く想定していないことは明らかであり、そもそも明治憲法下においては、生命・身体に対する損失補償ということ自体およそ考えられなかったのである。

以上のように、原告らの引用する田中博士の見解をもって、本件損失補償請求権を根拠付けることは到底できないものである。

(三)なお、原告らは、明治憲法下において立法の欠けつの場合には憲法の条項から直接に国家補償がされるべきであるとする趣旨の裁判例として東京地方裁判所昭和三三年七月一九日判決(下民集九卷七号一三三六ページ)を挙げ(各訴状第二の二の2の(一))、本件損失補償請求の論拠として援用している。

右判決は、明治憲法施行当時、知事の要請に基づいて歌舞練場を進駐軍専用キャバレーに転用したため損失を被ったとする原告が国に対して金員を請求したことに対し、中間判決で「本件につき被告は原告

に対して損失補償の責任がある。」との判断を示したものであるが、前記のとおり、明治憲法を頂点とする法体系の中で、補償立法の欠けつする場合は、国家補償請求権が発生しないものとするのが理の当然であるにもかかわらず、このような請求権の発生を認めようとするものであって、それ自体明治憲法下における損失補償制度の在り方を正解しない判決であるといわざるを得ない。しかし、仮に、右判決の見解に立ったとしても、これは、そもそも財産上の損失に対する補償を認めたものであって、本件のような生命・身体に対する侵害に係る損失の補償を予想したものではなく、このことは、右判決が公法上の損失補償制度の存在意義につき、「国家が私有財産制を保障する反面において、国家の任務の発展積極化に伴い、その活動が多かれ少なかれ必然的に国民の個人生活と接触し、これに影響を及ぼさざるを得ない趨勢を辿ることを免れないことからして、正義と公正の観念を基礎として、特定人に生じた特別な犠牲は全体の負担においてこれを補償すべきであり、且つ、かくすることによって私有財産権の尊重とこれに対する公益上の必要に基づく制限の要請と調和し、法律生活の合理的安定を確保し、延いては将来への予測の可能性を実現しようとする

ころに、その基盤を求めるべきものであり、基本的人権の補償の一貫として私有財産制を採る諸国家においては、漸次右損失補償制度の進展が図られているのであって、旧憲法下のわが国もその例外ではなかった」（下民集九卷七号一三五〇ページ）と判示しているように、私有財産制度との調整を強調していることから明らかである。したがって、右判決は、財産権上の損失についてはともかく、人格権上の損失についてはその補償請求の論拠として援用することはできない。

3 以上のとおり、原告らの主張する損失については、明治憲法下においてはもちろん、現行憲法下においても、損失補償請求権が発生する余地が全くないのであるから、右主張は失当というべきである。

三 立法の不作為による国家賠償請求等について

1 原告らは、各訴状の第二の二の3、平成七年八月二一日付け第五準備書面の第一並びに第九準備書面の第七の三において、個々の国会議員も公務員である以上、各人に課せられた憲法上の立法義務に違背する不作為は、国家賠償法上の違法行為と評価されるべきであり、判例も「作為義務が憲法上明文をもって定められているか又は憲法解釈上その義務の存在が明白な場合」には不作為による国家賠償責任の発

生を認めているとして、東京地方裁判所平成元年（一九八九年）四月一八日判決（判例時報一三二九号三六ページ、具体的な判示部分は五九ページ）を引用し、憲法前文、九条、一四条、一七条、二九条一項及び三項、四〇条、九八条二項を総合すれば、憲法解釈上、個々の国会議員に対し、侵略戦争・植民地支配により被害を受けた個人への戦後賠償ないし補償立法をすべき義務が課せられていることは明白である旨主張する。

2 被告準備書面（三）の第二において主張したとおり、国会議員の立法行為（立法不作為を含む。）についても国家賠償法一条の適用があることは、最高裁判所昭和六〇年十一月二一日第一小法廷判決（民集三九卷七号一五一二ページ）で認められているところであるが、同判決は、同条一項の要件である「違法性」の意義につき、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背」することをいうものである旨判示している。

そこで、この点について検討するに、右「違法性」は、公務員が国民に対する関係で行為規範に違反し、法的保護に値する利益を侵害したかどうかにより評価すべき問題であるところ、国会議員が立法を行

うについては画一的な行為規範があるわけではなく、法律は多種多様の利害関係が対立する中から各種の調整・譲歩を経て最終的に多数決原理で形成されるものである。また、立法行為の規範たるべき憲法自体の解釈について国会議員間に意見の相違があっても、何ら異とすべきではないし、国会議員は、自由な立場で討論、表決に加われればよいのであって、院外で責任を問われることもない。国会議員は選挙を通じて政治的責任が問われるだけである（最高裁判所判例解説民事篇昭和六〇年度三七七ページ以下参照）。

したがって、立法不作為について国会議員には、原則として個々の国民に対する法的義務が生じることはなく、国会議員は、右義務違反につき国家賠償法上の責任を問われることはない。前記最高裁判所判決は、「国会議員の立法行為は、本質的に政治的なもの」であるとした上、「その性質上法的規制の対象になじまず、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から、あるべき立法行為を措定して具体的立法行為の適否を法的に評価するということは、原則的には許されないものといわざるを得ない。（中略）国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、

個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」と判示している（最高裁昭和六二年六月二六日第二小法廷判決・判例時報一二六二号一〇〇ページ、最高裁平成二年二月六日第三小法廷判決・訟務月報三六卷一二号二二四二ページ参照）。

このように、国会がいつ、いかなる立法をすべきか、あるいは立法しないかの判断は、国会の裁量事項に属するのであって、仮に国会議員の立法不作為が、国家賠償法上違法であると評価される場合があるとしても、それは前記最高裁判所昭和六〇年十一月二一日第一小法廷判決が指摘するように憲法の一義的な文言に違反している場合のように、極めて例外的な場合に限られるのである。

3 ところが、原告らが被ったと主張する損害は、一種の戦争損害であって、これに対する戦後補償は憲法の全く予定しないところであり、

憲法上はもとより憲法解釈上もこのような補償立法義務が存在するとはいえないものである。そして、このことは、原告らの引用に係る東京地方裁判所判決も是認しているところである。

4 以下、念のため、原告らが主張する憲法の各規定について、更に検討を加えておくことにする。

(一) 原告らが挙げる憲法前文、九条、一四条、一七条、二九条一項及び三項、四〇条、九八条二項の諸規定を総合しても、憲法が戦後補償をすべき義務を一義的明確に規定しているとは到底いえない。

(二) さらに、原告ら主張の右憲法の前文及び各条文を個別に検討してみても、次に述べるように、それら憲法の各規定の解釈上、戦後補償に関する法律の立法措置義務を認めることはできない。

すなわち、第一に、本準備書面第一の一の1において主張したとおり、憲法前文は、憲法の基本原理の宣示であって、具体性を欠いているもので、裁判規範性はなく、前文から具体的な立法措置義務が生じることはあり得ない。なお、原告らが主張する「道義的國家たるべき義務」が直接国に対して、賠償の立法を行うべきことを義務付けるものでないことは、被告準備書面(二)の第二の一及び本準備書面第一

の一の1において主張したとおりである。

第二に、憲法九条は、国の戦争放棄、軍備及び交戦権の否認を規定しているとはいえ、同条の理念である平和主義及び国際協調主義から直ちに、国に対して戦争被害者に対する補償の立法を行うべき義務までが認められるものではない。

第三に、憲法一四条は、国政の高度の指導原理として、法の下の平等原則を宣言したものであり、その裁判規範としての効力は、同条に違反する法令、処分等の効力を無効（違法）とするにすぎず、同条を根拠に実体法上の請求権が発生したり、立法措置義務が生じたりする余地はない。

なお、いかなる者に対して戦争被害に対する補償をするべきかは、前記のとおり国会の裁量にゆだねられているものであり、例えば戦傷病者戦没者遺族等援護法により旧軍人軍属についてはその救済措置を講じながら、一般民間人戦災者については何ら補償措置を講じていないことにつき、日本国内で米空軍の空襲に遭い、身体障害を受けた一般民間人戦災者が、国に対し、一般民間人被災者について何らの立法措置を講じていないのは、憲法一四条、一一條、一三條、一五條及び

一七条に違反するとして、国会議員の立法不作為を国家賠償法一条一項の適用上違法であるとして、損害賠償請求をした事件において、前記最高裁判所昭和六二年六月二六日第二小法廷判決は、「戦争犠牲ないし戦争損害に対しては単に政策的見地からの配慮が考えられるにすぎないもの、すなわち、その補償のためには適宜の立法措置を講ずるか否かの判断は国会の裁量的権限に委ねられるものと解すべきことは、当裁判所の判例の趣旨に徴し明らかというべきである」と判示している。

第四に、憲法一七条は、国家賠償法の制定を規定するにすぎず、賠償を請求するための要件を法律の定めにゆだねているのであって、プログラム規定と解されており、同条から直ちに戦後補償についての立法措置義務が生じることはないのである。

第五に、憲法二九条一項及び三項は、財産権の保障及び財産権についての特別な犠牲に対する補償を規定しているが、原告らの主張する損害は、そもそも財産権についての特別な犠牲ということはできないものである。また、前記のとおり、戦争被害に対する補償は憲法の全く予想しないところであり、戦争犠牲ないし戦争損害に対しては単に

政策的見地からの配慮が考えられるにすぎないのである。すなわち、その補償のために適宜の立法措置を講ずるか否かの判断は国会の裁量にゆだねられているのであり、憲法二九条三項の適用の余地がないことは、最高裁判所昭和四三年一月二七日大法廷判決（民集二二巻一 二二〇八ページ）が、「このような戦争損害は、他の種々の戦争損害と同様、多かれ少なかれ、国民のひとしく堪え忍ばなければならぬやむを得ない犠牲なのであって、その補償のごときは、さきに説示したように、憲法二九条三項の全く予想しないところで、同条項の適用の余地のない問題といわなければならない。」と判示しているところである。

第六に、憲法四〇条は、刑事補償請求権を規定するが、その法条から明らかなように、刑事手続にのっとって無罪の裁判を受けた場合を前提にするものであって、原告ら主張のような強制連行、強制労働等を強いられた人々に対して補償すべきことを規定したのではなく、同条から戦後補償についての立法措置義務が生じる余地はない。

第七に、憲法九八条二項は、「確立された国際法規は、これを誠実

に遵守することを必要とする」と規定し、この「確立された国際法規」とは、国際社会で一般に承認され、実施されている国際慣習法をいうと解されているところ（清宮四郎・憲法（新版）四四三、四四四ページ、樋口陽一ら共著・注釈日本国憲法下巻一四九四ページ）、原告ら主張の二、三の例のみによって、戦後補償をすることが、国際慣習法として確立しているといえないことは明らかである。

また、外国において戦争被害に対する補償に関する立法措置を講じている国が存在しているとしても、それはその国における個々の具体的な事実関係ないし事情に即して戦争被害に対する補償に関する立法措置が講じられているのであって、それらとは事実関係も事情も異なる他の国において、同様の補償に関する立法措置が講じられるべき義務が一律に存在するということはあり得ないことである。すなわち、このような補償についての立法をすべきか否かは各国の自主的な判断にゆだねられているものであって、本件のような場合において、戦後補償をすることが、国際慣習法として確立しているものではなく、我が国において戦後補償についての立法措置義務が生ずる余地はないものというべきである。

5 以上述べたとおり、本件は、戦後賠償ないし補償の立法措置義務が憲法の一義的な文言上認められるにもかかわらず、国会があえてその立法措置をせずに放置してきたというような例外的な場合に当たらないことが明白であって、原告らの主張は失当といわなければならない。

四 挺身勤労契約の債務不履行による損害賠償請求について

原告らは、平成八年一〇月二三日付第八準備書面並びに第九準備書面の第七の四において、日本国の公務員であった国民学校の校長らが、「女子挺身勤労令」に基づき、日本国家の制度としての女子勤労挺身隊への入隊勧誘（申込み）を行い、これに対して、挺身隊原告らが志願（承諾）の意思表示を行ったことにより、右原告らと被告の間には非典型契約である挺身勤労契約が締結されたものであり、被告が右契約に基づく債務の本旨に従った履行をしていないから、被告には債務不履行責任がある旨主張する。

しかし、被告準備書面（八）において主張したとおり、原告らが主張するような私法上の契約として挺身勤労契約なるものがそもそも存

在していたのか、また、仮に、国民学校の教師等が挺身隊原告らに対し何らかの働きかけをしたとしても、それが挺身勤労契約の申込みとしての意思表示の趣旨でなされたといえるのか、さらに、国民学校の教師等に右のような意思表示をし、あるいは契約を締結し得る権限ないし法的根拠が存するのか、といった多くの疑問がある。

なお、被告としては、原告らの主張する挺身勤労契約の内容について否認するものであるが、そもそも原告らが主張する挺身勤労契約は、雇用のあつせんないし仲介をする契約と解されるから、就労先の労働条件を保障し、安全配慮義務を負うことまでは、契約の内容になっているとは考えられず、この点からしても原告らの右主張は失当であるというべきである。

以上のとおり、債務不履行の前提となる契約関係が存在しないのであるから、原告らの挺身勤労契約に基づく債務不履行責任がある旨の主張は、その余の点について判断するまでもなく理由のないものといわざるを得ない。

五 不法行為による国家賠償請求について

1 日本政府の態度表明及び国会答弁について

(一) 原告らは、各訴状の第二の三、平成七年二月二七日付け第二準備書面並びに第九準備書面の第八の一及び二において、日本政府が、

(1) 強制連行された朝鮮人から、その個人的被害についての損害賠償又は損失補償を求められ、あるいは訴訟を提起された際、一貫して、日韓両国と両国民間の請求権の問題は昭和四〇年の日韓請求権・経済協力協定により完全かつ最終的に解決済みとの態度を表明してきたこと

(2) いわゆる従軍慰安婦問題が国会で取り上げられた際、平成四年一月一日までの国会答弁の中で、従軍慰安婦は民間業者が連れて歩いたものであるなどとして、国の関与及び法的責任を認めてこなかったことについて、各訴状記載の請求の原因第二の二の主張する賠償責任あるいは補償責任とは別個独立に不法行為に基づく賠償責任が成立するとし、その法的根拠について、「被告の朝鮮(及びアジア諸国)に対する植民地支配及び戦争への朝鮮人の動員により、原告らを含む多数の朝鮮人(及びアジア諸国の人々)に多大の損害を被らせた事実を含む太平洋戦争は、国際法上、通常戦争犯罪と異なり戦争法の枠外にある侵略戦争として国際犯罪とみなされ、その責任は、例外的に

戦争遂行にあたった軍人ら個人にも負わされた程に、高度に違法なものと評価された事実がある（極東国際軍事裁判、ニュールンベルグ国際軍事裁判）。右事実は、紛れもない歴史的事実であり、国内的にも国際的にも周知の事実である。したがって、各訴状記載の請求原因第二の二に記載の被告の各法的責任の有無（特に、裁判上認めら（れ）るかかどうか）にかかわらず、右周知の事実を前提として、被告が法廷外で従軍慰安婦について国の関与を否定する行為等の各訴状記載の請求の原因第二の三 1 『被告（公務員）の行為』は、健全な社会通念等に照らして、国家賠償法一条の『違法』に明らかに該当するものである。」（原告らの前記第二準備書面第一の二）と主張する。

（二）しかしながら、被告準備書面（七）において主張したとおり、「太平洋戦争は、国際法上、通常の戦争犯罪と異なり戦争法の枠外にある侵略戦争として国際犯罪とみなされ、その責任は、例外的に戦争遂行にあたった軍人ら個人にも負わされた程に、高度に違法なものと評価された」との主張が、どのような関連を持って、右（１）及び（２）の各行為をして国家賠償法一条一項にいう違法と評価せしめるのかは説明がないので明らかでないが、その点はおくとしても、本来両者は

法的に異なる問題であるので、原告らの右主張が失当であることは明らかである。

(三)そもそも、国家賠償法に基づく賠償責任が成立するためには、少なくとも権利ないし法的保護に値する利益が侵害されたというのでなければならない。しかるに、右(1)及び(2)の各行為は、原告らの主張を前提としても、日韓両国及び両国民間の財産・請求権の問題についての一般的な見解及びいわゆる従軍慰安婦問題一般に関して述べたものであって、原告らを含む個々の者に関する言動ではない。したがって、右(1)及び(2)の各行為それ自体によって原告らの権利ないし法的保護に値する利益が侵害されることはあり得ない。

2 法務大臣発言について

(一)原告らは、一九九四年六月二〇日付け「訴の追加申立書」をもって、平成六年四月二八日、当時の法務大臣永野茂門が、共同通信所属の記者によるインタビューにおいて、いわゆる従軍慰安婦問題について、「当時の公娼であつたし、それを現在の目で見ると、女性蔑視とか、韓国人差別とは言えない。」と発言し、これが新聞等で報道されたことにより、「人格及び名誉を侵害された。」と主張する

しかし、被告準備書面（六）において主張したとおり、原告らが、永野元法務大臣の右発言によって、いかなる意味において「人格及び名誉を侵害された」と主張するのか、特に、右「人格」とは具体的にいかなる内容の権利ないし法的利益を示すのか、明らかではない。したがって、以下においては、（１）「原告らは、いずれも強制的に従軍慰安婦として連行され、非人道的な扱いを受けたと、一貫として主張し続け、その人格の尊厳をかけて、被告に対して、償いと謝罪を求めてきたのであり、永野元法務大臣の発言が、原告らの人格及び名誉を侵害した。」、（２）「従軍慰安婦に関する調査結果、政府見解、国の答弁がなされてきた過程の末で、これらに逆行する右発言は、明らかに社会通念上正当性を欠き違法である。」との各主張に対し、次のとおり反論する。

（二）原告らの指摘する永野元法務大臣の発言は、同大臣が、法務大臣就任当日の個別インタビューにおいて、共同通信所属の記者から「旧軍人として従軍慰安婦問題を含め日本の戦争責任をどう考えますか。」と質問されたのに対し、「二十世紀半ばに一流国が自分の意思を周辺に押し付けるという歴史感覚は間違っていた。慰安婦は程度の差はあ

るが、米、英軍などでも同じようなことをやっている。日本だけが悪いと取り上げるのは酷だ。慰安婦は当時の公娼（こうしょう）であつて、それを今の目から女性べつ視とか、韓国人差別とかは言えない。」と答えた（以下「本件発言」という。）ところ、これが、平成六年五月四日及び同月五日の新聞朝刊の「新閣僚に聞く」等と題した企画記事で報道されたものである。

（三）（１）民事法において、名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価を意味し

（最高裁昭和四五年一二月一八日第二小法廷判決・民集二四卷一三号二一五―ページ）、名誉の侵害とは、右のような人が社会から受ける客観的な評価を低下させることである（最高裁昭和三一年七月二〇日第二小法廷判決・民集一〇卷八号一〇五九―ページ）。

したがって、言論による名誉の侵害があつたといえるためには、人の社会的評価を低下させるに足る具体的なものである必要があり、なお、当該言論により特定人について、前述したような人格的価値についての社会から受ける客観的な評価が低下することが必要である。

しかるに、当該言論が不特定人を対象とするか、あるいは、具体性

を欠く内容の場合においては、特定人について、前述した客観的な評価が低下することはあり得ず、かかる場合には、言論による名誉の侵害は成立しない（五十嵐清・人格権論一八ページ、京都地裁昭和五〇年七月一日判決・判例時報八〇二号一〇五ページ）。

（２）これを本件についてみると、永野元法務大臣の本件発言は、前記のとおり、「旧軍人として従軍慰安婦問題を含め日本の戦争責任をどう考えますか」との一般的な質問に対し、「慰安婦は当時の公娼……」と不特定の人を対象とし、一般論としての考え（意見）を述べたものである。したがって、そもそも、これを聞く（読む）一般市民にとって、原告らはもとより特定の人を指して述べているとは到底解し得ない発言であるし、また、抽象的に「公娼」と言うだけであって発言内容の具体性にも欠ける。

そうしてみると、本件発言によって原告らの社会的評価が低下することはあり得ないというべきであるから、原告らの名誉が侵害されたとはいえない。

（四）（１）原告らの主張する「人格」の侵害とは、人格的利益の一種として考えられるようになってきている名誉感情の侵害をいうので

はないかと思われるので、この点について反論する。

(2) 名誉感情は、人が自己自身の人格的評価について有する主観的価値であって、主観的な、いわば感情の領域にあるものであるから、直ちに法的保護に値するものということとはできないが、名誉感情の侵害であっても、「行為者がなした表示の内容、手段ないし方法及び表示がなされた時期、場所並びに関係当事者、ことに被害者の職業、年齢、社会的地位等諸般の具体的事情を総合的に考察して」(東京高裁昭和五六年八月二五日判決・判例時報一〇一九号八ページ)、「その表現態様が著しく下品ないし侮辱的、誹謗中傷的である等その対象者の名誉感情を不当に害し、社会通念上是認し得ないものであるときは、……右侮辱は違法性を有し、不法行為となる」(東京地裁昭和六一年四月三〇日判決・判例時報一二二三号七ページ、同平成二年七月一六日判決・判例時報一三八〇号一六ページ等)と解されている。

ところで、本件発言は、前述のとおり、いわゆる従軍慰安婦問題に関する一般的な意見を述べたにすぎず、もとより原告ら等の特定人を公娼であったと指摘したものでもないし、また、その表現態様が著しく下品ないし侮辱的、誹謗中傷的であるということもできないから、

違法ということはできない。

(3) なお、永野元法務大臣は、平成六年五月六日の記者会見において、本件発言を撤回した上、謝罪をした。

第二 第九準備書面第二(歴史的事実) の一(日帝の韓国併合と戦争への朝鮮人の動員) について

一 1 (韓国併合と植民地支配) について

1 (一) (韓国併合) について

明治八年(一八七五年) に、いわゆる江華島事件が起きたこと、日清戦争が同二七年(一八九四年) に勃発し、同二八年(一八九五年) に終了したこと、日露戦争が同三七年(一九〇四年) に勃発し、同三八年(一九〇五年) に終了したこと、同年に我が国と韓国政府との間で「日韓協約」が調印されたこと、同協約一条に「日本國政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務ヲ監理指揮スヘク日本國ノ外交代表者及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ」と、二条に「日本國政府ハ韓國ト他國トノ間ニ現存スル條約ノ實行ヲ全フスルノ任ニ當リ韓國政府ハ今後日本國政府ノ仲介ニ由ラスシテ國際的性質ヲ有スル何等ノ條約若ハ約束ヲナササルコトヲ約ス」

と、さらに三条に「日本國政府ハ其代表者トシテ韓國皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監（レチデントゼネラル）ヲ置ク統監ハ専ラ外交ニ關スル事項ヲ管理スル爲京城ニ駐在シ親シク韓國皇帝陛下ニ内謁スルノ權利ヲ有ス日本國政府ハ又韓國ノ各開港場及其他日本國政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官（レチデント）ヲ置クノ權利ヲ有ス理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ從來在韓國日本領事ニ屬シタル一切ノ職權ヲ執行シ竝ニ本協約ノ條款ヲ完全ニ實行スル爲メ必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ」
との文言があること、同四三年（一九一〇年）八月二二日に、我が国と韓国政府との間で「韓國併合ニ關スル條約」が調印されたこと、同条約一条に「韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ讓與ス」との文言が存在すること、及びいわゆる韓国併合に伴い朝鮮人が我が国の国籍を取得したことは認める。

2（二）（植民地支配）について

いわゆる韓国併合後の統治形態が朝鮮總督府制であったこと、韓国内で土地調査事業が行われたこと、及び大正八年（一九一九年）に、いわゆる「三・一」独立運動が起こったことは認める。

二 2（戦争への動員）について

1 (一) (兵站基地化政策) について

昭和六年(一九三一年)に、いわゆる満州事変が起こり、同一二年(一九三七年)に、いわゆる蘆溝橋事件が勃発したことは認める。

2 (二) (皇民化政策) について

朝鮮民事令の第三次改正(昭和一四年十一月一〇日制令第一九号・同一五年二月一日施行)により、朝鮮において氏の制度が創設されたことは認める。

3 (三) (強制連行による労働力動員) について

昭和一三年(一九三八年)に国家総動員法が公布され、同一四年(一九三九年)七月に国民徴用令(勅令第四五一号)が施行(朝鮮においては同年一〇月施行)されたが、朝鮮ではその全面的な発動を避け、同一六年(一九四一年)に軍用員関係に適用され、同一九年(一九四四年)二月に朝鮮内の重要工場、事業場の現員徴用が行われ、同年九月以降朝鮮から日本内地へ送り出される労務者にも一般徴用が実施されたこと、及び同一四年(一九三九年)九月以降から自由募集方式による動員が始められたこと、また、同一七年(一九四二年)二月から官あつせんによる動員が始まったことは認める。

なお、朝鮮からの日本内地への労務動員の形態は、(1) 自由募集による動員 (同一四年九月から同一七年一月まで)、(2) 官あつせん・隊組織による動員 (同一七年二月から同一九年八月まで)、(3) 国民徴用令による動員 (同一九年九月以降) であった。

(1) の自由募集による動員は、石炭、鉱山、土建などの事業主が、まず府県長官あてに許可申請書を提出し、当時労働行政を所管していた厚生省の査定認可を受け、次に朝鮮総督府の許可を受け、総督府の指定する地域で、自己の責任で労務者を募集し、募集された労務者は雇用主等に引率されて集团的に渡航就労するものであった。

(2) の官あつせん・隊組織による動員とは、事業主が府県知事に雇用願を提出して承認を得た後、総督府に朝鮮人労務者斡旋申請書を提出し、総督府が、これを承認した場合は地域を決定して通牒し、さらに、道が、職業紹介所及び府、郡、島を通じて、邑、面にまで割当てを決定して、労務者を選定取りまとさせめるというものであった。また、送出しに当たっては、雇用主等が隊組織に編成された労務者を引率渡航した。

4 (四) (軍要員としての動員) の (1) (軍属) について

原告らの主張が昭和一四年（一九三九年）から朝鮮においても国民徴用令に基づく徴用が実施されていたという趣旨であるならば、右事実を否認する。なお、国民徴用令が施行されたのは同年七月であるが、朝鮮においては、その全面的な発動は避けられており、昭和一六年（一九四一年）以降に軍用員関係に対して適用されるようになり、同一九四年（一九四四年）二月に朝鮮内の重要工場、事業場の現員徴用が行われ、同年九月以降、朝鮮から内地へ送り出される労働者にも一般徴用が行われるようになったものである。

5（四）の（２）（志願兵制度）について

昭和一三年（一九三八年）四月三日に施行された陸軍特別志願兵令（同年二月二二日勅令第九五号）及び同一八年（一九四三年）八月一日に施行された海軍特別志願兵令（同年七月二七日勅令第六〇八号）により、戸籍法の適用を受けない者についても志願兵制度が実施され、右各施行日にそれぞれ朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所官制及び朝鮮総督府海軍兵志願者訓練所官制が施行され、兵役に服することを志願した者に対し、心身の鍛練その他の訓練を施していたこと、及び同一八年にいわゆる学徒動員が実施されたことは認める。6（四）の（３）

(徴兵制度) について

昭和一七年 (一九四二年) 五月八日に行われた閣議で朝鮮における徴兵制実施の準備が決定され、同一八年 (一九四三年) これを内容とする改正兵役法が帝国議会の協賛を経て公布され、同年八月一日同法が施行されたこと、及び昭和一九年 (一九四四年) 以降、朝鮮において第一回及び第二回の各徴兵検査が実施されたことは認める。

7 (五) (朝鮮人軍人軍属の処遇) について

争う。

三 3 (連行された朝鮮人の帰還) について

我が国が、昭和二〇年 (一九四五年) に、ポツダム宣言を受諾したこと及び敗走という混乱した状況下で、慰安婦等の婦女子が現地に置き去りにされる事例があったことは認める。

第三 第九準備書面第二の三 (戦後補償の国際的潮流) について

一 1 (ドイツ) について

1 (一) について

昭和二五年 (一九五〇年) に「戦争犠牲者の援護に関する法律 (Gesetz über die Versorgung der O

pfer des Krieges)」が制定され、ドイツ軍における勤務中の傷病に対する年金等の支給措置が採られたこと、及び同法八条に原告ら主張の裁量行為を認める規定があることは認める。

2 (三) について

昭和三一年(一九五六年)に連邦「補償」法(Bundesentschädigungsgesetz)が制定され、同法一条の規定する被害者に一定の給付がされていること、同三二年(一九五七年)に連邦「返還」法(Bundesrückerstattungsgesetz)が制定され、ナチスによる動産及び不動産の収用に対する賠償措置が定められたこと、及び同二七年(一九五二年)にドイツ連邦共和国とイスラエル国との間で、ナチス体制下にユダヤ人に対して言葉に表せない犯罪的行為が行われたことにかんがみ、ユダヤ人難民のイスラエル定住及び社会復帰を支援するための資金をドイツ政府が供与する旨の協定が署名され、これが同二八年(一九五三年)に批准されたことは認める。

3 (四) について

ドイツ連邦共和国が欧州諸国(西欧一二か国、東欧四か国)と「補

償」協定を締結したことは認める。

なお、これらの協定は、ドイツ連邦共和国政府がナチスによって迫害された被害者に対して支援を行うべく人道的見地から行った自主的措置であると承知している。

4 (六) について

昭和六〇年（一九八五年）五月八日、ヴァイツゼッカー大統領が終戦四〇周年に当たってドイツ連邦議会において行った演説中に、原告らの引用に係る趣旨の一節が含まれていること、及び平成四年（一九九二年）二月、ドイツ連邦共和国政府の拠出により、ポーランドに和解基金が設立されたことは認める。

なお、同基金の性格は、ナチスの迫害による犠牲者に対する人道的支援のためのものと承知している。

二 2 (アメリカ) について

日系人が、昭和一七年（一九四二年）二月一九日付けの大統領行政命令第九〇六六号を根拠に強制的に移転又は収容された問題に対し、同六三年（一九八八年）に「一九八八年市民自由法」が制定され、議会在が国を代表して謝罪するとともに、補償と研究及び公教育活動等の

ための基金を設ける旨が定められたこと、及びこれに基づき、平成二年（一九九〇年）一〇月から、当該日系人に対し、一人当たり二万ドルの補償金の支払が開始され、その際、原告らの主張に係る一節の趣旨を含むブッシュ大統領からの手紙が手交されたことは認める。

三 3（カナダ）について

カナダにおける日系人の強制的な移転又は収容等については、昭和六三年（一九八八年）九月、マルルーニ首相が下院議会において、日系人に謝罪する旨の演説を行うとともに、カナダ政府が全カナダ日系人協会との間で、日系人に対する右措置が人権侵害であることを認め、同様な事態が再び起こらないように努めることを誓約の上、日系人被害者に対し、一人当たり二万一〇〇〇カナダドルの補償金の支払を行う旨合意し、その後政令の施行により、日系人被害者に対する補償が行われてきたことは認める。

四 4（日本における戦後処理の現状）について

1 昭和二六年（一九五一年）、我が国が連合国との間で「日本国との平和条約」に署名し、同条約が同二七年（一九五二年）四月二八日に発効したことは認める。原告ら主張の各国及び地域と我が国との間

に協定等が締結されたこと、及びラオス、カンボディア、マレーシア、シンガポール、韓国には、戦後、二国間協定に基づき無償援助等経済協力をを行い、ミクロネシア地域については「米国とのミクロネシア協定」に基づき、ミクロネシア地域の住民の福祉のために使用される一定額を無償で米国の使用に供したことは認める。

なお、原告らが特定する右協定等の内容は次のとおりである。

(1) ミャンマーとの間には、昭和二九年(一九五四年)十一月五日、「日本国とビルマ連邦との間の平和条約」及び「日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定」に署名し、我が国はこれに基づき賠償及び経済協力を行った。

(2) フィリピンとの間では、同三一年(一九五六年)五月九日、「日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定」に署名し、我が国はこれに基づき賠償を行った。

(3) インドネシアとの間では、同三三年(一九五八年)一月二〇日、「日本国とインドネシア共和国との間の平和条約」及び日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定」に署名し、我が国はこれに基づき

賠償を行った。

(4) ヴィエトナム共和国 (いわゆる南ヴィエトナム) との間では、同三四年 (一九五九年) 五月一三日、「日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定」に署名し、我が国はこれに基づき賠償を行った。

また、タイについては、同三〇年 (一九五五年) 七月九日、「特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定」に署名し、同三七年 (一九六二年) 一月三日、「特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定」が締結された。

なお、我が国は、平成五年 (一九九三年) 八月二三日の第一二七回国会における所信表明演説にて、細川内閣総理大臣が、「まずはこの場を借りて、過去の我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに改めて深い反省とお詫びの気持ちを申し述べるとともに、今後一層世界平和のために寄与することによって我々の決意を示していきたいと存じます。」と述べたように、お詫びと反省の気持ちを表明している。

2 昭和二十七年 (一九五二年) 四月三〇日制定の戦傷病者戦没者遺族

等援護法から同六三年（一九八八年）制定の平和祈念事業特別基金等に関する法律に至る一三のいわゆる戦争犠牲者援護立法が制定され、そのうちの一部にいわゆる国籍条項の明文規定が存在することは認める。

第四 第九準備書面第三（従軍慰安婦）について

一 昭和七年ころから終戦まで、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したこと、慰安所は当時の軍当局の要請により設置されたものであること、敗走という混乱した状況下で、慰安婦等の婦女子が現地に置き去りにされる事例があったこと、及び戦地に移送された慰安婦の出身地としては、日本人を除けば、朝鮮半島出身者が多かったことは認める。

二 昭和七年（一九三二年）にいわゆる上海事変が勃発したところ、同地の駐屯部隊のために慰安所が設置されたことが窺われ、そのころから戦終まで各地に慰安所が存在していたことは認める。

なお、旧日本軍占領地域内において、日本軍人が住民に対し強姦等の不法な行為を行い、その結果反日感情が醸成されることを防止する必要があったこと、性病等の病気による兵力低下を防ぐ必要があっ

たこと、及び防諜の必要があったことなどが慰安所設置の理由である。

三 慰安婦の募集については、軍当局の要請を受けた経営者の依頼によりあつせん業者らが当たるが多かったが、その場合でも、業者らが甘言をろうし、あるいは、畏怖させる等の形で本人たちの意向に反して募集する場合が数多く、また、官憲等が直接これに加担するなどの場合もみられたこと、及び業者が慰安婦等の婦女子を船舶等で輸送するに際して、旧日本軍が慰安婦の人たちを特別に軍属に準じた扱いにするなどして渡航申請に許可を与え、日本政府が身分証明書等の発給を行い、あるいは、慰安婦等の婦女子を、軍の船舶や車両によって戦地に運んだ場合もあったことは認める。

四 慰安所の多くは民間業者により経営されていたが、一部地域においては、旧日本軍が直接慰安所を経営していた事例が存在したこと、民間業者の経営に係る場合においても、旧日本軍において、その開設に許可を与え、あるいは、慰安所の施設を整備したり、慰安婦や慰安所の衛生管理のために、慰安所規定を設けて、慰安所の利用時間・利用料金や利用に際しての注意事項などを定めるほか、利用者に避妊具使用を義務付け、あるいは、軍医が定期的に慰安婦の性病等の病気の

検査を行うなどの措置を採り、さらには、慰安婦に対して外出の時間や場所を限定するなどしていたところもあったことは認める。

五 利用者の階級等によって異なる利用時間を定めたり、軍医が定期的に慰安婦の性病等の検査をしていた慰安所があったことは認める。

第五 第九準備書面第五（朝鮮人女子勤労挺身隊）について

一 昭和一九年（一九四四年）八月二二日に女子挺身勤労令が公布（勅令第五一九号、官報同月二三日）されたことは認める。

二 女子挺身勤労令三条一項には、「挺身勤労ヲ爲スベキ者（以下隊員と稱ス）ハ國民職業能力申告ニ依ル國民登録者タル女子トス」と、同条二項には、「前項該当者以外ノ女子ハ志願ヲ爲シタル場合ニ限り隊員ト爲スコトヲ得ルモノトス」と、各規定されていたことは認める。

三 女子挺身勤労令四条一項には、「引續キ挺身勤労ヲ爲サシムル期間ハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外概ネ一年トス」と、同条二項には、「隊員ヲシテ引續キ一年ヲ超工挺身勤労ヲ爲サシムル場合ニ於テハ隊員ノ同意アルコトヲ要ス」と、各規定されていたことは認める。

第六 第九準備書面第六（挺身隊原告らの被害事実）について

一 軍需会社法が昭和一八年（一九四三年）一〇月三一日に公布され

たこと（なお、施行は、昭和一八年一二月一七日である。）は認める。

二 昭和一九年一〇月一日から同二〇年八月三十一日までの間、不二越鋼材工業株式会社が存在したこと、並びに原告柳賛伊、同朴小得及び同朴順福に関し、同社に係る厚生年金保険被保険者の記録中に、それぞれ次の事項が登録されていることは認める。

なお、前述（第一の四・三九ページ以下）のように、債務不履行の前提となる原告らが主張する契約関係が存在しないのであるから、被告としては、原告ら主張の具体的事実関係（挺身原告らの被害事実）について、認容の限りではない。

第七 結語

以上述べたとおり、原告らの本件各請求は、いずれも主張自体失当であることが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。

1 原告 柳賛伊

氏名 柳川伊

生年月日 昭和三年二月三日

性別 女

厚生年金手帳記号番号 三三〇〇-一三四八七一

事業所の名称 不二越鋼材工業株式会社

資格取得年月日 昭和一九年一〇月一日

資格喪失年月日 昭和二〇年八月三十一日

標準報酬等級 三等級 (昭和一九年一〇月一日) 五等級 (昭和二〇年
二月一日)

坑内夫該当 無し

保険給付記録 無し

2 原告 朴小得

氏名 新井小得

生年月日 昭和七年一月一五日

性別 女

厚生年金手帳記号番号 三三〇〇-一三四五二二

事業所の名称 不二越鋼材工業株式会社

資格取得年月日 昭和一九年一〇月一日

資格喪失年月日 昭和二〇年八月三十一日

標準報酬等級 三等級 (昭和一九年一〇月一日) 四等級 (昭和二〇年
二月一日)

坑内夫該当 無し

保険給付記録 無し

3 原告 朴順福

氏名 新木志庸

生年月日 昭和五年八月三日

性別 女

厚生年金手帳記号番号 三三〇〇-一三四八六一

事業所の名称 不二越鋼材工業株式会社

資格取得年月日 昭和一九年一〇月一日

資格喪失年月日 昭和二〇年八月三一日

標準報酬等級 三等級 (昭和一九年一〇月一日) 四等級 (昭和二〇年
二月一日)

坑内夫該当 無し

保険給付記録 無し

